番号	品名	税率
	織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びバックラムその他これに類する織物類でハットファンデーションその他これに類する用途に供するもの	
	一 トレーシングクロス及び画用カンバス	一五%
	二 その他のもの	一〇%
五九・〇八	紡織用繊維の織物類(セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し又はしみ込ませたものに限る。)	一五%
五九・〇九	紡織用繊維の織物類(乾性油の調製品又は油を塗布し又はしみ込ませたものに限る。)	一五%
五九・一〇	リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品(紡織用繊維の基布を有するものに限るものとし、床用敷物として使用するものであるかどうかを問わない。)並びに紡織用繊維の基布に塗布した床用敷物(特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。)	二〇%
五九・一一	ゴム加工した紡織用繊維の織物類(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	一五%
五九・一二	その他の紡織用繊維の織物類(塗布し又はしみ込ませたものに限る。)及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類	
	一 紡織用繊維の織物類(塗布し又はしみ込ませたものに限る。)	一五%
	二 その他のもの	二〇%
五九・一三	ゴム糸を用いた紡織用繊維の織物類及びトリミング(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	一五%
五九・一四	ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん(紡織用繊維を織り、組み又は編んだものに限る。)、ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル	一五%
五九・一五	紡織用繊維製のホースその他これに類する物品(他の材料で内張りし又は補強したもの及び附属品(材料を問わない。)を有するものを含む。)	
	一 亜麻製又はラミー製のもの	二〇%
	二 合成繊維製のもの	二〇%
	三 その他のもの	一五%
五九・一六	伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング(紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。)	一五%
五九・一七	紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品(通常機械に使用するものに限る。)	
	一 ふるい用の布	一五%
	二 製紙用フェルト(エンドレスのものに限る。)	一五%
	三 その他のもの	一五%

第六〇類 メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第五八・〇九号のクロセ編みのレース

(b) 第五九類に該当するメリヤス編み又はクロセ編みの物品

(c) コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品(第六一・〇九号参照)

(d) 第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品

(e) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品(第九〇・一九号参照)

2 第六〇・〇二号から第六〇・〇六号までの各号には、次の物品を含む。

(a) 各号に掲げる物品(未完成品を含む。)又はその部分品で、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げたもの及びメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたもの

(b) (a)に掲げる物品を製造するために特定の形状にしたメリヤス編物及びクロセ編物

3 第六〇・〇六号のメリヤス編物又はクロセ編物の製品には、サポート用バンドにのみゴム糸又はゴム糸を用いたものを使用したものを含まない。

4 この類に掲げる物品には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いる金属糸製のものを含む。

5 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ゴム糸を用いたもの」とは、紡織用繊維にゴムの糸を交じえたものをいう。

(b) 「ゴム加工したもの」とは、ゴムを塗布し、しみ込ませ又は被覆したもの及びゴムを塗布し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸を用いたものをいう。

番号	品名	税率
六〇・〇一	メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	
	一 平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの(二に掲げるものを除く。)	
	㈠ 羊毛製又は繊獣製毛のもの	二〇%
	㈡ 綿製のもの	一五%
	㈢ 人造繊維製のもの	
	A 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの	二五%
	B その他のもの	一五%
	㈣ その他のもの	二〇%
	二 模様編みの組織を有するもの	三〇%
六〇・〇二	手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	二〇%
六〇・〇三	くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	
	一 合成繊維製のもの	
	㈠ 女子用の長くつ下	三〇%
	㈡ その他のもの	二五%
	二 その他のもの	二〇%
六〇・〇四	下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	
	一 ししゅうしたもの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	三〇%
	二 その他のもの	二〇%
六〇・〇五	外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	
	一 ししゅうしたもの、レースを用いたもの及	

び模様編みの組織を有するもの	
二 その他のもの	三〇%
(一) 外衣類	二五%
(二) ショール、スカーフ、マフラーその他これらに類する物品	二五%
(三) その他のもの	二五%
六〇・〇六 メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。）	
一 メリヤス編物及びクロセ編物	二〇%
二 その他のもの	二〇%

第六一類　衣類及びその附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注

1　この類に掲げる物品は、紡織用繊維の織物類（フェルト、不織布、第五八・〇七号の組ひも及びトリミング並びにチュールその他の網地及びレースを含む。）又は金属糸の織物で製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの製品（第六一・〇九号に該当するものを除く。）を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品

(b)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・一九号参照）

3　第六一・〇一号から第六一・〇四号までの各号においては、次に定めるところによる。

(a)　男子用であるか女子用であるかが判別し難い物品は、第六一・〇二号又は第六一・〇四号に属する。

(b)　乳幼児用の物品には、次の物品を含む。

(i)　男児用であるか女児用であるかが判別し難いもの

(ii)　ベビーナプキン

4　スカーフその他これに類する物品のうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、第六一・〇五号のハンカチに含まれるものとし、一辺の長さが六〇センチメートルをこえるハンカチは、第六一・〇六号に属する。

5　この類に掲げる物品には、その未完成品及び当該物品を作るために特定の形状にした紡織用繊維の織物類（第六一・〇九号にあつては、同号に掲げる物品を作るために特定の形状にしたメリヤス編み又はクロセ編みの物品を含む。）を含む。

六一・〇一 男子用の外衣類	
一 毛皮付きのもの	四〇%
二 その他のもの	二五%
六一・〇二 女子用又は乳幼児用の外衣類	
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	四〇%
二 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
三 その他のもの	二五%
六一・〇三 男子用の下着（カラー、シャツフロント及びカフスを含む。）	二〇%
六一・〇四 女子用又は乳幼児用の下着	
一 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
二 その他のもの	二〇%

六一・〇五 ハンカチ	
一 亜麻製又はラミー製のもの	三五%
二 その他のもの	
(一) ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
(二) その他のもの	
A 綿製のもの	一五%
B その他のもの	二〇%
六一・〇六 ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品	
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	四〇%
二 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
三 その他のもの	二五%
六一・〇七 ネクタイ	三〇%
六一・〇八 女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング	
一 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
二 その他のもの	二〇%
六一・〇九	

第六二類　紡織用繊維のその他の製品

注

1　この類に掲げる物品は、紡織用繊維の織物類（フェルト及び不織布を除く。）又は第五八・〇七号の組ひも若しくはトリミングで製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの製品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第五八類、第五九類又は第六一類に該当する物品

(b)　第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品

六二・〇一 ひざ掛け及び毛布	
六二・〇二 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ	
一 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
二 その他のもの	二〇%
六二・一〇 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	
一 手袋	二〇%
二 くつ下類	二〇%
六二・一一 ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）	
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	四〇%
二 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
三 その他のもの	二〇%

六二・〇三	品	従きよりの二三%、従量ニラが%、税率(税率)表と率円にキそ	従きよりの二三%、従量ニラが%、税率(税率)表と率円にキそ
六二・〇四	タ・ポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品	二 合成繊維製のもの	二 合成繊維製のもの
		三 その他のもの	三 その他のもの
		B その他のもの	B その他のもの
		(一) 亜麻製又はラミー製のもの	(一) 亜麻製又はラミー製のもの
		(二) その他のもの	(二) その他のもの
		包装用の袋	包装用の袋
		一 黄麻製のもの	一 黄麻製のもの
		(一) 使用したもの	(一) 使用したもの
		A 使用してないもの	A 使用してないもの
		五〇〇グラム以上の布で作ったものに限る。)	五〇〇グラム以上の布で作ったものに限る。)
		ガンニー袋(一平方メートルの重量が	ガンニー袋(一平方メートルの重量が
		従きよりの二三%、従量ニラが%、税率(税率)表と率円にキそ	従きよりの二三%、従量ニラが%、税率(税率)表と率円にキそ
		二〇%(税率)表と率円にキそ	二〇%(税率)表と率円にキそ
		一五%	一五%

六四・〇六	ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用すねあて、サッカー用すねあてその他これらに類するもの及びこれらの部分品	二 その他のもの	二 その他のもの
		一 基製のもの及び毛皮を用いたもの	一 基製のもの及び毛皮を用いたもの
		二〇%	二〇%
		一五%	一五%
六四・〇一	はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作ったものに限る。)	はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックのゴム製又は人造プラスチック製のものに限る。)並びに中古のはき物及び帽子(ゴム製又は人造プラスチック製のものに限る。)を除く。)	
六四・〇二	はき物(本底が基製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限る。)		
	一 甲が基製のもの及び甲に毛皮を用いたもの		
	二 その他のもの		
	(一) 本底が基製のもの		
	三〇%		
	二〇%		
六四・〇三	はき物(本底が木製又はコルク製のものに限る。)		
	(二) その他のもの		
	二〇%		
六四・〇四	はき物(本底がその他の材料製のものに限る。)		
	二〇%		
六四・〇五	はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止めの式かとを含むものとし、金属製のものを除く。)		
	一〇%		
	五%		

2 第六四・〇五号及び第六四・〇六号において部分品には、くつ、ブーツ、レース、ボンボンその他のトリミング(それぞれ該当する号に属するボタンその他の物品を含まない。)及び第九八・〇一号に該当するゴム又は人造プラスチックの表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した繊維の織物類(ゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維のものを含む。)

3 第六四・〇一号においてゴム又は人造プラスチックの表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類(ゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維のものを含む。)及び第九八・〇一号に該当するゴム又は人造プラスチックの表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類(ゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維のものを含む。)を含まない。

六四・〇六	ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用すねあて、サッカー用すねあてその他これらに類するもの及びこれらの部分品	二 その他のもの	二 その他のもの
		一 基製のもの及び毛皮を用いたもの	一 基製のもの及び毛皮を用いたもの
		二〇%	二〇%
		一五%	一五%
六四・〇一	はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作ったものに限る。)		
六四・〇二	はき物(本底が基製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限る。)並びに中古のはき物及び帽子(ゴム製又は人造プラスチック製のものに限る。)を除く。)		
	一 甲が基製のもの及び甲に毛皮を用いたもの		
	二 その他のもの		
	(一) 本底が基製のもの		
	三〇%		
	二〇%		
六四・〇三	はき物(本底が木製又はコルク製のものに限る。)		
	(二) その他のもの		
	二〇%		
六四・〇四	はき物(本底がその他の材料製のものに限る。)		
	二〇%		
六四・〇五	はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止めの式かとを含むものとし、金属製のものを除く。)		
	一〇%		
	五%		

2 第六四・〇五号及び第六四・〇六号において部分品には、くつ、ブーツ、レース、ボンボンその他のトリミング(それぞれ該当する号に属するボタンその他の物品を含まない。)及び第九八・〇一号に該当するゴム又は人造プラスチックの表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類(ゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維のものを含む。)を含まない。

3 第六四・〇一号においてゴム又は人造プラスチックの表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類(ゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維のものを含む。)及び第九八・〇一号に該当するゴム又は人造プラスチックの表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維の織物類(ゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆した紡織用繊維のものを含む。)を含まない。

六五・〇一	帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。)並びにフェルト製のプラトウ及びマンション(スリットマンションを含む。)を除く。)		
六五・〇二	帽体(組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作ったもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。)		
六五・〇三	フェルト製の帽子(第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、真石、半真石又は真珠を用いたもの	四〇%	
	二 その他のもの	五%	
	二〇%		
	一五%		
六五・〇五	紡織用繊維のその他の製品(ドレスパターンを含む。)		
	一 亜麻製、ラミー製又は黄麻製のもの		
	二 その他のもの		
	二〇%		
	一五%		

1 注

(a) この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六三・〇一号に該当する中古の帽子

(b) (c) 人髪製のヘアネット(第六七・〇四号参照)

(d) (c) 第九七類の人形用又はがん具用の帽子及びカーニバル用品

2 第六五・〇二号には、縫い合わせて作った帽体(組物その他の物品のストリップを一ら旋状に縫い合わせて作った帽体を除く。)を含まない。

第六六類 傘、つえ、シートステッキ、むち及びこれらの部分品

六六・〇一	傘(つえ傘、シートステッキ及び子供用の傘を含む。)		
	一 骨が金属製のもの		
	(一) 骨が貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、真石、半真石又は真珠を用いたもの	四〇%	
	(二) その他のもの	五%	
	二〇%		
	一五%		
六六・〇二	傘の骨、受け、中棒、ランセット及び石突		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、真石、半真石又は真珠を用いたもの	四〇%	
	二 その他のもの	五%	
	二〇%		
	一五%		
六六・〇三	つえ、シートステッキ及びむち		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、真石、半真石又は真珠を用いたもの	四〇%	
	二 その他のもの	五%	
	二〇%		
	一五%		
六六・〇四	傘、つえ傘、シートステッキ、つえ及びむちの部分品		
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、真石、半真石又は真珠を用いたもの	四〇%	
	二 その他のもの	五%	
	二〇%		
	一五%		

(a) 羽毛又は鳥のその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥の羽毛若しくは羽毛製の物品（ろうその他これらに類する物品を含む。）、造花及び人髪製品	六・五％
(b) 羽毛及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥の羽毛若しくは羽毛製の物品（ろうその他これらに類する物品を含む。）、造花及び人髪製品	一〇％
(c) 第九十九類に該当する物品	無税
(d) 第六十一類に該当する工具及びその部分品	一〇％
(e) 第六十二類に該当する物品	一〇％
(f) 第六十三類に該当する物品	一〇％
(g) 第六十四類又は第六十五類に該当する履物及びその部分品	一〇％
(h) 第六十六類に該当する物品	一〇％
(ij) 第六十七類に該当する造花、造花の部分品、人髪製品及びかつらその他の頭飾り	一〇％
(k) 第九十五・七号に該当する物品	一〇％

注

1　この類において、次の物品は、それぞれ当該物品の部分品とする。

(a) 羽毛又は鳥のその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥の羽毛若しくは羽毛製の物品（ろうその他これらに類する物品を含む。）、造花及び人髪製品

(b) 羽毛又は鳥のその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥の羽毛若しくは羽毛製の物品（ろうその他これらに類する物品を含む。）、造花及び人髪製品

(c) 第九十九類に該当する物品

(d) 第六十一類に該当する工具及びその部分品

(e) 第六十二類に該当する物品

(f) 第六十三類に該当する物品

(g) 第六十四類又は第六十五類に該当する履物及びその部分品

(h) 第六十六類に該当する物品

(ij) 第六十七類に該当する造花、造花の部分品、人髪製品及びかつらその他の頭飾り

(k) 第九十五・七号に該当する物品

六五・〇五	帽子（ベレー帽その他これらに類する物品を含む。）及びヘアネット
六〇・六六	ショール、スカーフ、マフラー、ベール、ネクタイその他の装飾品（毛織物製のものを除く。）及びこれらの部分品
六〇・六六	一貫originの他これらに類する物品 馬、貨物、これを張る若しくはおおう金属製の帽子（装飾したものを含む。）及びその部分品 馬、貨物、これを張る若しくはおおう金属製のスプリングバランス及び附属品 一貫originの他これらに類する物品
六五・〇三	第六十五・〇一号に該当する物品 一　革製のもの及び革付きのもの 二　革製のもの及び毛皮付きのもの（二に掲げるものを除く。） 三　帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットブランド用のスエードバンド、ハットブレーム（ボンネット用のスプリングフレームを含む。）及びこれらに類する物品 四　その他のもの
六五・〇四	第六十五・〇二号に該当する物品 一　革製のもの及び毛皮付きのもの（二に掲げるものを除く。） 二　外側が毛皮製のもの 三　その他のもの
六五・〇五	帽子用ネット、帽子製品（ヘアネットを含む。）及びヘアネット

注

1　この類において、次の物品を含まない。

(a) 人髪製のつる巻、次の物品を含まない。

(b) ヘアネット、しじゅう布その他の紡織用繊維製の帽子及び帽子製品（第五十九・一七号参照）

(c) なつめ（第一部参照）

(d) 帽子用ゴム類（第四十・一五号参照）

(e) 羽毛製ダスター（第六十・〇四号参照）、化粧用ダスター（第六十六・〇五号参照）及び人髪製ダスターに類する物品（運動用具及びカーニバル用品（第六十七類参照））

2　第六十五・〇二号において、革製の物品には、取り付けていないときは、当該物品を帽子製品並びにカーネーション、草つき、かなめ及び人髪製の帽子用ネットを除く。これらの物品に取り付けた際に第六十五・〇一号又は第六十六・〇二号に該当する物品として取り扱われるものとし、それぞれ該当する号に属する。

3　第六十五・〇二号において、次の物品を含まない。

(a) サウスウェスター（第六十〇類参照）

(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料で作つた人造のすだ、葉又は果実で、成型、鏡造、打抜きその他これらに準ずる方法によつて一体として作つたものの及びその組立、接着その他これらに類する方法以外の方法によつても部分品を組み立てたもの

(c) その他のもの

(d) 扇子（第六十・〇三号参照）

4　第六十五・〇二号の人造のすだ及び葉製品には、造花の部分品、造花、人髪製品及び人髪製のつる巻を含まない。

(l) がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)
(m) 第九八・〇一号に該当するボタンその他の物品、第九八・〇五号に該当する石筆その他の物品及び第九八・〇六号に該当する石盤その他の物品
(n) 美術品、収集品及びこつとう(第九九類参照)
2 第六八・〇二号において石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。)には、第二五・一五号又は第二五・一六号に掲げる石を加工したもののほか、けい石、フリント、ドロマイト、ステアタイトその他の天然石を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

六八・〇一	道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石(天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。)	五%
六八・〇二	石碑用又は建築用の石加工したものに限る。)及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。)	
	一 大理石(みがいたものに限る。)及び大理石製品	一五%
	二 その他のもの	五%
六八・〇三	スレート(加工したものに限る。)及びスレート製品(凝結スレート製品を含む。)	一〇%
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品(研摩用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含み、フレームに取り付けたものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類する物品(材料を問わない。)を有するかどうかを問わない。)及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石(凝結したものであるかどうかを問わない。)製、凝結した天然若しくは人造の研摩材料製又は陶磁製のもの	二〇%
	一 ダイヤモンドカッティングホイール	一五%
	二 ダイヤモンドグラインディングホイール	
	三 その他のもの	
	(一) 人造研摩材料製のもの	一五%
	(二) その他のもの	一〇%
六八・〇五	砥石その他これに類する物品(手とぎ用のもので、天然石製、凝結した天然若しくは人造の研摩材料製又は陶磁製のものに限る。)	
	一 人造研摩材料製のもの	一五%
	二 その他のもの	一〇%
六八・〇六	粉状又は粒状の天然又は人造の研摩材料を織物、紙、板紙その他の材料に付着させた物品(特定の形状に切つたもの、縫い合わせたもの及びその他の加工をしたものを含む。)	
	一 研摩紙	一五%
	二 その他のもの	二〇%
六八・〇七	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く。)	一五%
六八・〇八	アスファルト製品、石油アスファルト製品、コールタールピッチ製品その他これらに類する製品	一五%

六八・〇九	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくず、木くず又はのこくずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材で凝結したものに限る。)	
六八・一〇	プラスター製品	一五%
六八・一一	セメント製品(スラグセメント製品を含む。)、コンクリート製品及び人造石製品(粒状大理石をセメントで凝結したものの製品を含むものとし、補強してあるかどうかを問わない。)	一五%
六八・一二	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	
	石綿(加工したものに限る。)及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品(補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。)並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品	一五%
六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。)	一五%
六八・一四	雲母(加工したものに限る。)及び雲母製品(マイカナイト、マイカフォリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む。)	五%
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。)	一五%
六八・一六		

注
1 この類は、成形した後に焼成した物品に限り適用するものとし、第六九・〇四号から第六九・一四号までの各号には、断熱製品及び耐火製品を含まない。
2 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品
(b) 第八一・〇四号に該当するサーメット
(c) がい子(第八五・二五号参照)及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品
(d) 義歯(第九〇・一九号参照)
(e) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品
(f) がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)
(g) 第九八類に該当するボタン、喫煙用パイプその他の物品
(h) 美術品、収集品及びこつとう(第九九類参照)

第六九類　陶磁製品

第一節　断熱製品及び耐火製品

六九・〇一	断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限る。)	一〇%
六九・〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一号に該当するものを除く。)	一〇%
六九・〇三	その他の耐火製品(たとえば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一号に該当するものを除く。)	一五%
	第二節　その他の陶磁製品	
六九・〇四	建設用れんが(床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品を含む。)	一〇%

六九・〇五	かわら、煙突用品その他の建設用品（建築用装飾品を含む。）	一〇%
六九・〇六	管、導管及びとい（アングル、ベンドその他これらに類する継手を含む。）	一〇%
六九・〇七	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施してないものに限る。）	一〇%
六九・〇八	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）	一〇%
六九・〇九	理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する製品	
	一　理化学用又は工業用の物品	一五%
	二　その他のもの	一五%
六九・一〇	台所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品	一五%
六九・一一	磁器（パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	一五%
六九・一二	その他の陶磁器（食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	一五%
六九・一三	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品	一五%
六九・一四	その他の製品	一五%

第七〇類　ガラス及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　窯業用のうわぐすり（第三二・〇八号参照）

(b)　第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品

(c)　がい子（第八五・二五号参照）及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品

(d)　第九〇類に該当する皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかり、光学的に研摩した光学用品その他の物品

(e)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で、第九七類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(f)　第九八類に該当するボタン、魔法びん、香水用噴霧器その他の物品

2　第七〇・〇七号において板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）には、当該板ガラスの製品（ガラス以外の材料を取り付けてないものに限る。）を含む。

3　この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

七〇・〇一	ガラスの塊（光学ガラスの塊を除く。）及びくず	
	一　塊	一〇%
	二　くず	無税
七〇・〇二	エナメルガラスの塊、棒及び管	一〇%
七〇・〇三	ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。）	
	一　石英ガラスのもの	二〇%
	二　その他のもの	一〇%
七〇・〇四	板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法又はロール法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限るものとし、模様付けしてあるかどうかを問わない。）	
	一　型模様付き板ガラス	
	(1)　厚さが二・五ミリメートル以下のもの	一五%
	(2)　その他のもの	二〇%
七〇・〇五	二　その他のもの	一五%
	板ガラス（色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。）	
	一　無色平面のもの	
	(1)　厚さが二・五ミリメートル以下のもの	一〇%
	(2)　厚さが二・五ミリメートルをこえ、四ミリメートル以下のもの	一五%
	(3)　厚さが四ミリメートルをこえるもの	二〇%
七〇・〇六	二　その他のもの	一五%
	みがき板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）	
七〇・〇七	板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス	二五%
七〇・〇八	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）	
七〇・〇九	ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。）	二五%
七〇・一〇	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品	二五%
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。）	
	一　石英ガラス製のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%
七〇・一二	魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん及びそのブランク	一五%
七〇・一三	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）	二〇%
七〇・一四	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研摩したもの及び光学ガラス製のものを除く。）	二〇%
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント	二〇%
七〇・一六	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロ	

	ック、その他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス	二〇%
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンプル	
	一　石英ガラス製のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%
七〇・一八	光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研摩したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。）	
	一　板状のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%
七〇・一九	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティニ）	二〇%
七〇・二〇	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品	
	一　ガラス繊維の織物	二五%
	二　その他のもの	二五%
七〇・二一	その他のガラス製品	二〇%
	第一四部　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品、身辺用模造細	

貨類並びに貨幣

第七一類　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品並びに身辺用模造細貨類

注

1　全部又は一部が次の材料で構成される物品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがあるものを除き、すべてこの類に含まれる。

(a)　真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

(b)　貴金属又はこれを張つた金属

2　(a)　第七一・一二号、第七一・一三号及び第七一・一四号には、貴金属又はこれを張つた金属を頭文字、はめ輪、縁金その他のさ細な取付具又は装飾物に用いた物品を含まない。

(b)　第七一・一五号には、貴金属又はこれを張つた金属を用いた製品（これらをさ細な部分に用いたものを除く。）を含まない。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム（第二八・四九号参照）

(b)　第三〇類に該当する殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品

(c)　第三二類に該当する液状ラスターその他の物品

(d)　第四二・〇二号又は第四二・〇三号に該当するハンドバッグその他の物品

(e)　第四三・〇三号又は第四三・〇四号に該当する物品

(f)　第一一部に該当する紡織用繊維及びその製品

(g)　はき物（第六四類参照）及び帽子（第六五類参照）

(h)　第六六類に該当するかさ、つえその他の物品

(ij)　扇子及びうちわ（第六七・〇五号参照）

(k)　貨幣（第七二類及び第九九類参照）

(l)　第六八・〇四号、第六八・〇五号、第六八・〇六号又は第八二類に該当する研摩用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を用いたもの、第八二類に該当する物品で天然、合成又は再生の貴石又は半貴石の作用する部分を卑金属製支持物に取り付けているもの並びに第一六部に該当する機械類、電気機器及びこれらの部分品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石でないもの

(m)　第九〇類、第九一類又は第九二類に該当する精密機器、時計、楽器その他の物品

(n)　武器及びその部分品（第九三類参照）

(o)　第九七類の注2の規定に該当する物品

(p)　第九八類（第九八・〇一号及び第九八・一二号を除く。）に該当する物品

(q)　彫刻及び鋳像（第九九・〇三号参照）、収集品（第九九・〇五号参照）及び製作後一〇〇年をこえるこつとう（第九九・〇六号参照）。ただし、真珠、貴石及び半貴石を除く。

4　(a)　真珠には、養殖真珠を含む。

(b)　「貴金属」とは銀、金、白金及び白金族のその他の金属をいう。

(c)　「白金族のその他の金属」とは、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

5　この類において、貴金属を含有する合金（焼結したものを含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上のものは、貴金属の合金とする。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a)　白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金とする。

(b)　白金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%に満たないものは、金の合金とする。

(c)　その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金とする。この注において白金族の金属は、一つの金属とみなし、これを白金として取り扱うものとする。

6　この表において貴金属には、文脈により別段に解される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金とされるものを含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属に塗布し又はめつきした物品を含まない。

7　貴金属を張るという表現は、金属の一面又は二面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張ることをいう。なお、当該表現には、卑金属に貴金属を象眼することを含む。

8　第七一・一二号において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいい、真珠、貴石又は半貴石を用いたものを含む。

(a)　指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用くさり、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル、記章その他小形の身辺用装飾品

(b)　シガレットケース、おしろい入れ、さいふ、口中剤入れその他これらに類する身辺用品（通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いるものに限る。）

9　第七一・一三号において細工品には、装飾品、食卓用具、化粧用具、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

10　第七一・一六号において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)に掲げる身辺用細貨類（第九八・〇一号のボタン、飾りボタン、カフスボタンその他の物品及び第九八・一二号のくし、（アスライドその他の物品を除く。）のうち、真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属を用いてない次のもの（貴金属又はこれを張つた金属をさ細な部分に用いたものを含む。）をいう。

(a)　全部又は一部が卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかどうかを問わない。）

(b)　木とガラス、骨とこはく、真珠母貝と人造プラスチックその他二

種以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの

11　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

	第一節　真珠、貴石及び半貴石	
七一・〇一	真珠（加工してあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	一〇％
七一・〇二	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
	一　研磨、あなあけその他これらに類する加工をしてないもの	
	(一)　ボルト、カーボナードその他の工業用ダイヤモンド	無税
	(二)　水晶	無税
	(三)　その他のもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	
	A　ダイヤモンドのもの（伸線用にあなあけ加工をしたものに限る。）	一五％
	B　その他のもの	五％
	(二)　その他のもの	
	合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
	一　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	
	二　その他のもの	
七一・〇四	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	五％
	第二節　貴金属及び貴金属を張つた金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	
七一・〇五	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。）	
	一　銀（合金を除く。）	
	(一)　塊、片、粒、棒、形材、板及び帯	三％
	(二)　その他のもの	一〇％
	二　銀合金	一〇％
七一・〇六	銀を張つた金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	二〇％
七一・〇七	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。）	
	一　金（合金を除く。）	
	(一)　塊、片、粒、棒、形材、板及び帯	無税
	(二)　その他のもの	一〇％
	二　金合金	一〇％
七一・〇八	金を張つた卑金属及び銀（加工してないもの及び	一〇％

	一次製品に限る。）	
七一・〇九	白金及び白金族のその他の金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	
	一　白金及び白金族のその他の金属（他の金属との合金を除く。）	
	(一)　塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯	無税
	(二)　その他のもの	一〇％
	二　白金又は白金族のその他の金属と他の金属との合金	一〇％
七一・一〇	白金又は白金族のその他の金属を張つた卑金属及び貴金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	二〇％
七一・一一	貴金属の加工くず、溶解くずその他のくず	
	一　銀のくず	三％
	二　その他のもの	無税
	第三節　身辺用細貨類、貴金属細工品その他の製品	
七一・一二	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	四〇％
七一・一三	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。）	四〇％
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	
	一　理化学用又は工業用のもの	一〇％
	二　その他のもの	四〇％
七一・一五	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	
	一　理化学用又は工業用のもの	一〇％
	二　その他のもの	四〇％
七一・一六	身辺用模造細貨類	
	一　貴金属をめつきしたもの	四〇％
	二　その他のもの	二五％

第七二類　貨幣

注

この類には、収集品（第九九・〇五号参照）を含まない。

七二・〇一	貨幣	
	一　金貨	無税
	二　銀貨（通貨に限る。）	無税
	三　その他のもの	
	(一)　本邦通貨	無税
	(二)　その他のもの	その地金である金属のくずの税率と同じ税率

第一五部　卑金属及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇八号、第三三・〇九号、第三三・一〇号又は第三三・一三号に該当する調整着色料、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの

(b)　フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇七号参照）

(c)　第六五・〇六号又は第六五・〇七号に該当する帽子及びその部分品

(d)　かさの卑金属製部分品（第六六・〇三号参照）

(e)　第七一類に該当する貴金属の合金、貴金属を張つた金属、身辺用模造細貨類その他の物品

(f) 第一六部に該当する機械類、電気機器その他の物品
(g) 組み立てた鉄道用線路（第八六・一〇号参照）、車両、航空機、船舶その他第一七部に該当する物品
(h) 第一八部に該当する卑金属製の機器（時計用ばねを含む。）
(ij) 銃砲弾用に調整した鉛弾（第九三・〇七号参照）、武器、銃砲弾その他第一九部に該当する物品
(k) 第九四類に該当する家具、マットレスサポートその他の物品
(l) 手ふるい（第九六・〇六号参照）
(m) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品
(n) 第九八類に該当するボタン、ペン、ペンシルホールダー、ペン先その他の物品

2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。
(a) 第七三・二〇号、第七三・二五号、第七三・二九号、第七三・三一号又は第七三・三二号に掲げる物品及び非鉄卑金属製のこれと同種の物品
(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一一号）を除く。）
(c) 第八三・〇一号、第八三・〇二号、第八三・〇七号、第八三・〇九号、第八三・一二号又は第八三・一四号に掲げる物品
第七三類から第八二類まで（第七三・二九号及び第七四・一三号を除く。）において部分品には、(a)、(b)及び(c)に定めるはん用性の部分品を含まない。
第二文及び第八三類の注による場合を除き、第七三類から第八一類までの各号には、第八二類又は第八三類に該当する物品を含まない。

3 合金については、次に定めるところによる。
(a) ニッケルの含有量が全重量の一〇％をこえる卑金属合金は、ニッケル合金とする。ただし、鉄の含有重量が他の金属のいずれよりも多いものは、この限りではない。
(b) 第七三類又は第七四類の注に規定するフェロアロイ及びマスターアロイは、それぞれ第七三・〇二号又は第七四・〇二号に属する。
(c) その他の卑金属合金は、含有重量が最も多い金属の合金とする。
(d) この部の卑金属とこの部に該当しない元素とから成る合金（フェロアロイ及びマスターアロイを除く。）で、含有する卑金属の合計重量が全重量の五〇％以上のものは、この部の卑金属の合金とする。
(e) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの及び溶融により製造した金属の不均質な混合物を含む。

4 この表において卑金属には、文脈により別段に解される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

5 二以上の卑金属から構成される卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、この表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、別段の定めがあるものを除き、含有重量が最も多い卑金属の物品とする。この場合においては、次に定めるところによる。
(a) 鉄及び鋼は、同種の金属とみなす。
(b) 合金は、3の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。

6 この部において「くず」とは、金属の回収用又は化学品の製造用のみに適する金属のくずをいう。

備考

第七四類から第八一類までにおいて「塊」とは、インゴット、ブロック、ランプ、ビレット、ケーキ、スラブ、カソード、アノード、ペレット、ショットその他これらに類する形状の物品（精製してあるかどうかを問わない。）で、圧延、押出し、引抜き、鍛造その他の鍛錬をしてないもの（鋳造し又は焼結したもので、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしたものを除く。）をいう。

第七三類　鉄鋼及びその製品

1 注
(a) この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
第七三・〇一号において「銑鉄」とは、炭素の含有量が全重量の一・九％以上の鉄合金で、次に掲げる元素の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる限度内のものをいう。ただし、炭素の含有量が全重量の一・九％以上で鋼の性質を有する不変形工具鋼は、鋼とする。

りん	一五％未満
けい素	八％以下
マンガン	六％以下
クロム	三〇％以下
タングステン	四〇％以下
ニッケル、銅、アルミニウム、チタン、バナジウム、モリブデンその他の合金元素合計	一〇％以下

(b) 第七三・〇一号において「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六％をこえ三〇％以下の鉄合金で、その他の元素の含有量については、(a)に定める規格に該当するものをいう。
(c) 第七三・〇二号において「フェロアロイ」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄合金で通常鉄鋼の製造に用いるもののうち、次に掲げる元素のいずれか一の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる割合をこえ、鉄以外の合金元素の含有量の合計が全重量の九〇％（マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては九二％とし、けい素を含有するものにあつては九六％とする。）以下のものをいう。

けい素	八％
マンガン	三〇％
クロム	三〇％
タングステン	四〇％
アルミニウム、チタン、バナジウム、モリブデン、ニオブその他の合金元素（銅を除く。）	合計一〇％

(d) 第七三・一一号において「合金鋼」とは、次に掲げる元素のいずれか一の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼（マンガン及びけい素を含有する鋼にあつては、その割合をこえるものをいう。

マンガン及びけい素	合計二％
マンガン	二％
けい素	二％
ニッケル	〇・五％
クロム	〇・五％
モリブデン	〇・一％
バナジウム	〇・一％
タングステン	〇・三％
コバルト	〇・三％
アルミニウム	〇・三％
銅	〇・四％
鉛	〇・一％
りん	〇・一二％
いおう	〇・一％
りん及びいおう	合計〇・二％
その他の元素	〇・一％

(e) 第七三・一五号において「高炭素鋼」とは、炭素の含有量が全重量の〇・六％以上の鋼のうち、りん又はいおうの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇四％に満たないもので、りん及びいおうの合計が全重量の〇・〇七％に満たないものをいう。
(f) 第七三・〇六号において「パドルバー」又は「パドルパイリング」とは、圧延用、鍛造用又は再溶解用のバー又はパイリングで次に掲げるものをいう。

(i)　スラグを除去するためにパドル鉄の塊を鍛錬したもの
(ii)　鉄鋼くず又はパドル鉄を熱間圧延により荒く鍛接したもの

(g)　第七三・〇六号において「インゴット」とは、鋳型により鋳造した塊で圧延用又は鍛造用のものをいう。

(h)　第七三・〇七号において「ブルーム」及び「ビレット」とは、横断面が正方形又は長方形の半製品で、その断面積が一、二二五平方ミリメートルをこえ、厚さが幅の四分の一をこえるものをいう。

(ij)　第七三・〇七号において「スラブ」及び「シートバー（チンプレートバーを含む。）」とは、横断面が長方形の半製品で、厚さが六ミリメートル以上、幅が一五〇ミリメートル以上、厚さが幅の四分の一以下のものをいう。

(k)　第七三・〇八号において「コイル（再圧延用のものに限る。）」とは、横断面が長方形の巻いた熱間圧延半製品のうち、厚さが一・五ミリメートル以上で、幅が五〇〇ミリメートルをこえ、かつ、一個の重量が五〇〇キログラム以上のものをいう。

(l)　第七三・〇九号において「ユニバーサルプレート」とは、クローズドボックスミル又はユニバーサルミルにより熱間圧延した横断面が長方形の製品のうち、厚さが五ミリメートルをこえ一〇〇ミリメートル以下で、かつ、幅が一五〇ミリメートルをこえ一、二〇〇ミリメートル以下のものをいう。

(m)　第七三・一二号において「帯」とは、横断面が長方形の圧延製品で、厚さが六ミリメートル以下、幅が五〇〇ミリメートル以下、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるか、又は縁を剪断してあるかどうかを問わない。）をいう。

(n)　第七三・一三号において「板」とは、圧延製品で、厚さを問わないものとし、正方形又は長方形のものにあつては、幅が五〇〇ミリメートルをこえるもの(k)に定めるコイルを除く。）をいう。

第七三・一三号の板には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

(o)　第七三・一四号において「線」とは、横断面が中空でない冷間引抜製品で、横断面の最大寸法が一三ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。なお、第七三・二六号又は第七三・二七号の線には、この寸法の要件に該当する圧延製品を含む。

(p)　第七三・一〇号において「棒（線材を含む。）」とは、横断面が中空でない製品のうち、(h)、(ij)、(k)、(l)、(m)、(n)又は(o)の規定のいずれにも該当しないもので、その横断面が円形、弓形、だ円形、二等辺三角形、正方形、長方形、六角形、八角形又は二等辺台形のものをいう。なお、同号の棒には、コンクリート補強用の棒で、圧延工程で付けられた軽度の節、フランジ、みぞその他の異形部分を除いて、この規定に該当するものを含む。

(q)　第七三・一〇号において「中空マイニングドリル鋼」とは、マイニングドリル用の中空棒鋼で、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルをこえ五〇ミリメートル以下で、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の三分の一以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいい、その他の中空棒鋼は、第七三・一八号に該当する。

(r)　第七三・一一号において「形鋼」とは、横断面が中空でない製品のうち、第七三・一六号又は(h)、(ij)、(k)、(l)、(m)、(n)若しくは(o)の規定のいずれにも該当しないもので、その横断面が円形、弓形、だ円形、二等辺三角形、正方形、長方形、六角形、八角形及び二等辺台形以外の形状のものをいう。

2　第七三・〇六号から第七三・一四号までの各号には、合金鋼又は高炭素鋼の物品（第七三・一五号参照）を含まない。

3　第七三・〇六号から第七三・一五号までの各号に掲げる物品で材質の異なる鉄鋼のクラッドのものは、重量が最も多い鉄鋼から成るものと

する。

4　電解法により得た鉄は、その形状及び寸法に従い、他の方法により得た鉄と同様に取り扱うものとする。

5　第七三・一九号において「水力発電用高圧導水鋼管」とは、横断面が円形のびよう接、溶接又は継目なしの鋼管（曲管を含む。）で、内径が四〇〇ミリメートル、管板の厚さが一〇・五ミリメートルをそれぞれこえるものをいう。

七三・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。）	
	一　銑鉄	一〇％
	二　スピーゲル	一〇％
七三・〇二	フェロアロイ	
	一　フェロシリコン	一〇％
	二　フェロマンガン	一〇％
	三　フェロクロム	一〇％
	四　フェロニッケル	一〇％
	五　その他のもの	一〇％
七三・〇三	鉄鋼のくず	無税
七三・〇四	鉄鋼のショット及びグリット（選別したものであるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼のワイヤーペレット	一〇％
七三・〇五	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	
	一　鉄の含有量が全重量の九〇％に満たないもの	五％
	二　その他のもの	一〇％
	パドルバー及びパドルパイリング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形状のもの	
七三・〇六	一　インゴット	一二・五％
	二　その他のもの	一二・五％
七三・〇七	鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブ及びシートバー（チンプレートバーを含む。）並びに鉄鋼の荒鍛造品	
	一　荒鍛造品	一二・五％
	二　その他のもの	一二・五％
七三・〇八	鉄鋼のコイル（再圧延用のものに限る。）	一五％
七三・〇九	鉄鋼のユニバーサルプレート	一五％
七三・一〇	鉄鋼の棒（線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び中空マイニングドリル鋼	
	一　棒	
	(一)　クラッドのもの及びめつきしたもの	一五％
	(二)　その他のもの	
	A　冷間成形又は冷間仕上げをしたもの	一五％
	B　その他のもの	一五％
	二　線材（巻いたものに限る。）	
	(一)　クラッドのもの及びめつきしたもの	一五％
	(二)　その他のもの	一五％
	三　中空マイニングドリル鋼	一五％
七三・一一	形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板（鋼矢板にあつては、あなをあけてあるかどうかを問わない。）	
	一　形鋼	一五％
	二　鋼矢板	一五％
七三・一二	鉄鋼の帯（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限	

る。）	
一　クラッドのもの及びめつきしたもの	
(一)　クラッドのもの	一五%
(二)　すずをめつきしたもの	一五%
(三)　亜鉛をめつきしたもの	一五%
(四)　その他のもの	一五%
二　その他のもの	
(一)　巻いたもの	一五%
(二)　その他のもの	一五%
七三・一三　鉄鋼の板（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。）	
一　クラッドのもの及びめつきしたもの	
(一)　クラッドのもの	一五%
(二)　すずをめつきしたもの	一五%
(三)　亜鉛をめつきしたもの	一五%
(四)　その他のもの	一五%
二　その他のもの	
(一)　厚さが三ミリメートルに満たないもの	一五%
(二)　厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの	一五%
(三)　厚さが六ミリメートル以上のもの	一五%
七三・一四　鉄鋼の線（塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	
一　クラッドのもの及びめつきしたもの	一五%
二　その他のもの	一五%
七三・一五　合金鋼及び高炭素鋼（第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。）	
一　合金鋼	
(一)　高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三%以上、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。）	
A　前年における輸入数量の国内需要数量のうちに占める割合を当該年度における国内需要見込数量に乗じて得た数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一五%
B　その他のもの	二五%
(二)　バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。）	二五%
(三)　その他のもの	一五%
二　高炭素鋼（一に掲げるものを除く。）	一五%
七三・一六　鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングピース、転轍棒、歯形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続又は取付けにもつぱら用いるその他の鉄鋼製の材料（鉄道線路の建設材料に限る。）	
一　軌条	一五%
二　その他のもの	一五%
七三・一七　鋳鉄管	一五%
七三・一八　鉄鋼の管及び素管（鋳鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。）	
一　合金鋼（この類の注1(d)に定めるものをいう。）のもの	一五%
二　その他のもの	一五%
七三・一九　水力発電用高圧導水鋼管（補強してあるかどうかを問わない。）	一五%
七三・二〇　鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手	一五%
七三・二一　構造物及びその部分品（たとえば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料	一五%
七三・二二　鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	一五%
七三・二三　ドラム、かん、箱その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。）	一五%
七三・二四　鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器	一五%
七三・二五　より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	
鉄鋼製のばね及びばね板	
一　自動車用のシャシばね及びそのばね板	三〇%
二　その他のもの	一五%
七三・二六　ストーブ（セントラルヒーティング用の補助ボイ	

七三・二七　ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。）	
鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	一五%
七三・二八　鉄鋼製のくさり及びくさり部分品	一五%
七三・二九　鉄鋼製のいかり及びいかり部分品	一五%
七三・三〇　鉄鋼製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	一五%
七三・三一　鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼製のねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金	一五%
七三・三二　鉄鋼製の手縫針（ししゆう用のものを含む。）、じゆうたん用手針、手編針、ボドキン、クロセ手針その他これらに類する物品及びししゆう用あなあけ手針（これらのブランクを含む。）	一〇%
七三・三四　鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。）、ヘアピン及びカールグリップ	一〇%
七三・三五　鉄鋼製のばね及びばね板	
一　自動車用のシャシばね及びそのばね板	三〇%
二　その他のもの	一五%
七三・三六　ストーブ（セントラルヒーティング用の補助ボイ	

	ラーを有するものを含む。）、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさらあたため器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	一五％
七三・三七	ボイラー（第八四・〇一号の蒸気発生ボイラーを除く。）及びラジエーター（セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（冷風又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	一五％
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	一五％
七三・三九	鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する製品	二〇％
七三・四〇	その他の鉄鋼製品	二〇％

第七四類　銅及びその製品

注

1　第七四・〇二号において「マスターアロイ」とは、銅と他の材料との任意の割合の合金で、実用上圧延又は鍛造に適せず、通常その他の合金の製造用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するもの（りんの含有量が全重量の八％をこえるりん銅を除く。）をいう。りんの含有量が全重量の八％をこえるりん銅は、第二八・五五号に該当するものとし、この類には該当しない。

2　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七四・〇三号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(b)　第七四・〇三号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。）及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七四・〇四号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル、厚さが〇・一五ミリメートルをそれぞれこえ、かつ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるかどうかを問わない。）をいう。

第七四・〇四号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

3　第七四・〇七号には、管又は中空棒で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。また、第七四・〇八号には、管用継手でこれらと同種の加工をしたものを含む。

七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず	無税
	一　マット、セメントカッパー及び自然銅	
	二　塊（一に掲げるものを除く。）	
	(一)　銅（合金を除く。）のもの	
	A　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの	一〇％
	(a)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）	一キログラムにつき二七円
	(b)　その他のもの	一〇％
	B　その他のもの	一キログラムにつき二七円
	(二)　黄銅又は青銅のもの	一〇％
	(三)　その他のもの	五％
七四・〇二	三　くず	
	マスターアロイ	
	一　ベリリウム銅のもの	二〇％
	二　その他のもの	一〇％
七四・〇三	銅の棒、形材及び線	
	一　棒及び形材	
	(一)　銅（合金を除く。）のもの	二〇％
	(二)　黄銅又は青銅のもの	二〇％
	(三)　その他のもの	
	A　ベリリウム銅合金の棒	二五％
	B　その他のもの	二〇％
	二　線	
	(一)　銅（合金を除く。）のもの	二〇％
	(二)　黄銅又は青銅のもの	二〇％
	(三)　その他のもの	
	A　ベリリウム銅合金のもの	二五％
	B　その他のもの	二〇％
七四・〇四	銅の板及び帯	
	一　銅（合金を除く。）のもの	二〇％
	二　黄銅又は青銅のもの	二〇％
	三　その他のもの	
	(一)　ベリリウム銅合金のもの	二五％
	(二)　その他のもの	二〇％
七四・〇五	銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　ベリリウム銅合金のもの	二五％
	二　その他のもの	二〇％
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	二〇％
七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒	
	一　銅（合金を除く。）のもの	二〇％
	二　黄銅又は青銅のもの	二五％
	三　その他のもの	
	(一)　ベリリウム銅合金の中空棒	二五％
	(二)　その他のもの	二五％
七四・〇八	銅製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	二〇％
七四・〇九	銅製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	二〇％
七四・一〇	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これら	

	に類する物品（銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	二〇%
七四・一一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）	
	一　機械用のもの（エンドレスのものに限る。）	一五%
	二　その他のもの	二〇%
七四・一二	銅製のエキスパンデッドメタル	二〇%
七四・一三	銅製のくさり及びくさり部分品	
	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
七四・一四	銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）	
	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
七四・一五	銅製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに銅製のねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金	二〇%
七四・一六	銅製のばね	二〇%
七四・一七	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供するものに限るものとし、電気式のものを除く。）及び加熱器具部分品	二〇%
七四・一八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（銅製のものに限る。）	

	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
七四・一九	その他の銅製品	
	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%

第七五類　ニッケル及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七五・〇二号において「線」とは、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(b)　第七五・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。）及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七五・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるかどうかを問わない。）をいう。

　第七五・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第七五・〇四号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

七五・〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	
	一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物	
	(一)　粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	一五% 無税
	(二)　その他のもの	
	二　塊	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	A　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税 一キログラムにつき二〇〇円
	B　その他のもの	三〇%
	(二)　ニッケル合金のもの	三〇%
	三　くず	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	三〇%
	(二)　ニッケル合金のもの	三〇%
七五・〇二	ニッケルの棒、形材及び線	
	一　棒及び形材	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	二五%
	(二)　ニッケル合金のもの	二〇%
	二　線	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	二五%
	(二)　ニッケル合金のもの	二〇%
七五・〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	
	一　はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク	
	(一)　ニッケル合金のもの	
	(二)　その他のもの	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	(二)　ニッケル合金のもの	
七五・〇四	ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	
	一　ニッケル（合金を除く。）のもの	二五%
	二　ニッケル合金のもの	二〇%
七五・〇五	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	一キログラムにつき二〇〇円
七五・〇六	その他のニッケル製品	
	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%

第七六類　アルミニウム及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七六・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製

品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(b) 第七六・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。）及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c) 第七六・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル、厚さが〇・二ミリメートルをそれぞれこえ、かつ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるかどうかを問わない。）をいう。

第七六・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2 第七六・〇六号には、管又は中空棒で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたもの又は溝付きのものを含む。また、第七六・〇七号には、管用継手でこれらと同種の加工をしたものを含む。

七六・〇一	アルミニウムの塊及びくず	
	一　塊	
	(一)　アルミニウム（合金を除く。）のもの	一〇%
	(二)　アルミニウム合金のもの	一〇%
	二　くず	五%
七六・〇二	アルミニウムの棒、形材及び線	二〇%
	一　棒及び形材	
	二　線	
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯	二〇%
七六・〇四	アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）	二〇%
七六・〇五	アルミニウムの粉及びフレーク	一五%
七六・〇六	アルミニウムの管、素管及び中空棒	二〇%
七六・〇七	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	二〇%
七六・〇八	構造物及びその部分品（たとえば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他の材料	二〇%
七六・〇九	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	二〇%
七六・一〇	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これに類する容器（チューブ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）	二〇%
七六・一一	アルミニウム製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器	二〇%
七六・一二	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限る。）	二〇%
七六・一三	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限る。）	二〇%
七六・一四	アルミニウム製のエキスパンデッドメタル	二〇%
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限る。）	二〇%
七六・一六	その他のアルミニウム製品	二〇%
	第七七類　マグネシウム、ベリリウム及びこれらの製品	
七七・〇一	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。）	
	一　塊	二〇%
	二　くず	一〇%
七七・〇二	マグネシウムの棒、形材、線、板、帯、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず	二〇%
七七・〇三	その他のマグネシウム製品	二〇%
七七・〇四	ベリリウム及びその製品	
	一　塊及び粉	一〇%
	二　くず	一〇%
	三　その他のもの	二〇%
	第七八類　鉛及びその製品	

注

1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 第七八・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の形状を問わない。）をいう。

(b) 第七八・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。）及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c) 第七八・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の形状を問わない。）をいう。

第七八・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2 第七八・〇五号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これに類する加工をしたものを含む。

七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	
	一　塊	
	(一)　鉛（合金を除く。）のもの	
	A　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九九・八%以下のものに限る。）	一〇%　一キログラムにつき一三円
	B　その他のもの	一〇%

	(二) 鉛合金のもの	
	A アンチモンを含有するもの	
	二〇%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	
	一二%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	
	B その他のもの	
七八・〇二	鉛の棒、形材及び線	五%
七八・〇三	鉛の板及び帯	一五%
	一 鉛(合金を除く。)のもの	二〇%
	二 鉛合金のもの	二〇%
七八・〇四	鉛のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク	
	一 はく	一五%
	二 粉及びフレーク	一五%
七八・〇五	鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジ、S形ベンドその他の管用継手	
	一 管、素管及び中空棒	二〇%
	二 管用継手	二〇%
七八・〇六	その他の鉛製品	二〇%

第七九類　亜鉛及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七九・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。

(b)　第七九・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七九・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの(巻いてあるかどうかを問わない。)をいう。

第七九・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第七九・〇四号には、管、空中棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじ切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

七九・〇一	亜鉛の塊及びくず	
	一 塊	
	(一) 亜鉛(合金を除く。)のもの	
	A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの	
	B 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上で九七%以下のもの	一キログラムにつき一二円
	C その他のもの	五%
	(二) 亜鉛合金のもの	無税
	A アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの	一キログラムにつき一五円
	B その他のもの	一キログラムにつき一二円
	二 くず	五%
七九・〇二	亜鉛の棒、形材及び線	一五%
	一 棒及び形材	二〇%
	二 線	
七九・〇三	亜鉛の板、帯、はく、粉及びフレーク	
	一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク	一五%
	二 その他のもの	二〇%
七九・〇四	亜鉛の管、素管及び中空棒並びに亜鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	
	一 管、素管及び中空棒	二〇%
	二 管用継手	二〇%
七九・〇五	亜鉛製のとい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料	一五%
七九・〇六	その他の亜鉛製品	二〇%

第八〇類　すず及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第八〇・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。

(b)　第八〇・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鋳造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第八〇・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第八〇・〇五号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

八〇・〇一	すずの塊及びくず	
	一　塊	
	(一)　すず(合金を除く。)のもの	五%
	(二)　すず合金のもの	一〇%
	二　くず	無税
八〇・〇二	すずの棒、形材及び線	一〇%
八〇・〇三	すずの板及び帯	一〇%
八〇・〇四	すずのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク	一五%
八〇・〇五	すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	一五%
八〇・〇六	その他のすず製品	二〇%

注

第八一・〇四号は、ビスマス、カドミウム、コバルト、クロム、ガリウム、ゲルマニウム、ハフニウム、インジウム、マンガン、ニオブ(コロンビウム)、レニウム、アンチモン、チタン、トリウム、タリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、バナジウム及びジルコニウムに限り適用する。また、同号には、サーメット及びコバルトのマット、スパイスその他コバルト製錬の中間生産物を含む。

八一・〇一	タングステン(ウォルフラム)及びその製品	
	一　塊、粉及びフレーク	一〇%
	二　くず	一〇%
	三　その他のもの	二〇%
八一・〇二	モリブデン及びその製品	
	一　塊、粉及びフレーク	一〇%
	二　くず	一〇%
	三　その他のもの	一五%
八一・〇三	タンタル及びその製品	
	一　塊、粉及びフレーク	一〇%
	二　くず	無税
	三　その他のもの	一五%
八一・〇四	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品	
	一　ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)及びその製品	無税
	二　塊、粉、フレーク及びくず(一に掲げるものを除く。)	
	(一)　コバルト(マット、スパイスその他コバルト製錬の中間生産物を含む。)のもの	無税
	(二)　インジウム又はゲルマニウムのもの	
	A　塊、粉及びフレーク	一〇%
	B　くず	無税
	(三)　その他のもの	一〇%
	三　その他のもの	一五%

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン、フォーク及びこれらの部分品

注

1　この類の物品(トーチランプ、可搬式かじ炉、フレームに取り付けたグラインディングホイール、マニキュアセット、カイロパディセット及び第八二・〇七号又は第八二・一五号に属する物品を除く。)は、次の物品で構成される刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

(a)　卑金属

(b)　金属炭化物

(c)　卑金属製支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石

(d)　卑金属製支持物(切削歯、みぞその他これらに類する作用する部分を有し、これに研摩材料を取り付けた後においてもその機能を有するものに限る。)に取り付けた研摩材料

2　この類に該当する物品の卑金属製の部分品(当該物品と別に掲げてあるもの及び第八四・四八号の手工具用のツールホールダーを除く。)は、当該物品の属する号に属する。ただし、第一五部の注2に規定するはん用性の部分品は、すべてこの類に含まれない。

この類に該当する物品又は第一文の規定によりこの類に属する部分品の半製品は、それぞれ当該物品又は部分品に含まれる。

電気バリカンの刃は第八二・一三号に、電気かみそりの刃及び頭部は第八二・一一号にそれぞれ属する。

3　工具、刃物、スプーン、フォークその他この類の異なる号に該当する物品の二以上を取りそろえ、セットとしてキャビネット、箱、ケースその他これらに類する容器に納めたものについては、マニキュアセット及びカイロパディセット(第八二・一三号)を除き、取りそろえた物品のうち最も高い税率を定めている物品とみなす。

4　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

備考

注3の規定は、この類の同一の号の異なる細分に該当する物品の二以上をセットとして容器に納めたもの(安全かみそりセットを除く。)について準用する。

八二・〇一	手道具(スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク、レーキ及びなた、なたがまその他のおの類並びに農業用、園芸用又は林業用のかま、草切具、草刈りばさみ、くさびその他の道具に限る。)	一五%
八二・〇二	のこぎり(機械式のものを除く。)及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード(無歯式ののこぎりのブレードを含む。)	
	一　ハックソーブレード(厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。)	二〇%
	二　機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)	
	三　その他のもの	二〇%
八二・〇三	手工具(プライヤー(切断用プライヤーを含む。)、やっとこ、ツィーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナー、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。)及び手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)	一五%
八二・〇四		

く。）、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ炉並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの　一五％

八二・〇五　手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の互換性工具（伸線用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。）

一　ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップ　二〇％

二　ミリングカッター及びギヤカッター　二〇％

三　その他のもの

（一）　超硬工具（金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具　二〇％

（二）　その他のもの

八二・〇六　器具用又は機械用のナイフ及び刃　一五％

八二・〇七　ツールチップ及びツールチップ用の板、棒その他これらに類する物品（タングステン、モリブデン、バナジウムその他の金属の炭化物を焼結したもので、支持物に取り付けてないものに限る。）　二〇％

八二・〇八　コーヒー粉砕器、肉ひき器、果汁しぼり器その他の器具（家庭において飲食物の調理に用いるもので、機構を有し、かつ、一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）　一五％

八二・〇九　ナイフ（のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）

一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八二・一〇　ナイフの刃（第八二・〇九号のナイフ用のものに限る。）　四〇％

八二・一一　かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）

一　安全かみそり（刃入りのセットを含む。）　二〇％

二　安全かみそりの刃（帯状のものを除く。）　一枚につき一円五〇銭

三　その他のもの

八二・一二　はさみ（テーラースシャーを含む。）及びその刃　二〇％

八二・一三　その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーバー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具（つめやすりを含む。）

一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八二・一四　スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具

一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八二・一五　卑金属製の柄（第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。）

一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

注

この類に掲げる部分品には、第七三・一五号、第七三・二九号、第七三・三一号、第七三・三二号又は第七三・三五号に該当する鉄鋼製のケーブル、くさり、くぎ、ボルト、ナット、ねじ、ばねその他の物品及び第七四類から第八一類までに該当する非鉄卑金属製のこれらと同種の物品を含まない。

第八三類　各種の卑金属製品

八三・〇一　錠（かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）、フレーム（ハンドバック、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。）並びにこれらのかぎ（完成したかぎであるかどうかを問わない。）及び部分品（卑金属製のものに限る。）

一　貴金属をめつきしたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八三・〇二　卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具

一　貴金属をめつきしたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八三・〇三　金庫、金庫室、その内装材及びとびら並びにキャッシュボックスその他これに類する物品（卑金属製のものに限る。）　二〇％

八三・〇四　卑金属製の書類整理箱、書だな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具（第九四・〇三号に該当する家具を除く。）　二〇％

八三・〇五　卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品　二〇％

八三・〇六　卑金属製の小像その他の室内装飾品

一　貴金属をめつきしたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八三・〇七　ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五類（第八五・二二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。）　二〇％

八三・〇八　卑金属製のフレキシブルチューブ

一　鉄鋼製のもの　一五％

二　その他のもの　二〇％

八三・〇九　卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品（衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。）並びに卑金属製の管リベット及びふたまたリベット

一　貴金属をめつきしたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

八三・一〇　卑金属製のビーズ及びスパングル

第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。）

一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの　四〇％

二　その他のもの　二〇％

	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
八三・一一	ベル及びゴング（電気式のものを除く。）並びにこれらの部分品（卑金属製のものに限る。）	二〇%
八三・一二	卑金属製の縁縁その他これに類する縁及び鏡	
	一　貴金属をめつきしたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
八三・一三	卑金属製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャプシュール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附属品	二〇%
八三・一四	卑金属製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章	二〇%
八三・一五	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品（全属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒	二〇%

第一六部　機械類、電気機器及びこれらの部分品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、第三九類の人造プラスチック製のもの及びゴム製のもの（第四〇・一〇号参照）並びに機械用のワッシャーその他のゴム製品（第四〇・一四号参照）

(b)　機械用又は工業用の革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇四号参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三号参照）

(c)　機械用のボビン、スプール、コップ、コーン、コアその他これらに類する巻取用品で第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に当該するもの

(d)　ジャカード機又はこれに類する機械に使用する紙製又は板紙製のせん孔カードで第四八・一一号に該当するもの

(e)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用の紡織用繊維製ベルト（第五九・一六号参照）及び通常機械に使用するその他の紡織用繊維の製品（第五九・一七号参照）

(f)　第七一・〇二号、第七一・〇三号又は第七一・一五号に該当する天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した物品

(g)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(h)　金属の線又は帯で製造したエンドレスベルト（第一五部参照）

(ij)　第八二類又は第八三類に該当する物品

(k)　第一七部の車両、航空機、船舶その他の物品

(l)　第九〇類に該当する物品

(m)　第九一類に該当する時計その他の物品

(n)　第八二・〇五号の互換性工具及びこれに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、たとえば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四号又は第六九・〇九号に属する。）並びに第九六・〇二号の機械の部分品として使用するブラシ

(o)　第九七類に該当する物品

2　機械の部分品（第八四・六四号、第八五・二三号、第八五・二四号、第八五・二五号又は第八五・二七号に掲げる物品の部分品を除く。）については、1、3、第八四類の注1又は第八五類の注1に規定するもののほか、次に定めるところによる。

(a)　第八四類及び第八五類のいずれかの号（第八四・六五号及び第八五・二八号を除く。）に掲げる物品は、すべて当該各号に属する。

(b)　(a)に定めるものを除き、特定の機械又は同一の号に該当する数種の機械（第八四・五九号又は第八五・二二号に該当する機械を含む。）に原則としてもつぱら使用する部分品は、これらの機械の号に属する。ただし、第八五・一三号及び第八五・一五号の物品に共通してもつぱら使用する部分品は、第八五・一三号に属する。

(c)　その他の部分品は、第八四・六五号又は第八五・二八号に属する。

3　機械の未完成のもので完成した機械としての重要な特性を有するものは、完成した機械とみなし、当該機械の部分品が別に掲げてある場合においても、当該機械の部分品には含まれない。

4　機械（3の規定により完成した機械とみなす未完成の機械を含む。）で、輸入の際に組み立てていないもの又は分解してあるものは、組て立ててある機械とみなす。

5　二以上の機械でこれを結合して一の機械を構成するもの及び二以上の機能を有する機械は、別段の定めがあるものを除き、主たる機能に基づいてその属する号を定める。

6　機械に使用する原動機及び伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルトで、機械に取り付けたもの及び輸送のために機械と分離して包装し、かつ、機械とともに輸入したものでこれに取り付け又はこれと同床となるものは、当該機械に含まれる。

7　1から6までにおいて「機械」とは、この部に該当する機械類及び電気機器をいう。

第八四類　ボイラー、機械類及びこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六八類に該当するミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b)　陶磁製のポンプその他の機械類及び機械部分品（第六九類参照）

(c)　第七〇・一七号の理化学用のガラス製品並びにガラス製の機械類及び機械部分品（第七〇・二〇号及び第七〇・二一号参照）

(d)　第七三・三六号又は第七三・三七号に該当する物品及び第七四類から第八一類までに該当する非鉄卑金属製のこれと同種の物品

(e)　第八五・〇五号又は第八五・〇六号の手持工具及び家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）

2　第八四・二一号から第八四・二一号までの記載に該当する機械類で、第八四・二二号から第八四・六〇号までの記載に同時に該当するものは、この部の注5又は注6の規定によりその属する号が定まる場合を除き、第八四・〇一号から第八四・二一号までの該当する号に属する。ただし、第八四・一七号には、次の物品を含まない。

(a)　第八四・二八号に該当する発芽用機器、ふ卵器及び育すう器

(b)　第八四・二九号に該当する穀物給湿機

(c)　第八四・三〇号に該当する糖汁抽出用の浸出機

(d)　紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械で第八四・四〇号に該当するもの

(e)　機械的操作を行なう機械類で、温度の変化が必要であつてもその機能が主たる機能に対して従属的であるもの

また、第八四・一九号には、次の物品を含まない。

(a)　ミシン（第八四・四一号参照）

(b)　第八四・五四号の事務用機器

3　第八四・六二号には、公称直径に対する最大誤差が一%以下で、〇・〇五ミリメートル以下のみがき鋼球を含む。その他の鋼球は、第七三・四〇号に属する。

4　二以上の用途に使用される機械類は、主たる用途に基づいてその属

する号を定める。主たる用途がいずれの号にも示されてない機械類及び主たる用途が明らかでない機械類は、2又はこの部の注5の規定によりその属する号が定まる場合及び文脈により別段に解される場合を除くほか、第八四・五九号に属する。

また、第八四・五九号には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものからロープ又はケーブルを製造する機械（たとえば、より線機及び製網機）を含む。

備考

1　第八四・四三号の取鍋には、手持ちのものを含まない。

2　第八四・五三号において補助機械は、せん孔カード式のものに限る。

八四・〇一	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。）	二〇％
	一　ボイラー	一五％
	二　ボイラーの部分品	
八四・〇二	エコノマイザー、過熱器、スートブロアー、ガス回収器その他これらに類する蒸気発生ボイラー用の附属機器及び蒸気原動機用の復水器	一五％
八四・〇三	発生炉ガス発生機及び水性ガス発生機並びに湿式アセチレンガス発生機その他これに類するガス発生機（清浄機を有するものであるかどうかを問わない。）	一五％
八四・〇四	ボイラー付きの蒸気機関（移動式のものを含むものとし、機械駆動式のロードローラー及び第八七・〇一号に該当する蒸気駆動式トラクターを除く。）	一五％
八四・〇五	蒸気原動機（ボイラー付きのものを除く。）	一五％
八四・〇六	一　蒸気タービン及びその部分品	
	(一)　蒸気タービン	二〇％
	(二)　部分品	一五％
	二　その他のもの	一五％
	内燃機関（ピストン式のものに限る。）	
	一　内燃機関	
	(一)　自動車用のもの	三〇％
	(二)　航空機用のもの	一五％
	(三)　アウトボードモーター	二五％
	(四)　その他のもの	一五％
	二　内燃機関の部分品	一五％
八四・〇七	ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体原動機	
	一　ウォータータービン及びその部分品	
	(一)　ウォータータービン	一五％
	(二)　部分品	一五％
	二　その他のもの	一五％
八四・〇八	その他の原動機	
	一　原動機	
	(一)　航空機用のもの	一五％
	(二)　その他のもの	二〇％
	二　原動機の部分品	
	(一)　航空機用のもの	一五％
	(二)　その他のもの	二〇％
八四・〇九	機械駆動式のロードローラ	一五％
八四・一〇	液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	
八四・一一	一　液体ポンプ及びその部分品	
	(一)　揮発油の計量販売用のポンプ（積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限る。）	二〇％
	(二)　液体ポンプ（一）に掲げるものを除く。）	一五％
	(三)　部分品	一五％
	二　液体エレベーター及びその部分品	
八四・一二	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械	
	一　ポンプ	
	(一)　真空ポンプ	一五％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　気体圧縮機	一五％
	三　ファン、送風機その他これらに類する機械	一五％
	四　一から三までに掲げる機器の部分品	一五％
八四・一三	エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化される機構を自蔵するものに限る。）	
	一　自動車用のもの	三〇％
	二　その他のもの	一五％
	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	
	一　バーナー及びその部分品	一五％
	二　その他のもの	一五％
八四・一四	炉（工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。）	一五％
八四・一五	冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかどうかを問わない。）	
	一　冷蔵庫	
	二　冷凍機構を有する機械の部分品	
	三　一又は二に掲げる機械の部分品	
八四・一六	つや出しロール機その他これに類するロール機（金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。）及びこれらのロール	二〇％
八四・一七	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを含み、家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯わかし器及び貯蔵式湯わかし器	一五％
八四・一八	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）	
	一　遠心分離機及びその部分品	一五％
	二　その他のもの	一五％
八四・一九	清浄用又は乾燥用の機械（びんその他の容器に用いるものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械（びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。）、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機	一五％

	一　オートマチックラッピングマシン及びその部分品	一五%
	二　その他のもの	一五%
八四・二〇	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	
八四・二一	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器	一五%
八四・二二	物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア（たとえば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポータークレーン、ジヤッキ、プーリータックル、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く。）	
	一　クレーン、コンベア及びこれらの部分品	一五%
	二　その他のもの	一五%
八四・二三	メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、クレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機	
八四・二四	一　オートマチックラッピングマシン及びその部分品	一五%
	二　その他のもの	一五%
	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	
八四・二一	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器	一五%
八四・二二	物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア（たとえば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポータークレーン、ジヤッキ、プーリータックル、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く。）	
	一　クレーン、コンベア及びこれらの部分品	一五%
	二　その他のもの	一五%
八四・二三	メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、クレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機	
八四・二四	一　コールカッター及びその部分品	一五%
	二　エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品	一五%
	三　その他のもの	一五%
八四・二五	プラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	
八四・二六	収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。）	一五%
八四・二七	酪農機械（搾乳機を含む。）	一五%
	プレス、破砕機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。）	一五%
八四・二八	その他の農業用、園芸用、家きんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器（機械装置又は加熱装置を有するものに限る。）並びに家きん用のふ卵器及び育すう器	一五%
八四・二九	パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。）	一五%
八四・三〇	食品工業用の機械（ベーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの（ミンシング機及びスライシング機を含む。）及び砂糖製造用又は醸造用のものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	一五%
八四・三一	繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械	
	一　ストックメーカー、パルプレファイナー及びこれらの部分品	一五%
	二　その他のもの	一五%
八四・三二	製本機械（製本ミシンを含む。）	一五%
八四・三三	紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械	
八四・三四	活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンダーの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。）、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンダー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研摩し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	一五%
	一　リソグラフィックストーン	五%
	二　活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンダー（製版用に調製したものを含む。）	一五%
	三　その他のもの	一五%
八四・三五	印刷機（他の号に該当するものを除く。）及び印刷用補助機械	
	一　印刷機及びその部分品	一五%
八四・三六	二　その他のもの	一五%
	人造繊維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機（横糸巻機を含む。）	一五%
八四・三七	織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械（整経機及び整経のり付け機を含む。）	
	一　織機	一五%
	二　メリヤス機	一五%
	三　その他のもの	一五%
八四・三八	ドビ機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品	一五%
	一　メリヤス針	一〇%
	二　その他のもの	一五%
八四・三九	フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械（フェルト帽子の製造機械及び型を含む。）	一五%
八四・四〇	清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料に	

ペーストを被覆するものに限る。）印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの	
一　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品	
(一)　電気洗たく機及びその部分品	一五%
(二)　その他のもの	一五%
二　その他のもの	一五%
八四・四一　ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針	
一　ミシン（その頭部を含む。）	
(一)　通常家庭用に供するもの	一五%
(二)　その他のもの	二〇%
二　ミシン針	一〇%
三　ミシンの部分品並びにミシン用に特に作つた家具及びその部分品	一五%
八四・四二　原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）	一五%
八四・四三　転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金用又は金属鋳造用に供するものに限る。）	
一　鋳造機及びその部分品	一五%
二　その他のもの	一五%
八四・四四　金属圧延機及びそのロール	
一　金属圧延機	一五%
二　金属圧延機の部分品	
(一)　ロール	一五%
(二)　その他のもの	一五%
八四・四五　金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）	
一　工作機械	
(一)　旋盤	
A　普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五%
B　自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	二五%
C　単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）	二五%
D　立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五%
E　その他のもの	一五%
(二)　ボール盤及び中ぐり盤	
A　横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	二五%
B　治具中ぐり盤（立型のものに限る。）	二五%
C　その他のもの	一五%
(三)　フライス盤	
A　万能工具フライス盤	二五%
B　ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が二平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうもの	

を除く。）	二五%
C　プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）	二五%
D　その他のもの	一五%
(四)　平削盤	
A　テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のもの	二五%
B　その他のもの	一五%
(五)　研削盤	
A　内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）	二五%
B　平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）	二五%
C　その他のもの	一五%
(六)　歯切盤及び歯車仕上機械	
A　単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五%
B　その他のもの	一五%
(七)　その他のもの	
A　ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）	二五%
B　ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のものに限る。）	二五%
C　その他のもの	一五%
二　その他のもの	
(一)　ベンディングマシン	一五%
(二)　プレス	一五%
(三)　剪断機	一五%
(四)　鍛造機（鍛造ロール機を含む。）	一五%
(五)　その他のもの	
八四・四六　石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。）	一五%
八四・四七　木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。）	一五%
八四・四八　第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品（加工物保持具、ツールホールダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。）並びに手工具又は手持工具に用いるツールホールダー	一五%
八四・四九　手持工具（ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	
一　ニューマチックツール及びその部分品	一五%
二　その他のもの	一五%
八四・五〇　溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器（ガスを用いて処理するものに限る。）	一五%
八四・五一　タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター	

	一　タイプライター	二五%
	(一)　計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動するもの	一五%
	(二)　その他のもの	
	二　チェックライター	一五%
八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	
	一　電子計算機械	
	(一)　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。）	二五%
	(二)　その他のもの	
	二　電動式計算機（一に掲げるものを除く。）	一五%
	三　簿記会計機	一五%
	四　金銭登録機	一五%
	五　その他のもの	一五%
八四・五三	せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械	
	一　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。）	二五%
	(一)　その他のもの	
	二　電動式計算機（一に掲げるものを除く。）	一五%
	三　簿記会計機	一五%
	四　金銭登録機	一五%
	五　その他のもの	一五%
八四・五四	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機）	二五%
	一　計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンター	二五%
	二　その他のもの	一五%
八四・五五	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	一五%
八四・五六	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳	

八四・五七	物用砂型の成形機	一五%
	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械	一五%
八四・五八	切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用のものを除く。）	二〇%
八四・五九	機械類（原則としてもつぱら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	
	一　プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品	一五%
	二　より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する綱又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品	一五%
	三　貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品	一五%
	四　道路舗装機械及びその部分品	一五%
	五　アジテーター（動力駆動式のものに限る。）及びその部分品	一五%
	六　原子炉及びその部分品	一五%
	七　その他の機械類及びその部分品	
	(一)　機械類	二〇%
	(二)　機械類の部分品	一五%
八四・六〇	金属鋳造用の鋳型（インゴット用のものを除く。）及び鋳型わく並びに金属炭化物、ガラス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペースト、コンクリート、セメントその他の鉱物性材料のモールディングに使用する型	一五%
八四・六一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）	一五%
八四・六二	ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	二〇%
	一　ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	一五%
	二　ベアリングの部分品	二五%
八四・六三	伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手	
	一　無段変速機及びその部分品	一五%
	二　その他のもの	一五%
八四・六四	ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交じえた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）	二〇%
八四・六五	機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	一五%

第八五類　電気機器及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　電気加熱式の毛布、ふとん、フートマフその他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、はき物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b)　第七〇・一一号に該当する電球用のガラス製バルブその他の物品

(c)　第九四類の電気加熱式の家具

2　第八五・〇一号には、第八五・〇八号、第八五・〇九号又は第八五・一一号に掲げる物品を含まない。ただし、金属製水銀整流器は、第八五・〇一号に属する。

3　第八五・〇六号は、通常家庭で使用する次の電気機器に限り適用する。

(a)　真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機及びファン（重量を問わない。）

(b)　その他の機器で一組の重量が二〇キログラム以下のもの（さら洗機（第八四・一九号参照）、遠心脱水機その他の洗たく機（第八四・一八号及び第八四・四〇号参照）、ロール機その他の衣類用プレス機（第八四・一六号及び第八四・四〇号参照）、ミシン（第八四・四一号参照）及び電熱機器（第八五・一二号参照）を除く。）

八五・〇一	発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター	
	一　発電機	二〇％
	二　電動機	
	(一)　重量が五〇〇キログラム以下のもの	一五％
	(二)　その他のもの	二〇％
	三　トランスフォーマー	
	(一)　容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの	一五％
	(二)　その他のもの	二〇％
	四　整流機器	
	(一)　シリコン整流機器	二〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	五　その他の機器	一五％
八五・〇二	六　一から五までに掲げる機器の部分品	
	電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド	一五％
八五・〇三	一次電池	一五％
八五・〇四	蓄電池	二〇％
八五・〇五	手持工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	一五％
八五・〇六	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	
	一　真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品	一五％
	二　その他のもの	
八五・〇七	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	一五％
八五・〇八	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及びその開閉器	
	一　発電機、電動機及びこれらの部分品	
	(一)　発電機及び電動機	二〇％
	(二)　部分品	一五％
	二　点火プラグ	一五％
八五・〇九	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）	
	一　自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）	一五％（その率が一個につき一八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	二〇％
八五・一〇	携帯用の電池ランプ及び発電ランプ（第八五・〇九号に該当するものを除く。）	一五％
八五・一一	電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器	三〇％
	一　電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品	一五％
	二　電気溶接機器及びその部分品	二〇％
	三　その他のもの	
八五・一二	電気式の瞬間湯わかし器、貯蔵式湯わかし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカーラー、カール用こてその他の調髪用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体（カーボン製の抵抗体を除く。）	一五％
八五・一三	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）	二〇％
八五・一四	マイクロホン及びそのスタンド並びに拡声器及び可聴周波増幅器	一五％
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（蓄音機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器	
	一　ラジオ受信機（シャシを含む。）	三五％
	(一)　音声再生機を自蔵するもの	二〇％
	(二)　その他のもの	三〇％
	二　テレビジョン受像機（シャシを含む。）	一五％
	三　レーダー	二〇％
	四　その他の機器	二〇％
八五・一六	五　一から四までに掲げる機器の部分品	
	鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の電気式機器	一五％
八五・一七	電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器（第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く。）	一五％
八五・一八	固定式又は可変式の蓄電器	一五％
八五・一九	スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑	

	制器、プラグ、ランプホールダー、ターミナル、ターミナルストリップ、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器（ポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）並びに配電盤及び制御盤	
	一　配電盤及び制御盤	一五％
	二　その他のもの	一五％
八五・二〇	フィラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫外線電球を含む。）、アーク燈並びに写真用せん光電球	
	一　白熱電球	一五％
	二　その他のもの	二〇％
八五・二一	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、光電池、トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子	
	一　熱電子管	三〇％
	二　トランジスターその他これに類する半導体を有する物品	一五％
	三　その他のもの	一五％
八五・二二	電気機器（原則としてもつぱら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	
	一　計数型電子計算機械用の制御機（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機又は入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバーター若しくは磁気テーププリンターに用いるものに限る。）	二五％
	二　その他のもの	一五％
八五・二三	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	
	一　電力ケーブル及び通信ケーブル	二五％
	二　合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	二五％
	三　その他のもの	二〇％
八五・二四	炭素ブラシ、アーク燈用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電気用炭素製品がい子（がい管を含むものとし、材質を問わない。）	一五％
八五・二五	電気機器の電気絶縁用物品（絶縁材料製のものに限るものとし、取付け用に少量の金属を鋳込んだものを含み、第八五・二五号に該当するがい子を除く。）	一五％
八五・二六	電線用導管及びその継手（卑金属製のもので、絶縁材料を内張りしたものに限る。）	二〇％
八五・二七	電気機器その他の機械類の電気式部分品（この類の他の号に該当するものを除く。）	一五％
八五・二八		

第一七部　車両、航空機及びこれらの部分品並びに船舶及び輸送機器関連品

注

1　この部には、第九七・〇一号、第九七・〇三号又は第九七・〇八号に該当する物品及び第九七・〇六号に該当するボップスレイ、トボガンその他これらに類する物品を含まない。

2　この部において部分品及び附属品には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかどうかを問わない。）を含まない。

(a)　ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（これらの物品を構成する材料の製品の号又は第八四・六四号に属する。）

(b)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(c)　第八二類に該当する工具その他の物品

(d)　第八三・一一号に該当する物品

(e)　第八四・〇一号から、第八四・五九号まで、第八四・六一号又は第八四・六二号に該当する機械類その他の物品及び第八四・六三号に該当する原動機の部分品

(f)　電気機器（第八五類参照）

(g)　第九〇類に該当する物品

(h)　時計（第九一類参照）

(ij)　武器（第九三類参照）

(k)　車両の部分品として用いるブラシ（第九六・〇二号参照）

3　第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に原則としてもつぱら使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の号の記載に該当する部分品及び附属品は、主たる用途に基づいてその属する号を定める。

4　道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とし、水陸両用自動車は、自動車とする。

5　この部の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。

6　この部の物品（5の規定により完成した物品とみなす未完成の物品を含む。）で、輸入の際に組み立てていないものは、別段の定めがあるものを除き、組み立ててある物品とみなす。

第八六類　鉄道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道線路用装備品並びに電気駆動式以外の交通管制用機器

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　木製の軌条用まくら木（第四四・〇七号参照）及びコンクリート製まくら木（第六八・一一号参照）

(b)　第七三・一六号に該当する鉄鋼製の鉄道線路の建設材料

(c)　第八五・一六号に該当する電気駆動式の信号機器

2　第八六・〇九号には、次の物品を含む。

(a)　車軸、車軸及び輪軸並びに外輪、輪心その他の車輪部分品

(b)　フレーム及び台車

(c)　車軸箱及び制動器

(d)　車両用の緩衝器、連結器及び通路連結器

(e)　車体

3　第八六・一〇号には、1に掲げる物品を除き、次の物品を含む。

(a)　組み立てた鉄道線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b)　腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機及び信号用又は転轍（てつ）用の制御機（電燈付きであるかどうかを問わない。）

八六・〇一	鉄道用蒸気機関車及びその炭水車	一五％
八六・〇二	鉄道用電気機関車（蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。）	一五％
八六・〇三	その他の鉄道用機関車	一五％
八六・〇四	鉄道用の客車、貨車、軌道検査車その他の車両（自走式のものに限る。）	一五％

八六・〇五	鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車	一五%
八六・〇六	鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車	一五%
八六・〇七	鉄道用の貨車	一五%
八六・〇八	鉄道用コンテナーその他これに類するコンテナー（鉄道輸送、道路輸送及び船舶輸送のいずれにも適する構造のものに限る。）	一五%
八六・〇九	鉄道用の機関車又は車両の部分品	一五%
八六・一〇	道路走行車両、鉄道車両その他の車両、船舶又は航空機の交通管制用の信号機その他の機械式機器（電気駆動式のものを除く。）、鉄道線路用装備品及びこれらの部分品	一五%

第八七類　鉄道用以外の車両及びその部分品

注

1　この類において「トラクター」とは、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために本来作つた車両をいい、この目的に附随して工具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するかどうかを問わない。

2　運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二号に該当するものとし、第八七・〇四号には該当しない。

3　第八七・一〇号及び第八七・一四号には、幼児用自転車で、ボールベアリングを使用していないもの及びボールベアリングを使用しているが成人用自転車の形態を有しないものを含まない。これらの幼児用自転車は、第九七・〇一号に該当する。

備考

この表の細分において「自動車」とは、第八七・〇一号から第八七・〇三号まで又は第八七・〇七号から第八七・〇九号までに掲げる車両及び第八七・一一号に掲げる車両で原動機付きのものをいう。

八七・〇一	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。）	
	一　車輪式のもの	三〇%
	二　その他のもの	一五%
八七・〇二	乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）	
	一　乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）	
	(一)　ホイールベース二七〇センチメートル以下のもの	四〇%
	(二)　ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの	四〇%
	(三)　ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの	四〇%
	二　バス（トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。）	三〇%
	三　貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。）	三〇%
	四　その他のもの	三〇%
	(一)　無限軌道式のもの	二〇%
	(二)　シャットルカー	二〇%
	(三)　運転室を有する原動機付きシャシ	三〇%
	(四)　その他のもの	三〇%

八七・〇三	救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車（第八七・〇二号に該当する自動車を除く。）	二〇%
八七・〇四	原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	三〇%
八七・〇五	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	三〇%
八七・〇六	部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	
	一　シャシ	三〇%
	二　その他のもの	三〇%
八七・〇七	フォークリフトトラック、プラットホームトラックその他の作業トラック（工場又は倉庫で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。）及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品	二〇%
八七・〇八	戦車その他の装甲車両（武器を装備しているかどうかを問わないものとし、自走式のものに限る。）及びその部分品	二〇%
八七・〇九	モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。）並びにサイドカー	一〇%
八七・一〇	自転車（配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	二〇%
八七・一一	身体障害者用の車両（機械式駆動機構を有するものに限るものとし、原動機付きであるかどうかを問わない。）	一〇%
八七・一二	部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）	二〇%
八七・一三	うば車及び病人車（原動機その他の機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	一〇%
八七・一四	その他の車両（トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品	
	一　トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びこの部分品	三〇%
	二　その他のもの	一五%

第八八類　航空機及びその部分品、落下さん、カタパルトその他これに類する航空機射出機並びに航空用地上訓練機

八八・〇一	気球及び飛行船	一五%
八八・〇二	飛行機、滑空機、たこ及びロートシュート	
	一　飛行機（ヘリコプターを除く。）	
	(一)　四基以上の原動機を有するもの	一五%
	(二)　その他のもの	一五%
	二　ヘリコプター	一五%
	三　滑空機	一五%
	四　その他のもの	一五%
八八・〇三	部分品（第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当	

八八・〇四	落下さん並びにその部分品及び附属品	一五%
八八・〇五	カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品	二〇%
		一五%

第八九類　船舶及び浮き構造物

注

船体、未完成の船舶（組み立ててあるかどうかを問わない。）及び完成船舶の組み立ててないものは、特定の船舶の重要な特性を有するときは、当該特定の船舶の号に属するものとし、その他のときは、第八九・〇一号に属する。

八九・〇一	船舶（この類の他の号に該当するものを除く。）	一五%
八九・〇二	引き船	一五%
八九・〇三	照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船舶（航行以外の特殊機能を主とするものに限る。）及び浮きドック	一五%
八九・〇四	解体用船舶	
	一　リバティー型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇	〇・八%
	二　貨物船（一に掲げるものを除く。）	一・二%
	三　輸送航空母艦	一・五%
	四　その他のもの	二・三%
八九・〇五	コファダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物	一五%

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機

並びにこれらの部分品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器及びこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第四〇・一四号に該当する機器用のゴム製品、第四二・〇四号に該当する機器用の革製品及びコンポジションレザー製品並びに機器用の紡織用繊維の製品（第五九・一七号参照）

(b)　第六九・〇三号の耐火製品及び第六九・〇九号の理化学用又は工業用の物品

(c)　第七〇・〇九号に該当するガラス鏡で光学的に研摩してないもの及び第七一類又は第八三・一二号に該当する貴金属製又は卑金属製の鏡（光学用品を除く。）

(d)　第七〇・〇七号第七〇・一一号、第七〇・一四号、第七〇・一五号、第七〇・一七号又は第七〇・一八号に該当する物品

(e)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(f)　第八四・一〇号の計器付きのポンプ、重量測定式の計数機及び検査機並びにはかりと分離して輸入した分銅（第八四・二〇号参照）、第八四・四八号物上げ用機械及び荷扱用機械（第八四・二二号参照）、第八四・四八号の保持具で加工物又は工具の調整用のもの（光学式割出台その他の目盛りを読むための光学的機構を有するものを含むものとし、しん出し望遠鏡その他それ自体に光学機器の特性を有するものを除く。）並びに第八四・六一号の弁その他の物品

(g)　第八五・〇九号の自動車用のサーチライト及びスポットライト並びに第八五・一五号の航行用無線機器及びレーダー

(h)　磁気方式のみによる映画用の録音機及び音声再生機（第九二・一一号参照）並びに磁気式サウンドヘッド（第九二・一三号参照）

(ij)　第九七類の物品

(k)　容積測定具（これを構成する材料の製品の号に属する。）

2　この類の機器の未完成のもので完成した機器としての重要な特性を有するものは、完成した機器とみなす。

3　この類に該当する機器に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品については、1及び2に規定するものを除き、次に定めるところによる。

(a)　この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの号（第八四・六五号及び第八五・二八号を除く。）に掲げる機器（第九〇・〇一号及び第九〇・〇二号の光学用品を含む。）に該当するものは、当該機器の号に属する。

(b)　その他のもののうち、第九〇・二九号に該当するものは同号に、その他のものはそれが原則としてもつぱら使用される機器の号にそれぞれ属する。

4　第九〇・〇五号には、地上を観測するのに適しない天体望遠鏡（第九〇・〇六号参照）並びに武器用の望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類の機器用の望遠鏡（第九〇・一三号参照）を含まない。

5　第九〇・二三号及び第九〇・一六号のいずれにも該当する光学式測定機器及び光学式試験機器は、第九〇・一六号に属する。

6　第九〇・二八号は、次の物品に限り適用する。

(a)　電気的量の測定用又は検査用の機器

(d)　第九〇・一四号、第九〇・一五号、第九〇・一六号、第九〇・二二号、第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二五号又は第九〇・二七号に掲げる機器（ストロボスコープを除く。）で、測定、検査、分析又は自動調整をすべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するもの

(e)　アルファー線、ベーター線、ガンマー線、エックス線、宇宙線その他これらに類する放射線の測定用又は検出用の機器

(d)　非電気的量の自動調整機器（調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器

7　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九〇・〇一	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板	二〇%
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研摩してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。）	
	一　写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%
九〇・〇三	めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
九〇・〇四	視力矯正用めがね、保護用めがね、その他のめがね	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%

九〇・〇五	屈折式の双眼鏡及び双眼鏡（プリズム式であるかどうかを問わない。）	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの	四〇％
	二　その他のもの	一五％
九〇・〇六	反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具（電波観測用のものを除く。）	一五％
九〇・〇七	写真機及び写真用せん光器具	
	一　写真機（暗箱を含む。）	
	(一)　顕微鏡用又は航空機用のもの	一五％
	(二)　製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの	三〇％
	(三)　その他のもの	三〇％
	二　写真機の部分品及び附属品	三〇％
	三　その他のもの	三〇％
九〇・〇八	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。）	
	一　撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品	
	(一)　使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもの	三〇％
	(二)　その他のもの	二〇％
	二　録音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品	二〇％
九〇・〇九	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	
	一　投影機並びにその部分品及び附属品	二〇％
九〇・一〇	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）密着式写真複写機器、フィルム用のスプール及びリール並びに映写用スクリーン	
	一　現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品	二〇％
	二　その他のもの	二〇％
九〇・一一	顕微鏡及び回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。）	二〇％
九〇・一二	光学顕微鏡（写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。）	二〇％
九〇・一三	光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。）	二〇％
九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀	二〇％
九〇・一五	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅が附属しているかどうかを問わない。）	一五％
九〇・一六	製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機	
	一　製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品	一五％

	二　その他のもの	
	(一)　輪かく投影機	二〇％
	(二)　その他のもの	一五％
九〇・一七	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）	二〇％
九〇・一八	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	二〇％
九〇・一九	整形外科機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器及びそえ木その他の骨折治療具	二〇％
九〇・二〇	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処理用の机、いすその他これらに類する物品	
	一　放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品	二〇％
	二　その他のもの	二〇％
九〇・二一	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	一五％
九〇・二二	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。）	一五％
九〇・二三	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。	一五％
九〇・二四	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器、（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。）及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。）	一五％
九〇・二五	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ボロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む。）、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム	一五％
九〇・二六	気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器	一五％
九〇・二七	速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ	一五％
九〇・二八	電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）	
	一　この類の注6(a)に定めるもの	一五％
	二　この類の注6(b)に定めるもの	一五％
	三　この類の注6(c)に定めるもの	一五％

九〇・二九	四　この類の注6(d)に定めるもの部分品及び附属品(第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則としてもつぱら使用するものに限る。)	一五%
	第九一類　時計及びその部分品	
	注	
	1　第九一・〇二号及び第九一・〇七号において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまいにより調整されるムーブメントで、地板及びブリッジを含めて測つた厚さの最大値が一二ミリメートル以下のものをいう。	
	2　第九一・〇七号及び第九一・〇八号には、ぜんまい駆動式又はおもり駆動式の原動機で、脱進機を取り付けてないもの及び取り付けられないもの(第八四・〇八号参照)を含まない。	
	3　この類には、第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)並びにおもり、時計用ガラス、携帯時計用のくさり及びバンド、電気装置の部分品、ボールベアリング並びにボールベアリング用ボールを含まない。時計用ばねは、時計の部分品(第九一・一一号)に含まれる。	
	4　時計用に適するムーブメントその他の部分品で、精密機器その他の物品の用にも適するものは、2及び3に規定するものを除き、この類に該当するものとし、他の類には該当しない。	
	5　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。	
九一・〇一	懐中時計、腕時計その他携帯時計(ストップウォッチを含む。)	
	一　課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの	
	二　その他のもの	三〇%
九一・〇二	時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。)	四〇%
	一　ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	三〇%
九一・〇三	計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。)	三〇%
九一・〇四	その他の時計	
	一　電気時計	二五%
	二　クロノメーター	二〇%
	三　その他のもの	
	(一)　ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	(二)　その他のもの	三〇%
九一・〇五	時間の測定用、記録用又は指示用の機器(時計用ムーブメント(セコンダリームーブメントを含む。)又は同期電動機を有するものに限る。)及び時刻を記録する機器	
	タイムスイッチ(時計用ムーブメント(セコンダリームーブメントを含む。)又は同期電動機を有するものに限る。)	二〇%
九一・〇六	ウォッチムーブメント(ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。)	
	一　課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの	三〇%
	二　その他のもの	四〇%
九一・〇八	その他の時計用ムーブメント(組み立てたものに限る。)	二五%
九一・〇九	携帯時計の側及びその部分品(半製品を含む。)	
	一　金製又は白金族の金属製のもの	四〇%
	二　その他のもの	三〇%
九一・一〇	時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれらの部分品	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	三〇%
九一・一一	その他の時計部分品	
	一　貴石及び半貴石(受石、あな石その他これらに類する物品として形作つたものに限る。)	五%
	二　ぜんまいばね(幅が三ミリメートルに満たないものに限る。)	一〇%
	三　ウォッチムーブメントセット(部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。)及びウォッチムーブメント用の地板	二五%
	四　その他のもの	二五%

	第九二類　楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品	
	注	
	1　この類には、次の物品を含まない。	
	(a)　写真用又は光電式記録用の感光性フィルム(露光したものを含むものとし、現像してあるかどうかを問わない。第三七類参照)	
	(b)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)	
	(c)　第八五類又は第九〇類に該当するマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホーン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器でこの類の機器又はそのキャビネットに取り付けてないもの並びにラジオ受信機を自蔵する録音機及び音声再生機(第八五・一五号参照)	
	(d)　第九六・〇二号に該当する楽器その他の物品の清掃用ブラシがん具(第九七・〇三号参照)	
	(e)　収集品及びこつとう(第九九・〇五号及び第九九・〇六号参照)	
	(f)　この類の機器の未完成のもので完成した機器としての重要な特性を有するものは、完成した機器とみなす。	
	2　第九二・〇二号又は第九二・〇六号の楽器の演奏に用いる弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに輸入し、かつ、ともに使用するものは、その一組分が当該楽器に含まれる。	
	3　楽器とともに輸入するせん孔したミュージックロール(第九二・一〇号)及び蓄音機用レコードその他これに類する物品(第九二・一二号)は、別個の物品として取り扱い、当該楽器の部分品としては取り扱わない。	

4　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九二・〇一	ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハープシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ（エオリアンハープを除く。）	一五%
九二・〇二	その他の弦楽器	二〇%
九二・〇三	パイプオルガン及びリードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。）	二〇%
九二・〇四	アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ	二〇%
九二・〇五	その他の吹奏楽器	二〇%
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器	二〇%
九二・〇七	電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器	二〇%
九二・〇八	オーケストリオン、バーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛	二〇%
九二・〇九	楽器用の弦	二〇%
九二・一〇	楽器の部分品及び附属品（せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く。）並びにメトロノーム、音さ及び調子笛	一五%
九二・一一	蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機及び音声再生機（レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。）並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	
	一　蓄音機及びレコードプレーヤー	三〇%
	二　その他のもの	一五%
九二・一二	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品	
	一　蓄音機用レコード	
	(一)　フォノシートその他これに類するもの	二〇%
	(二)　その他のもの	
	A　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの	二〇%
	B　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一枚につき一七〇円
	C　回転数が一分間につき四〇回をこえ、五〇回以下のもの	一枚につき七〇円
	D　回転数が一分間につき五〇回をこえるもの	一枚につき五六円
	二　蓄音機用レコード製造用の原盤（録音盤を含む。）	一五%
	三　その他のもの	
	(一)　記録したもの	一五%
	(二)　その他のもの	二〇%
九二・一三	その他の部分品及び附属品（第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。）	
	一　蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%

第一九部　武器、銃砲弾及びこれらの部分品

第九三類　武器、銃砲弾及びこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三六類に該当する火管、雷管、信号せん光筒その他の物品

(b)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(c)　戦車その他の装甲車両（第八七・〇八号参照）

(d)　武器に使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（武器に装備したもの及び装備する武器とともに輸入するものを除く。第九〇類参照）

(e)　第九七類に該当する弓、矢、フェンシング用剣及びやす具

(f)　収集品及びこっとう（第九九・〇五号及び第九九・〇六号参照）

2　この類の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。

3　第九三・〇七号の部分品には、第八五・一五号のレーダーその他の無線機器を含まない。

4　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九三・〇一	刀、剣、やりその他これらに類する携帯武器並びにこれらの部分品及びさやけん銃（火器に限る。）	二〇%
九三・〇二	大砲、機関銃その他軍用の火器及び発射器（けん銃を除く。）	二〇%
九三・〇三	その他の火器（信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。）	二〇%
九三・〇四	一　猟銃	三〇%
	二　その他のもの	二〇%
九三・〇五	その他の武器（空気銃、スプリング銃その他これらに類する銃を含む。）	二〇%
九三・〇六	武器の部分品（銃床のブロックとして荒くひいたもの及び銃身のブランクを含むものとし、携帯武器の部分品を除く。）	二〇%
九三・〇七	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、誘導弾、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに銃砲弾及びその部分品（カートリッジワッドを含む。）並びに銃砲弾用に調製した鉛弾	二〇%

第二〇部　雑品

第九四類　家具及びその部分品並びに寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション及びこれらに類する物品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三九類、第四〇類又は第六二類に該当するマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
(b) スタンドランプ、卓上ランプ、壁ランプその他の照明具(これを構成する材料に応じ、たとえば、第四四・二七号、第七〇・一四号又は第八三・〇七号に属する。)
(c) 公園又は庭園においていすその他の腰掛け、テーブル又は円柱として使用する石製又は陶磁製の物品(第六八類及び第六九類参照)
(d) 第七〇・〇九号に該当する姿見その他の鏡で床又は地面に置いて使用するものとして作つたもの
(e) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)並びに第八三・〇三号に該当する金庫
(f) 第八四・一五号の冷蔵庫の部分品として特に作つた家具及び第八四・四一号のミシン用に特に作つた家具
(g) ラジオ受信機を自蔵する蓄音機、ラジオ受信機又はテレビジョン受像機の部分品として特に作つた家具(第八五・一五号参照)
(h) 第九〇・一七号に該当する歯科用スピットーン
(ij) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品
(k) 第九二・一三号に該当する蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機又は音声再生機の部分品として特に作つた家具
(l) がん具の家具(第九七・〇三号参照)及びビリヤード台その他ゲーム用又は奇術用に特に作つた家具(第九七・〇四号及び第九七・〇五号参照)

2 第九四・〇一号又は第九四・〇二号に掲げるいすその他の腰掛け並びに第九四・〇二号又は第九四・〇三号に掲げる備付品及び家具には、床又は地面に置いて使用するものとして作つてない製品を含まない。ただし、この規定は、壁に取り付け又は他の物品の上に置くものとして作つた次の物品には適用しない。

九四・〇一	いすその他の腰掛け(寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。)及びその部分品
	一 革張りのもの	二五%
	二 とう製のもの	三〇%
	三 その他のもの	二〇%
九四・〇二	手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医療用又は獣医用の備付品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品	二〇%
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	
	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	三〇%
	二 とう製のもの	三〇%
	三 その他のもの	二〇%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品(たとえば、マットレス、ふとん、羽根ぶとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。)並びにマットレスサポート	
	一 寝具及びこれに類する物品	三〇%
	二 マットレスサポート	二〇%

注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六六類に該当するかさ又はつえその部分品その他の物品
(b) 扇子及びうちわ(第六七・〇五号参照)
(c) 第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品
(d) 第八二類に該当する刃物その他の物品(彫刻用、細工用又は成形用の材料で作つた柄その他の部分品を有するかどうかを問わない。)。ただし、この類には、刃物その他の物品の分離した柄その他の部分品で彫刻用、細工用又は成形用の材料で作つたものを含む。
(e) 第九〇類に該当するめがねの柄その他の物品
(f) 第九一類に該当する時計のケースその他の物品
(g) 第九二類に該当する楽器及びその部分品その他の物品
(h) 第九三類に該当する武器及びその部分品その他の物品
(ij) 第九四類に該当する家具及びその部分品その他の物品

第五五類　彫刻用、細工用又は成形用の材料の製品

九五・〇一	かめの甲の加工品及び製品
	一 べつこうのもの	四〇%
	二 その他のもの	二〇%
九五・〇二	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品	二〇%
九五・〇三	アイボリーの加工品及び製品	
	一 ぞうげのもの	四〇%
	二 その他のもの	二〇%
九五・〇四	骨の加工品及び製品	二〇%
九五・〇五	角、さんご(凝結したものを含む。)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	
	一 さんごのもの	四〇%
	二 その他のもの	二〇%
九五・〇六	コロゾその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	二〇%
九五・〇七	黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む。)、こはく(凝結したものを含む。)又は海泡石(凝結したものを含む。)の加工品及び製品	二〇%
九五・〇八	成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。)並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品(第三五・〇三号に該当するものを除く。)及び	二〇%
(k)	第九六類に該当するブラシ、化粧用パフその他の物品	
(l)	第九七類に該当するがん具、遊戯用具その他の物品	
(m)	第九八類に該当するボタン、カフスボタン、喫煙用パイプ、くしその他の物品	
(n)	収集品及びこつとう(第九九類参照)	

	製品	
	一　ゼラチンカプセル	一〇%
	二　その他のもの	二〇%
	第九六類　ほうき、ブラシ、羽毛製ダスター、化粧用パフ及びふるい	
	注	
	1　この類には、次の物品を含まない。	
	(a)　第七一類に該当する物品	
	(b)　第九〇・一七号に該当する医療用又は獣医用の特殊ブラシ	
	(c)　がん具（第九七類参照）	
	2　第九六・〇三号においてほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又はふさ状にしたもので、小分けすることなしに取り付けてほうき又はブラシとなるもの及びほうき又はブラシに取り付けるために、基部のにかわ付け又は塗装、先端のトリミングその他これらに類するさ細な加工のみを必要とするものに限る。	
九六・〇一	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）その他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）、ペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く。）並びにモップ	一〇%
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	
九六・〇二	（一）歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	二〇%
	（二）機械の部分品として使用するブラシ	一五%
	（三）その他のもの	二〇%
九六・〇三	ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	一〇%
九六・〇四	羽毛製ダスター	二〇%
九六・〇五	化粧用のパフ及びパッド（材料を問わない。） 一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
九六・〇六	手ふるい（材料を問わない。）	二〇%
	第九七類　がん具、遊戯用具、運動用具及びこれらの部分品	
	注	
	1　この類には、次の物品を含まない。	
	(a)　クリスマスツリー用のろうそく（第三四・〇六号参照）	
	(b)　第三六・〇五号に該当する花火その他の火工品	
	(c)　第三九類、第四二・〇六号又は第一一部に該当する糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品を切つたもので釣糸に仕上げてないもの。	
	(d)　第四二・〇二号又は第四三・〇三号の運動用具用のバッグその他の容器	
	(e)　第六〇類又は第六一類に該当する紡織用繊維製の運動用着及び仮装用の衣装	
	(f)　第六二類に該当する紡織用繊維製の旗類及び帆	
	(g)　第六四類に該当する運動用はき物（スケートを取り付けたスケートぐつを除く。）及びクリケット用すね当て、サッカー用すね当てその他これらに類する製品並びに第六五類に該当する運動用帽子	
	(h)　登山用つえ、むちその他これらに類する物品（第六六・〇二号参照）及びこれらの部分品（第六六・〇三号参照）	
	(ij)　第七〇・一九号に該当する人形その他がん具に用いるガラス製の眼	
	(k)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）	
	(l)　第八三・一一号に該当する物品	
	(m)　第一七部に該当するスポーツ用の車両（ボップスレイ、トボガンその他これらに類する物品を除く。）	
	(n)　幼児用の自転車でボールベアリングを使用し成人用自転車の形態を有するもの（第八七・一〇号参照）	
	(o)　カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用のボート（第八九類参照）及びこれらの推進用具（木製品にあつては、第四四類参照）	
	(p)　運動用又は戸外遊戯用のサングラスその他これに類するめがね（第九〇・〇四号参照）	
	(q)　おとり笛その他の笛（第九二・〇八号参照）	
	(r)　第九三類の武器その他の物品	
	(s)　テントその他のキャンプ用品、ラケット用ガット及び運動用グローブ（これらを構成する材料の製品の号に属する。）	
	2　この類に掲げる物品には、真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属をさ細な部分に用いたものを含む。	
	3　第九七・〇二号において人形は、人類を模した製品に限る。	
	4　この類の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。	
	5　この類に該当する物品に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品は、1に掲げる物品を除き、これらが原則としてもつぱら使用される物品の号に属する。	
九七・〇一	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車	二〇%
九七・〇二	娯楽用の模型及びその他のがん具	二〇%
九七・〇三	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。）	二〇%
	一　卓球用具並びにその部分品及び附属品	二〇%
	二　トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	二〇%
	三　その他のもの	二〇%
九七・〇五	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	二〇%
九七・〇六	運動用具及び戸外遊戯用具（第九七・〇四号に該当するものを除く。）	
	一　戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品	二〇%
	二　スキー並びにその部分品及び附属品	二〇%
	三　その他のもの	二〇%
九七・〇七	釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具	二〇%

九七・〇八	回転木馬、スイング、射的用具その他の興行用具及び巡回サーカス用、巡回動物園用又は巡回劇場用の用具	二〇%

第九八類　雑品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　まゆずみその他化粧用の鉛筆(第三三・〇六号参照)

(b)　第九八・〇一号又は第九八・一二号に掲げるボタン、飾りボタン、カフスボタンその他の物品で、全部又は一部に貴金属又はこれを張つた金属を用いたもの(第七一類の注2(a)に規定する物品を除く。)及び真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を用いたもの(第七一類参照)

(c)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)

(d)　製図用のからす口(第九〇・一六号参照)

(e)　第九七類に該当するがん具

2　この類に掲げる物品には、1に規定する物品を除き、全部又は一部に貴金属若しくはこれを張つた金属、真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を用いたものを含む。

3　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九八・〇一	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む。)並びにこれらのブランク及び部分品	
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	
	(一)　貝殻製のもの	
	A　ボタンブランク	無税
	B　その他のもの	一五%
	(二)　その他のもの	二〇%
九八・〇二	スライドファスナー及びその部分品	一五%
九八・〇三	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホールダーその他これらに類するホールダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)	
	一　万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	
	(一)　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	(二)　その他のもの	
	A　ボールペン	二五%(その率が一本につき八円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	B　その他のもの	二五%

	二　その他のもの	
	(一)　ボールペン用の中しん	二〇%(その率が一本につき二円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	(二)　その他のもの	二〇%
九八・〇四	ペン先及びニブポイント	
	一　金製のペン先	二〇%
	二　その他のもの	一五%
九八・〇五	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク	
	一　鉛筆	二〇%
	二　鉛筆用のしん	一五%
	三　その他のもの	二〇%
九八・〇六	石盤、黒板その他これらに類する物品(筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、わくを有するかどうかを問わない。)	二〇%
九八・〇七	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式のコンポジションスティック及びこれを有する手動式の印刷用セット	一五%
九八・〇八	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)	
	一　リボン	一五%
	二　インキパッド	二〇%
九八・〇九	封ろう(びん用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーキ状その他これらに類する形状のものに限る。)及びゼラチンをもととして製造した複写用ペースト(紙又は織物類の支持物を有するかどうかを問わない。)	
	一　封ろう	一五%
	二　複写用ペースト	二〇%
九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
九八・一一	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%

九八・一二	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
九八・一三	コルセットバスクその他これに類する衣類用又は衣類附属品用のサポート	二〇%
九八・一四	香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	二〇%
九八・一五	魔法びんその他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	二〇%
九八・一六	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品	二〇%

第二一部　美術品、収集品及びこつとう

第九九類　美術品、収集品及びこつとう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。第四九・〇七号参照）

(b)　劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類（第五九・一二号参照）

(c)　真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一号及び第七一・〇二号参照）

2　第九九・〇二号において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、芸術家の手になる一個又は数個の原版から直接作られた白黒又は彩色の版画をいい、原版の材料及びその製作様式を問わないものとし、機械的方法又は写真的方法で作つた版画を含まない。

3　第九九・〇三号には、大量複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。

4　(a)　この類及びこの表の他の類に同時に該当する物品は、1、2及び3に定めるものを除き、すべてこの類に属する。

(b)　第九九・〇六号には、この類の他の号に該当する物品を含まない。

5　書画又は版画の額縁で、当該書画又は版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又は版画の一部を構成するものとして取り扱う。

九九・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、第四九・〇六号に該当する工業用の図案及び手書きで装飾した加工物を含まない。）	無税
九九・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九九・〇三	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税
九九・〇四	郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（封かん葉書、郵便葉書その他これらに類するものを含むものとし、使用したもの及び本邦において通用せず又は発行しないもので使用してないものに限る。）	無税
九九・〇五	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	無税
九九・〇六	こつとう（製作後一〇〇年をこえるものに限る。）	無税

附　則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭四一・三・三一）

◎関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第六条中「重油（関税定率法別表第二七一〇号の一の㈣に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの並びに同号の一の㈠に掲げる石油のうち温度十五度における比重が〇・八五をこえるものに限るものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）のうち」を「関税定率法別表第二七・一〇号の一の㈣に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち、温度十五度における比重が〇・八五をこえ、〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの（引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）で」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「第二七〇九号に掲げる石油」を「第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二七一〇号」を「第二七・一〇号の一の㈣」に、「同号に掲げる揮発油」を「同号

の一の㈠のBの(b)に掲げる揮発油（以下「揮発油」という。）に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条の二の見出し中「免税」の下に「及びガス製造用揮発油に係る関税の還付」を加え、同条中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項のガス事業者（次項に規定する特別ガス事業者を除く。）が関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十二年三月三十一日までにガスの原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき五百三十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該ガス事業者が当該揮発油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

3　第一項のガス事業者で同項の規定による関税の免除を受けた原油をガスの原料として使用するもののうち政令で定めるもの（以下「特別ガス事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十二年三月三十一日までにガスの原料として使用し、かつ、昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで（以下「昭和四十一年度」という。）においてガスの原料として使用するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別ガス事業者のこの項の規定による関税の還付を受けるために必要な国産石炭の購入数量として定める数量以上であつた場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき三百二十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該特別ガス事業者が当該揮発油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

4　前条第五項の規定は、前二項の規定による還付を受けようとする者について準用する。

第七条の三の見出し中「触媒」を「触媒等」に改め、同条中「触媒として使用される物品」の下に「及び政令で定める触媒の製造に使用される触媒担体」を加え、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「関税定率法別表第二七・一〇号に掲げる揮発油、燈油若しくは軽油又は同表第二七・一一号」を「揮発油、関税定率法別表第二七・一〇号の一の㈠若しくは㈡に掲げる燈油若しくは軽油又は同表第二七・一一号」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第七条の五第一項中「関税定率法別表第二七・一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）」を「重油」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十一年三月三十一日まで」を「昭和四十二年三月三十一日までに」に、「昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで（以下「昭和四十年度」という。）」を「昭和四十一年度」に、「昭和四十年度に」を「昭和四十一年度に」に改め、同条第三項中「昭和四十年度」を「昭和四十一年度」に改め、同条第四

項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和四十年度」を「昭和四十一年度」に改める。

第七条の七第一項中「昭和四十年度」を「昭和四十一年度」に改め、「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる」を削る。

第七条の八第一項中「（第二号に掲げる製造用原料品については、昭和四十一年三月三十一日）」を削り、「第一七〇一号」を「第一七・〇一号」に、「第二七一四号」を「第二七・一四号の二」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　水素化分解法により主として液化石油ガスを製造する際にその原料として使用するための揮発油

第七条の八第一項に次の一号を加える。

四　複合肥料の製造に使用するための関税定率法別表第二八・三九号の一に掲げる硝酸カリウム

第七条の八第三項第一号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同条第四項を削る。

第七条の九中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第九条中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第十条第一項第一号中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十条の二第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十一条第一項中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「第七条第五項」を「第七条第四項」、第七条の二第二項」に改め、同条第二項中「第七条の六」を「第七条の二第三項、第七条の六」に、「特別事業者」を「特別ガス事業者、特別事業者」に、「事業場」を「製造工場若しくは事業場」に改める。

第十二条第一項中「第七条第五項」を「第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項」に改める。

第十二条の二第二項中「第十条第一項各号」を「第十条各号」に改め、同条第三項を削る。

別表を次のように改める。

別表

関税定率法別表の番号	品名	税率	適用期限
○四・〇二	ミルク及びクリーム（貯蔵に適するよう処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。） 二　粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。） ㈠　脱脂したもの (1)　砂糖を加えたもの	三五％	昭和四二年三月三一日
	(2)　その他のもの	二五％	昭和四二年三月三一日
	㈡　その他のもの	三〇％	昭和四二年三月三一日
	三　その他のもののうち砂糖を加えてないもの	二五％	昭和四二年三月三一日
○四・〇三	バター	三五％	昭和四二年三月三一日
○四・〇四	一　プロセスチーズ	三五％	昭和四二年三月三一日
○五・一五	動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの		

五　その他のもののうちアルテミア・サリナの卵	無税	昭和四二年三月三一日
○七・○五　乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。） 一　あずき 二　そら豆及びえんどう 四　その他のもの	一〇％ 一〇％ 一〇％	昭和四二年三月三一日 昭和四二年三月三一日 昭和四二年三月三一日
○八・○一　なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 一　バナナ (一)　生鮮のもの 三　なつめやしの実のうち乾燥のもの	七〇％ 五％	昭和四二年三月三一日 昭和四二年三月三一日
○八・一一　一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	七〇％	昭和四二年三月三一日
一　バナナ	七〇％	昭和四二年三月三一日
○九・○一　コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 一　コーヒー (一)　コーヒー豆（いつてないものに限る。）	無税	昭和四二年三月三一日
(1)　昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日	二〇％	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
二　落花生油	二〇％	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
三　菜種油及びからし種油	一五％	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
五　綿実油	一キログラムにつき二〇円五〇銭	昭和四二年三月三一日
一五・一六　植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	無税	
一八・〇一　カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）のうち昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの	五％	昭和四二年三月三一日
二〇・〇六　その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。） 一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (一)　パイナップル	五五％	昭和四二年三月三一日
二　その他のもの (一)　パイナップル	五五％	昭和四二年三月三一日
二五・〇四　天然黒鉛 二　その他のもののうち粉状のもの (1)　課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの	無税	
(2)　課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの	一〇％	昭和四二年三月三一日

日までに政令で定める日までに輸入されるもの (2)　(1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの	一〇％	昭和四二年三月三一日
一〇・〇一　小麦及びメスリンのうち小麦	無税	
一〇・〇三　大麦及びはだか麦のうち大麦	無税	昭和四二年三月三一日
一〇・〇五　とうもろこし（関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。） (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一〇％	昭和四二年三月三一日
(2)　その他のもの	二五％	昭和四二年三月三一日
一〇・〇六　米	無税	昭和四二年三月三一日
一二・〇一　採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。） 二　落花生	一〇％	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
一四・〇五　植物性生産品（他の号に該するものを除く。） 四　その他のもののうち除虫菊かす	無税	昭和四二年三月三一日
一五・〇七　植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） 一　大豆油	二〇％	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日

	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四二年三月三一日
	(2) その他のもの		
	(i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	一二・五%	昭和四二年三月三一日
	(ii) その他のもの	乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円	昭和四二年三月三一日
二七・〇九	石油及び歴青油（原油に限る。）	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品によつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）		
	(一) 揮発油		
	B その他のもの		
	(b) その他のもの		
	(1) 政令で定める石油化学製品製造用のもの	一キロリットルにつき二五〇円	昭和四二年三月三一日
	(2) アンモニア製造用のもの又はガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき五〇〇円	昭和四二年三月三一日
	(四) 重油及び粗油		
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
	(1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
	(2) その他のもの	一キロリットルにつき九五五円	昭和四二年三月三一日
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの		
	(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
	(2) その他のもの	一キロリットルにつき七三〇円	昭和四二年三月三一日
	C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの		
	(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
	(2) その他のもの	一キロリットルにつき六六〇円	昭和四二年三月三一日
	(五) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	B その他のもののうち伸展油（温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のもので、〇・九二七三をこえるもの）	無税	昭和四二年三月三一日
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化石油ガス（ブタンを主成分とするものに限る。）でアンモニア製造用のもの	一トンにつき八〇〇円	昭和四二年三月三一日
二七・一四	石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物		
	二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの	無税	昭和四二年三月三一日
二八・〇五	アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀		
	三 水銀のうち昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの	無税	昭和四二年三月三一日
二八・一八	ストロンチウム、バリウム又はマネグシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		
	二 その他のもののうちマグネシアクリンカー	無税	
二八・二〇	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム		
	一 酸化アルミニウムのうちアルミニウム製錬用のもの	一〇%	昭和四二年三月三一日
二八・二八	ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物		
	一 二酸化ゲルマニウム	無税	昭和四二年三月三一日
二八・四〇	亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩		
	二 その他のもののうちりん酸アンモニウム		
	(1) 当該年度におけるりん酸アンモニウム（この表の関税定率法別表の		

番号第三一・〇五号に掲げるものを含む。以下この号において同じ。）の国内需要見込数量からりん酸アンモニウムの国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの（複合肥料製造用のものに限る。）	無税	昭和四二年三月三一日	
(2) その他のもの	二〇％	昭和四二年三月三一日	
二八・四二 炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの			
一 ソーダ灰			
(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二％以上のもののうち昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三円		
二九・〇一 炭化水素			
三 芳香族炭化水素			
(二) キシレンのうちオルト―キシレン	無税	昭和四二年三月三一日	
(九) その他のもののうちジイソプロピルベンゼン	無税	昭和四二年三月三一日	
二九・一一 アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド			
三 その他のもののうちアクロレイン	無税	昭和四二年三月三一日	
二九・一三 ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
一 ケトン官能化合物			
(六) その他のもののうち脳			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの			
(i) 昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの	一〇％		
(ii) 昭和四二年四月一日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの	一五％		
(2) その他のもの	三〇％	昭和四三年三月三一日	
二九・一五 多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン			

化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、及びニトロソ化誘導体			
三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸のうちイソフタル酸	無税	昭和四二年三月三一日	
二九・二五 アミド官能化合物			
五 その他のもののうち一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	無税	昭和四二年三月三一日	
二九・三五 複素環式化合物及びヌクレイン酸			
一〇 その他のもののうちトリエチレンジアミン	五％	昭和四二年三月三一日	
二九・四二 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			
三 その他のもの			
(六) その他のもののうちテオフィリンカルシウム	無税	昭和四二年三月三一日	
三一・〇三 りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）のうち重過りん酸石灰（五酸化りんとして計算したりん酸の含有量が水分を除いた全重量の三〇％以上のものに限る。）			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四二年三月三一日	
(2) その他のもの	一〇％	昭和四二年三月三一日	
三一・〇五 その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもののうちりん酸アンモニウム（りん酸アンモニウムを主成分とする物品を含む。）			
(1) 当該年度におけるりん酸アンモニウム（この表の関税定率法別表の番号第二八・四〇号に掲げるものを含む。）以下この号において同じ。）の国内需要見込数量からりん酸アンモニウムの国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四二年三月三一日	
(2) その他のもの	一〇％	昭和四二年三月三一日	
三一・〇三 合成なめし剤（天然なめし料と混合してあるかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の人工ベーティング剤（たとえば、酵素系のもの、すい臓系のもの及びバクテリア系のもの）			
一 有機の合成なめし剤			
有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい	無税	昭和四二年三月三一日	
三二・〇五 建染め染料			
六 その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政			

	令で定めるもの	
	一　反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇％	昭和四二年三月三一日
三七・〇二	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）	一〇％	昭和四二年三月三一日
	一　映画用フィルム		
	(一)　カラーフィルム		
	B　その他のもののうちフィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの（撮影用又は複製用のものに限る。）	一五％	昭和四一年九月三〇日
三八・〇五	トール油		
	一　粗製のもの	無税	昭和四二年三月三一日
三八・一四	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤		
	一　テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤	無税	昭和四二年三月三一日
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮をはいであるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを問わない。）		
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四二年三月三一日
四四・〇四	木材（荒く角にし、又は太鼓落としたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）	無税	昭和四二年三月三一日
四四・〇五	木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工していないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）		
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四二年三月三一日
	三　松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はから松つ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち欧州とうひのもの	無税	昭和四二年三月三一日
四四・一三	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリズで組み立てないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。）		
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四二年三月三一日
四八・〇九	建築用ボード（木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）		
	五　チューブその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。）のうちレース	二五％	昭和四二年三月三一日
五八・一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）	三五％	昭和四二年三月三一日
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品のうち人造プラスチック製のもの	三五％	昭和四二年三月三一日
七三・〇二	フェロアロイ		
	二　フェロマンガン	三五％	昭和四二年三月三一日
	四　フェロニッケル	一五％	昭和四二年三月三一日
	五　その他のもののうちフェロモリブデン	一五％	昭和四二年三月三一日
七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず	一五％	昭和四二年三月三一日
	二　塊（一に掲げるものを除く。）		
	(一)　銅（合金を除く。）のもの		
	A　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの		
	(a)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）	無税	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
	(b)　その他のもの	無税	昭和四二年三月三一日

	合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	
五八・〇九	チューブその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。）のうちレース	
五八・一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）	
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品のうち人造プラスチック製のもの	
七三・〇二	フェロアロイ	
	二　フェロマンガン	二五％	昭和四二年三月三一日
	四　フェロニッケル	三五％	昭和四二年三月三一日
	五　その他のもののうちフェロモリブデン	三五％	昭和四二年三月三一日
七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず	一五％	昭和四二年三月三一日
	二　塊（一に掲げるものを除く。）		
	(一)　銅（合金を除く。）のもの		
	A　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの		
	(a)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）	無税	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
	(b)　その他のもの	無税	昭和四二年三月三一日
	B　その他のもの		
	(二)　黄銅又は青銅のもの	無税	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
	(三)　その他のもの	無税	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
	三　くず	無税	昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日
七五・〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず		
	一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物		
	(一)　粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）	一キログラムにつき二七〇円	昭和四二年三月三一日
	二　塊		
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	二〇％	昭和四二年三月三一日
	B　その他のもの		
	(二)　ニッケル合金のもの	四〇％	昭和四二年三月三一日
	三　くず		
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	四〇％	昭和四二年三月三一日

七六・一二　鉛（合金を除く。）のもの

七六・〇五　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

七六・一〇　亜鉛の塊及びくず

一　塊

（一）亜鉛（合金を除くものとする。）のもの

A　亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの

（1）課税価格がトン当たり一七万円以下のもの　一〇%

（2）課税価格がトン当たり一七万円を超え一八万円以下のもの　一〇円に一キログラムにつき課税価格が一七万円を超え一八万円以下のものについては、一〇%から一キログラムにつき一〇円に課税価格が一八万円を超え一九万円以下のものについては、一〇%から一キログラムにつき一二円に課税価格が一九万円を超えるものについては、一〇%から一キログラムにつき一五円をこえるもの　一〇円

B　その他のもの

（1）課税価格がトン当たり一七万円以下のもの　一〇%

（2）課税価格がトン当たり一七万円を超え一八万円以下のもの　一〇%から一キログラムにつき一〇円に課税価格が一八万円を超え一九万円以下のものについては、一〇%から一キログラムにつき一二円に課税価格が一九万円を超えるものについては、一〇%から一キログラムにつき一五円をこえるもの　一〇円

（二）くず

（3）課税価格がトン当たり一七万円以下のもの　一〇円

（2）課税価格がトン当たり一七万円を超え一八万円以下のもの　一〇%から一キログラムにつき一〇円に課税価格が一八万円を超え一九万円以下のものについては、一〇%から一キログラムにつき一二円に課税価格が一九万円を超えるものについては、一〇%から一キログラムにつき一五円をこえるもの　一〇円

（3）課税価格がトン当たり一七万円以下のもの　一〇円

（2）課税価格がトン当たり一七万円を超え一八万円以下のもの　一〇%から一キログラムにつき一〇円に課税価格が一八万円を超え一九万円以下のものについては、一〇%から一キログラムにつき一二円に課税価格が一九万円を超えるものについては、一〇%から一キログラムにつき一五円をこえるもの　一〇円

七六・二　鉛の棒、形材及び線

七六・〇二　鉛（合金を除く。）のもの

二　鉛合金のもの

（一）ハンダ　一〇%

（二）活字合金　一〇%

（三）その他のもの　一〇%

七六・〇三　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・〇四　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・〇五　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・〇六　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・〇七　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・〇八　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・〇九　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一〇　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一一　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一二　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一三　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一四　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一五　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一六　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一七　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一八　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・一九　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二〇　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二一　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二二　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二三　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二四　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二五　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二六　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二七　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二八　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・二九　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三〇　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三一　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三二　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三三　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三四　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三五　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三六　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三七　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三八　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・三九　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四〇　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四一　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四二　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四三　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四四　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四五　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四六　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四七　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四八　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・四九　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五〇　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五一　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五二　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五三　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五四　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五五　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五六　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五七　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五八　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・五九　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六〇　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六一　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六二　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六三　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六四　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六五　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六六　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六七　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六八　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・六九　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七〇　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七一　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七二　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七三　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七四　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七五　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七六　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七七　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七八　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・七九　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八〇　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八一　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八二　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八三　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八四　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八五　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八六　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八七　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八八　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・八九　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・九〇　鉛の板、帯、はく及び粉

一　板、帯及びはく

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　粉

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・九一　鉛の管、条管及び中空棒並びに鉛製のプレート、シート、エキスパンデッド、ストリップ、箔、粉及びこれらの類似品（電気絶縁をしたものに限るものとし、用いてもうらう線を除く。）

一　管、条管及び中空棒

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　プレート、シート、箔及びストリップ

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

三　プレート、シート、箔及びストリップを加工したもの

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

七六・九二　鉛の棒、形材及び線

一　棒及び形材

（一）鉛（合金を除く。）のもの　一〇%

（二）鉛合金のもの　一〇%

二　線

（一）鉛（合金を除く。）のもの　

	一 塊		
	(一) すず（合金を除く。）のもの	無税	昭和四二年三月三一日
八一・〇三	タンタル及びその製品		
	三 その他のもの（はくを除く。）	二〇%	昭和四二年三月三一日
八一・〇四	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品		
	二 塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。）		
	(三) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク	一キログラムにつき四〇円	昭和四二年三月三一日
八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）		
	一 工作機械		
	(二) ボール盤及び中ぐり盤		
	A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうちテーブルの位置決めを正逆転減衰運動により行なうもの	一五%	昭和四二年三月三一日
	B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの	一五%	昭和四二年三月三一日
	(五) 研削盤		
	A 内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）のうち、砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの	一五%	昭和四二年三月三一日
	B 平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）のうち砥石軸を二本以上有する立型ロータリーテーブル式のもの	一五%	昭和四二年三月三一日
	(七) 七その他のもの		
	A ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができるもの	一五%	昭和四二年三月三一日

八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械		
	一 電子計算機械		
	(一) 計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。）のうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター（四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分一、一〇〇行以上のものに限る。以下同じ。）、高速記憶機（磁気テープ広で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒一二〇、〇〇〇字をこえるもの、磁気ドラム式で記憶容量が四、〇〇〇、〇〇〇字以上のもの及び磁気円板式のものに限る以下同じ。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機	一五%	昭和四二年三月三一日
八四・五三	せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械		
	一 計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。）のうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター、高速記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機	一五%	昭和四二年三月三一日
八四・五四	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機）		
	一 計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターのうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター、高速記憶機及び磁気カード式記憶機械	一五%	昭和四二年三月三一日
八五・二二	電気機器（原則としてもつぱら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）		

一　計数型電子計算機械用の制御機（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバータ若しくは磁気テーププリンターに用いるものに限る。）のうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター、高速記憶機又は磁気カード式記憶機に附属する制御機	一五％	昭和四二年三月三一日

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭四一・三・三一）

◎関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第一条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「酒税法等」という。）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」を「その他の内国消費税に関する法律（以下「酒税法等」という。）」に、「賦課」を「確定、納付」に改める。

第二条第二号中「内国消費税課税物品」を「課税物品」に改め、「酒類」の下に「（以下この条において「酒類」という。）」を加え、同条第四号中「第一号（定義）に規定する」を「（定義）に定める」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「規定する保税地域」の下に「（酒類の製造場に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四　「保税工場」とは、保税地域のうち関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税工場をいう。

第三条から第十条までを次のように改め、第十条の二を削る。

（課税物品の確定の時期）

第三条　保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合の基礎となる課税物品の性質及び数量は、当該物品に関税を課する場合（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる場合を含む。次条において同じ。）の基礎となる当該物品の性質及び数量による。ただし、次の各号に掲げる時における性質及び数量による。

一　関税法第五十九条の二（原料課税）の規定の適用を受けて製造された課税物品　当該物品につき同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする時

二　第十六条第四項、砂糖消費税法第二十三条（砂糖類の引取りとみなす場合）又は物品税法第二十六条第四項（輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等）の規定により保税地域から引き取るものとみなされる課税物品　これらの規定に定める時

（適用法令）

第四条　保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合に適用する法令は、当該物品に関税を課する場合の法令を適用する日において適用される法令による。

2　保税倉庫に置かれた課税物品で、輸入申告がされた後関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）（同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる課税物品については、その承認）がされる前に当該物品に適用される内国消費税に関する法令の改正があつたもの（同法第四条第四号又は第七号（課税物件の確定）に掲げる貨物に該当するものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該許可又は承認の日において適用される法令による。

（保税地域からの引取りとみなす場合）

第五条　課税物品を保税地域以外の場所から輸入する場合には、その輸入を保税地域からの引取りとみなして、酒税法等及びこの法律の規定を適用する。

（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）

第六条　課税物品を輸入の許可を受けて保税地域から引き取ろうとする者は、輸入申告にあわせて酒税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は引取りに係る課税標準の申告書を提出するものとする。

2　本邦に入国する者が課税物品をその入国の際に携帯して輸入する場合には、税関長は、酒税法等の規定による引取りに係る課税標準の申告書の提出に代えて、当該申告書に記載すべき事項を口頭で申告させることができる。

3　保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条（修正申告）の規定による修正申告又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正は、当該物品が保税地域から引き取られる前においても、することができるものとする。この場合において、当該修正申告又は更正により納付すべき税額に相当する内国消費税は、第九条第一項の規定に該当する場合を除き、当該引取りの時までに納付しなければならない。

4　関税法第七条の二第二項（輸入の許可前における納税由告の修正）の規定は、酒税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする前項の修

正申告について、関税法第八条第三項ただし書（賦課決定通知）の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の賦課決定（国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）について、それぞれ準用する。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条　課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する酒税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵政官署を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2　郵政官署は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3　前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る際、印紙をもつて同項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4　第一項の郵便物に係る同項の書類は、国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

5　輸入される課税物品を内容とする郵便物が名あて人に交付された後において当該物品に係る未納の内国消費税の額があるときは、第三項ただし書又は次項において準用する関税法第七十七条第五項（関税の納付前における郵便物の受取り）の規定の適用がある場合を除き、税関長は、第三項本文の規定にかかわらず、現金をもつて、その交付を受けた者からその未納に係る内国消費税を徴収する。

6　関税法第七十七条第五項及び第五項の規定は、第一項の郵便物の名あて人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取ろうとする場合について準用する。

（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）

第八条　外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

一　関税法第八十四条第一項又は第三項（収容貨物の公売又は売却）（同法第八十八条（留置貨物）において準用する場合を含む。）の規定により公売に付され、又は売却される場合　当該公売又は売却の際における当該物品の所有者

二　関税法第九十七条第二項（税関職員以外の公務員による外国貨物の処分）の処分がある場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）　当該処分により当該物品を取得する者

三　関税法第百十八条第一項第一号（犯罪貨物の没収等）の規定に該当し、同号の犯罪貨物等として没収されない場合（当該貨物が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合を除く。）　当該犯罪貨物等の所有者

四　関税法第百三十四条第一項（領置物件又は差押物件の返還等）の規定により課税物品が還付される場合又は課税物品に係る同条第五項若しくは第六項に規定する代金が還付される場合　その還付を受けるべき者

2　関税法第十四条の五（換価代金からの充当又は徴収の特例）及び第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）（同法第百十八条第五項（犯罪貨物等に係る関税の徴収）及び第百三十四条第七項（領置物件に係る関税の徴収）において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合について準用する。

3　関税法第八十五条第一項（公売代金等の充当等）（同法第八十八条において準用する場合を含む。）又は第百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をすることを要しない。

（輸入の許可前における引取り）

第九条　関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第一号（輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限）に掲げる日までに、次の各号に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一　第三項において準用する関税法第七条の五（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の規定による通知を受けた場合　同条の書面に記載された申告に係る納付すべき税額

二　当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合　当該更正通知書に記載された納付すべき税額（当該物品についての第六条第一項又は第三項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。）

2　前項の規定の適用を受ける課税物品については、政令で定めるところにより、当該物品について課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供しなければならない。

3　関税法第七条の五の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

（保税工場の許可）

第十条　関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）の規定により保税工場の許可を受けた者が、同法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定による許可を受けて保税工場にある外国貨物である課税物品を、政令で定めるところにより当該保税工場以外の場所に出す場合には、同項の規定により指定された場所に出されている当該物品及び当該物品を原料又は材料とした製品は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税工場にあるものとみなして、酒税法等及びこの法律の規定を適用する。

2　税関長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る課税物品に課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3　第一項に規定する指定された期間が経過した場合において、同項に規定する指定された場所に同項の課税物品又は当該物品を原料若しくは材料とした製品があるときは、税関長は、同項に規定する保税工場の許可を受けた者から、直ちに当該物品に係る内国消費税を徴収する。

4　第一項の課税物品が前項の規定に該当することとなつた場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなし、当該物品を原料又は材料とした製品

で課税物品に該当するものはその製造をした者がその場所で製造したものとみなして、酒税法等の規定を適用する。

5　前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴収されるべき内国消費税額（当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。）に相当する金額を控除する。

第十三条第一項中「内国消費税課税物品」を「課税物品」に改め、同条を第二十六条とし、第十二条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第二十五条とし、第十一条第一項中「第九条又は第十条」を「第十五条第二項、第十六条第三項又は第十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十六条第五項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二　第十六条第六項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三　第二十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十条の次に次の十二条を加える。

（保税運送等の場合の免税）

第十一条　外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認を受け、又は同項ただし書の規定による届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所（酒類の製造場に該当する場所を除く。）から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品が、関税法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

（船用品又は機用品の積込み等の場合の免税）

第十二条　関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2　関税法第七十五条（外国貨物の積みもどし）の規定により、外国貨物である課税物品を積みもどすため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

3　第一項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により

指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

（免税）

第十三条　次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

一　関税定率法第十四条第一号から第四号まで、第七号から第九号まで又は第十三号（無条件免税）に掲げるもの

二　関税定率法第十五条第一項第一号から第三号まで、第五号の二又は第九号（特定用途免税）に掲げるもの

三　関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

四　税関長が確実と認める保証人の保証

（変質、損傷等の場合の軽減又は還付）

第十五条　輸入される課税物品が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることが承認されたものについては、当該承認）前に変質し、又は損傷した場合（課税標準の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。）においては、政令で定めるところにより、当該物品の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その内国消費税を軽減し、又はその内国消費税額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における内国消費税額との差額以内において、その内国消費税を軽減することができる。

2　輸入の許可を受けた課税物品で既に内国消費税が納付されたものが、輸入の許可後引き続き保税地域又は関税法第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは

3　関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第一項第二号又は第四号から第十一号まで（再輸出免税）に掲げるもの

2　税関長は、前項第四号の規定により内国消費税を免除する場合において、必要があると認めるときは、その免除に係る内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3　関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により免除を受けた内国消費税について準用する。

（担保の種類）

第十四条　第七条第六項において準用する関税法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）、第九条第二項、第十条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）

くは損傷した場合には、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を還付することができる。

3　前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

第十六条　保税工場における保税作業（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第三項において同じ。）により、課税物品を課税物品以外の製品（当該課税物品を原料又は材料として製造された製品で、当該課税物品に課される内国消費税以外の税目に属する内国消費税が課されるものを含む。）の原料又は材料として消費し、又は使用する場合には砂糖消費税法第五条第二項、物品税法第六条第二項、揮発油税法第五条第二項、石油ガス税法第五条第二項又はトランプ類税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。

2　保税工場において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場において消費し、又は使用している外国貨物である課税物品（以下この項において「外貨原材料」という。）を原料又は材料として当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより、当該保税工場の所在地の税関長の確認を受けて、当該外貨原材料と同種の外国貨物でない課税物品で内国消費税の課税済みのもの（以下この項において「課税済内貨原材料」という。）を原料又は材料として消費し、又は使用して当該保税工場で製造した製品（政令で定める製品については、当該課税済内貨原材料を原料又は材料として消費し、又は使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の原料又は材料として消費され、又は使用された当該課税済内貨原材料の数量として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積みもどしを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該内国消費税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額に相当する内国消費税）を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の還付を受ける場合は、この限りでない。

3　保税工場における保税作業について、その原料又は材料として消費し、又は使用する外国貨物がなくなつたこと等により、内国消費税を納付して輸入された課税物品を輸出物品の原料又は材料として消費し、又は使用する必要があり、かつ、前項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合において、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場に入れ、これを原料又は材料として製造した製品を輸出したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の還付を受ける場合は、この限

りでない。

4　次に掲げる製品（本邦において消費し、又は使用する課税物品以外の製品で、酒税法等の規定により、当該製品の原料又は材料として消費し、又は使用する課税物品に係る内国消費税が免除されるものを除く。）を保税地域から引き取り、又は保税地域において消費し、若しくは使用する場合には、当該製品を引き取る者又はこれを消費し、若しくは使用する者が、その引取り又は消費若しくは使用の時に、当該製品のほか、その原料又は材料として消費し、若しくは使用した課税物品を保税地域から引き取るものとみなして、酒税法等及びこの法律の規定を適用する。

一　第一項の規定の適用を受けた課税物品を原料又は材料として製造した製品で関税法第五十九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたもの又は関税定率法第十四条の二第一号（再輸入減税）の規定に該当するもの

二　前二項の規定の適用を受けた製品のうち、本邦にもどされたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目の内国消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

5　第二項の規定に該当する消費又は使用をした者は、同項に規定する消費又は使用をした課税物品及び当該物品を原料又は材料として製造した製品の種類、数量又は価額その他政令で定める事項を記載した書類を、当該消費又は使用の日の属する月の翌月末日までに、当該保税工場の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

6　第一項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、第二項の規定による確認を受けた者又は第三項の税関長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品の消費又は使用並びに当該原料又は使用して製造した製品の消費又は使用及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

7　第三項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

第十七条　品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入に係る課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを返送することがやむを得ないと認められる場合において、当該物品を返送のため本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域（関税法第三十条第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。）に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2　前項に規定する物品を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

3　前二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

第十八条　保税地域から引き取る課税物品に係る関税額の全部又は一部がやむを得ない理由によりそ

の法定納期限後に確定したことに基づき、当該物品の内国消費税額の全部又は一部がその法定納期限（国税通則法第二条第八号（定義）に規定する法定納期限をいう。）後に確定することとなつたものであることについて、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、その税額に係る延滞税については、その確定に係る修正申告書の提出があつた日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日以前の期間に対応する部分の金額を免除する。

（過少申告加算税等の不徴収）

第十九条　国税通則法第六十五条（過少申告加算税）及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税については、適用しない。

（関税法の準用）

第二十条　関税法第十二条第一項（延滞税）（同法第十三条の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）の規定に係る部分に限る。）及び第十三条の二の規定は、第十五条第二項、第十六条第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行なわれた場合について、同法第十三条の三（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）の規定は、輸入の許可を受け、又は第十二条第一項の規定による承認を受けて引き取られた課税物品につき納付された内国消費税に不足額があつた場合について、同法第十四条（更正、決定等の期間制限）、第十四条の二第一項（徴収権の消滅時効）及び第十四条の三第一項（還付請求権の時効）の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税につき更正、決定、徴収又は還付をする場合について、同法第百七条（税関長の権限の委任）の規定は、税関長が当該内国消費税につきその権限を行使する場合について、同法第百十八条第三項（没収等が行なわれた場合の関税の不徴収）の規定は、同条第一項又は第二項その他の法律の規定により没収又は追徴が行なわれた課税物品に係る内国消費税について、それぞれ準用する。

（納税地の特例）

第二十一条　保税地域以外の場所から輸入される課税物品に係る内国消費税の納税地は、当該物品に係る関税を課する税関長（関税が無税とされている当該物品については、関税が課されるものとした場合の当該税関長）の所属する税関の所在地とする。

（当該職員の権限）

第二十二条　税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第十六条第一項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第二項の確認を受けた者又は同条第三項の承認を受けた者に対して質問し、又はその消費し若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2　当該職員は、前項の規定により、職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（酒税法の一部改正）

第二条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

第一章中第六条の三を第六条の四とし、第六条の二第一項中「「酒類等」という。以下本条において同じ。）」を「本条において「酒類等」という。）」に改め、同条第二項中「第三十条の四」の下に「第一項」を加え、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（保税地域に該当する製造場）

第六条の二　酒類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない酒類の製造場とみなす。

第十条第二号中「第六号又は」を削る。

第二十二条第一項第三号ロ(3)中「以上」の下に「三十六度未満」を加える。

第二十二条の三第一項第二号中「（同法第十条（変質、損傷等の場合の減税又はもどし税）、第十五条第二項ただし書（特定用途免税物品に係る関税の追徴）又は第十六条第二項ただし書（外交官用免税貨物等に係る関税の追徴）の規定に該当する酒類については、当該価格からこれに当該酒類に係る同法第十条第一項の価格の低下率を乗じて計算した金額を控除した価格）」を削る。

第二十二条の五第二項中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第三十条第二項中「納付した、若しくは納付すべき又は保税地域からの引取りにより」を「納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは」に改める。

第三十条の二第一項第一号イ中「従量税が課税される」を「従量税率（数量を課税標準として適用する税率をいう。以下同じ。）が適用される」に改め、同項第三号中「従量税が課税される」を「従量税率が適用される」に改め、同項第五号中「課税標準数量及び」を「課税標準数量又は」に改め、同条第二項中「第六条の二」を「第六条の三」に改め、同条第三項中「第一項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項、第三項」を「これらの規定による控除を受けるべき月において第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項」に改める。

第三十条の三を次のように改める。

（引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等）

第三十条の三　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする酒類に係る次に掲げる事項

イ　従量税率が適用される酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

ロ　従価税率適用酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる金額（以下この項において「課税標準額」という。）

二　課税標準数量又は課税標準額に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三　他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額

四　第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

五　第二号に掲げる酒税額の合計額から第三号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるとき

は、当該不足額

六　その他政令で定める事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第三十条の四の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「金額の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第六条の三第二項又は第四項の規定に該当する酒類に係る酒税は、これらの規定に規定する酒類の製造場の所在地の所轄税務署長が、直ちにその酒税を徴収する。

第三十条の五を次のように改める。

（引取りに係る酒類についての酒税の納付等）

第三十条の五　第三十条の三第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る酒類を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第三十条の三第二項に規定する酒類に係る酒税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第三十条の六第一項中「第三十条の四」の下に「第一項」を加え、同条第二項中「第三十条の三」の下に「第二項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「酒類に係る酒税額」を「申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額」に改める。

第四十一条第一項中「（以下「当該職員」という。）」を削り、同条第二項中「当該職員」を「前項の当該職員」に改める。

第五十六条第一項第三号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十条の三第一項」に改め、同項第四号中「第三十条の二」の下に「第二項」を加える。

（砂糖消費税法の一部改正）

第三条　砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　砂糖類の製造場が保税地域に該当する製造場には、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する砂糖類については、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない砂糖類の製造場とみなし、その他の砂糖類については、この法律（第十五条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場を砂糖類の製造場でない保税地域とみなす。

第五条第一項中「、第三項の規定に該当する場合を除き」を削り、「第十二条」の下に「第一項」を加え、同条第二項ただし書を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六条第二項中「第十二条」の下に「第一項」を加える。

第十条第一項第三号及び第四号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「同項の規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十一条を次のように改める。

（引取りに係る砂糖類についての課税標準及び税額の申告等）

第十一条　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする砂糖類の種別及び種別ごとの重量（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

二　引取りに係る課税標準数量に対する砂糖消費税額及び当該砂糖消費税額の合計額

三　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする砂糖消費税額

四　第二号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる砂糖消費税額を控除した金額に相当する砂糖消費税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五　第二号に掲げる砂糖消費税額の合計額から第三号に掲げる砂糖消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る砂糖類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十三条　第十一条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る砂糖類を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する砂糖消費税を国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十一条第二項に規定する砂糖類に係る砂糖消費税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第十四条第一項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十一条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「砂糖類に係る砂糖消費税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第十五条第一項第三号中「砂糖類」の下に「その他政令で定める目的に充てるための砂糖類」を、「製造場」の下に「その他政令で定める場所」を加え、同条第六項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」及び「（当該移入先において国から譲渡された砂糖類については、当該譲受者。以下この条において同じ。）」を削り、同条第七項中

「、その移入をした日(当該砂糖類を当該場所において国から譲り受けた者については、当該譲受けをした日)から十日以内に」を削り、「又は理由(当該砂糖類を国から譲り受けた者については、その旨)」を「(当該砂糖類が同項第四号に掲げる砂糖類であるときは、当該移入の理由)」に、「(当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)」を「に、その移入をした日から十日以内(政令で定めるところにより当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」に改め、同条第八項中「又は税関長」を削る。

第十六条の見出し中「移出に係る砂糖類の」を削る。

第十六条の二を削る。

第十七条中「若しくは第十六条の二第一項」を削る。

第十八条の見出し中「製造場における」を削る。

第十八条の二を削る。

第二十一条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加える。

第二十二条第一項中「(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ。)」を削り、同条第三項及び第四項中「又は税関長」を削る。

第二十三条第一項第一号中「又は第十八条の二第一項」を削り、同条第二項を削る。

第二十九条第一項中「(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項及び次条において同じ。)」を削る。

第三十条第一項中「製造しようとする者」の下に「(保税地域において関税法第二条第一項第三号(定義)に規定する外国貨物に該当する砂糖類のみを製造しようとする者を除く。)」を加える。

第三十一条及び第三十四条第一項第一号中「に該当し若しくは第十八条の二第一項の承認を受けて第十八条第一項」を「の適用を受ける同項」に改める。

第三十六条第一号中「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、同条第二号中「第十一条」の下に「第二項」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(物品税法の一部改正)

第四条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改め、「及び第三十五条第二項」を削る。

第六条第一項中「以下次項及び第三項」を「次項」に改め、「、第三項の規定に該当する場合を除き」を削り、「第三十一条」の下に「第二項」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条第四項中「第三十一条」の下に「第二項」を加える。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十五条の見出し中「製造場内で」を削る。

第二十六条を次のように改める。

(輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等)

第二十六条 輸出用の自動車(別表第七号1から3までに掲げるものを除く。)その他の不課税物品で政令で定めるもの(以下この条において「輸出用不課税物品」という。)の材料として第二種の課税物品を使用することについて第六条第一項本文の規定の適用がある場合において、当該輸出用不課税物品の製造者が当該第二種の課税物品を当該輸出用不課税物品の材料として使用するときは、その使用に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の使用をした輸出用不課税物品の製造者が、当該使用をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該物品の使用に関する明細書及び当該輸出用不課税物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 第十七条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入」とあるのは「輸出用不課税物品を輸出」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定に該当する輸出用不課税物品で本邦にもどされたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において使用する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを使用する者がその引取り又は使用の時に当該物品の材料として使用した第二種の課税物品を当該保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実(前項において準用する第十七条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限内に同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合には、この限りでない。

第二十八条第三項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十九条第二項第二号中「第二十五条」の下に「、第二十六条」を加え、同項第五号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

第三十条を次のように改める。

(引取りに係る物品についての課税標準及び税額の申告等)

第三十条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取ろうとする課税物品に係る次に掲げる事項

イ 第一種又は第二種の課税物品については、号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)

ロ 第三種の課税物品については、課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)

二 前号イに掲げる課税標準額又は同号ロに掲げる課税標準数量に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額

四 第二号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

五　第二号に掲げる物品税額の合計額から第三号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税物品に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第三十一条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第六条第一項ただし書又は第七条第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品に係る物品税については、これらの規定に規定する製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌翌月末日を納期限として徴収する。

第三十二条を次のように改める。

（引取りに係る物品税の納付等）

第三十二条　第三十条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税物品を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第三十条第二項に規定する課税物品に係る物品税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第三十四条中「第三十条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項に、「物品に係る」を「申告書に記載した同項第四号に掲げる」に改める。

第三十五条第二項中「委託者等になろうとする者」の下に「及び保税地域において関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する第二種又は第三種の課税物品のみを製造しようとする者」を加える。

第四十一条第二項中「各号に掲げる」を「若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける」に改める。

第四十五条第三号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十条第一項」に改め、同条第四号中「第三十条」の下に「第二項」を加える。

第四十六条中第二号を削り。第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（揮発油税法の一部改正）

第五条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　揮発油の製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する揮発油については、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない揮発油の製造場とみなし、その他の揮発油については、この法律（第十四条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場を揮発油の製造場でない保税地域とみなす。

第五条第一項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、同条第六項を削る。

第七条中「第十二条」の下に「第一項」を加える。

第十条第一項第五号中「「課税標準数量」」を「この項において「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第八号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十一条を次のように改める。

（引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等）

第十一条　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする揮発油の数量

二　前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量

三　第一号の数量から前号の数量を控除した数量（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

四　引取りに係る課税標準数量に対する揮発油税額

五　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額

六　第四号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮発油税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

七　第四号に掲げる揮発油税額から第五号に掲げる揮発油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る揮発油に係る前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十二条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する揮発油に係る揮発油税は、これらの規定に規定する揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

第十二条の二を次のように改める。

（引取りに係る揮発油についての揮発油税の納付等）

第十二条の二　第十一条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る揮発油を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する揮発油税を、国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十一条第二項に規定する揮発油に係る揮発油税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第十三条第一項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十一条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」ならない。

を「同項」に、「揮発油に係る揮発油税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第十四条第六項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」を削り、同条第七項中「(当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下この項において同じ。)」を削り、同条第八項中「又は税関長」を削る。

第十四条の二第一項第三号を削り、同条第二項中「(当該場所が保税地域に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税関長)」を削り、同条第五項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」を削り、「を同項各号」を「を第一項各号」に改め、同条第六項中「又は税関長」を削る。

第十五条の見出し中「移出に係る揮発油の」を削る。

第十五条の二を削る。

第十七条第一項中「、第四項又は第八項」を「又は第四項」に改め、同条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加え、「、第四項又は第八項」を「又は第四項」に改め、「以下第八項において同じ。」を削り、同条中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とする。

第二十三条第一項中「製造しようとする者」の下に「(保税地域において、関税法第二条第一項第三号(定義)に規定する外国貨物に該当する揮発油のみを製造しようとする者を除く。)」を加え、「(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下この条において同じ。)」を削る。

第二十八条第一号中「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、同条第二号中「第十一条」の下に「第二項」を加える。

(地方道路税法の一部改正)

第六条 地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「保税地域に該当する」を「揮発油税法第四条の規定により揮発油の製造場でない保税地域とみなされる」に改め、同条第二項中「保税地域」の下に「(揮発油税法第四条の規定により保税地域に該当しない揮発油の製造場とみなされるものを除く。)」を加え、同条第三項中「若しくは第十五条の二第一項本文」を削り、同条第四項中「又は第十五条の二第三項」を削る。

第九条第一項中「又は第八項」を削り、同条第三項中「、第九項及び第十項」を「及び第八項」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)

第七条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十八条」の下に「第一項」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六条第一項中「第十八条」の下に「第一項」を加える。

第十一条第二項中「輸出に関する」を「移出に関する」に改める。

第十五条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加え、同条第三項中「数量」を「重量」に改め、同条第五項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同条第七項中「数量」を「重量」に改め、同条第十項第二号中「末日」を「翌月末日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、「法人がある場合について」の下に「、前項の規定は、法人が合併した場合について、それぞれ」を加え、「同項」を「第八項」に改め、「「当該合併により消滅した法人」と」の下に「、「又は被相続人」とあるのは「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に

係る被相続人」とあるのは「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」と、あるのは「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」及び「当該相続に係るすべての相続人」とあるのは「その合併後存続する法人又は合併により設立された法人」と、それぞれ」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係るすべての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継しない場合は、この限りでない。

第十六条第一項第三号中「「課税標準数量」」を「この項において「移出に係る課税標準数量」」に改め、同項第四号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの規定により控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十七条を次のように改める。

(引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等)

第十七条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取ろうとする課税石油ガスの重量(以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。)

二 引取りに係る課税標準数量に対する石油ガス税額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額

四 第二号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額(以下「引取りに係る納付すべき税額」という。)

五 第二号に掲げる石油ガス税額から第三号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免税されるべき場合を除き、その引き取る課税石油ガスに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十八条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、こ

れらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌翌月末日を納期限として徴収する。

3　第一項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき石油ガスの充てん者で、当該申告に係る月分の石油ガス税につき国税通則法に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

第十九条を次のように改める。

（引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の納付等）

第十九条　第十七条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税石油ガスを保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十七条第二項に規定する課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第二十条第一項中「第十八条」の下に「第二項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「その引取りの時までに」を削り、「同項」を加え、「その引取りの時までに」を「同条」を「同項」に、「課税石油ガスに係る石油ガス税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第二十三条第一項中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第二十六条第三項中「第十二条第七項本文」の下に「（第十三条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条中「第二条」の下に「第一項」を、「内国貨物」の下に「（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなしたもの以外のものを含む。）」を加える。

第二十九条第二号中「第十六条第一項」の下に「又は第十七条第一項」を加え、同条第三号中「第十七条」の下に「第二項」を加える。

（トランプ類税法の一部改正）

第八条　トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当するトランプ類については、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しないトランプ類の製造場とみなし、その他のトランプ類については、この法律（第十五条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場をトランプ類の製造場でない保税地域とみなす。

第六条第三項中「第十八条の四」の下に「第一項」を加える。

第十五条第一項第二号中「輸出するためのトランプ類」の下に「その他政令で定める目的に充てるためのトランプ類」を、「蔵置場」の下に「その他政令で定める場所」を加え、同条第六項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」を削り、同条第七項中「、その移入した日から十日以内に」を削り、「（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）」を「に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）」に改め、同条第八項中「又は税関長」を削る。

第十五条の二第五項中「規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類」を「承認を受けて引き取つたトランプ類（第七項本文の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）」に、「同項」を「第一項」に改める。

第十六条の見出し中「移出に係るトランプ類の」を削る。

第十六条の二を削る。

第十七条中「若しくは前条第一項」を削る。

第十八条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加える。

第十八条の二第一項第三号及び第四号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十八条の三を次のように改める。

（引取りに係るトランプ類についての課税標準及び税額の申告等）

第十八条の三　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用されるトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとするトランプ類の区分及び区分ごとの組数並びに当該組数を税率区分の異なることに合計した組数（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

二　引取りに係る課税標準数量に対するトランプ類税額及び当該トランプ類税額の合計額

三　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするトランプ類税額

四　第二号に掲げるトランプ類税額の合計額から前号に掲げるトランプ類税額を控除した金額に相当するトランプ類税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五　第二号に掲げるトランプ類税額の合計額から第三号に掲げるトランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用されるトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、その引き取るトランプ類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十八条の四の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、「金額の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第六条第三項の規定に該当するトランプ類に係るトランプ類税は、同項に規定するトランプ類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

る。

第十八条の五を次のように改める。

（引取りに係るトランプ類についてのトランプ類税の納付等）

第十八条の五　第十八条の三第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係るトランプ類を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当するトランプ類税を、国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十八条の三第二項に規定するトランプ類に係るトランプ類税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第十八条の六第一項中「第十八条の四」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十八条の三」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「トランプ類に係るトランプ類税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第二十五条第一号中「若しくは第十六条の二第一項」を削る。

第三十二条第一項中「委託者等になろうとする者」の下に「及び保税地域において、関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当するトランプ類のみを製造しようとする者」を加え、「（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下この条において同じ。）」を削る。

第三十五条中「（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十八条第一号中「第十八条の二第一項」の下に「又は第十八条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十八条の三」の下に「第二項」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「積込を輸出とみなし、酒類の引取者が保税地域から引き取る当該酒類にあつては、酒類製造者が酒類の製造場からこれを移出するものとみなし、所轄税関長を所轄税務署長」を「積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十二条第一項の積込みをいう。）に改め、「酒税法」の下に「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を加え、同条第二項中「機長が」の下に「関税法第六条の第二一項第一号に規定する申告納税方式が適用される」を、「酒税法」の下に「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を加え、「第三十条の三及び第三十条の五第一項」を「第三条及び第四条」に改め、「これらの規定に規定する」の下に「課税物品の性質、数量及び適用する法令は当該各号に掲げる場合に該当することとなつた時における性質、数量及び法令によるものとし、酒税法に規定する」を加え、「納期」を「納期限」に、「第二条第十一号」を「第二条第一項第十一号」に改める。

第八十八条第一項中「目的をもつて外航船等に積み込む」を削り、「物品のうち」を「第二種の物品のうち、その製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られるもので」に、「飲用に供される」を「当該旅客の飲用に供される」に、「その他のものを「指定物品」という。）の製造者がその製造場から移出する指定飲料及び指定物品並びに保税地域から引き取る指定飲料及び指定物品（「を「当該旅客に販売されるものを「第二種の指定物品」といい、」に、「限るものとし、指定物品のうち第一種の物品に該当

するものにあつては、当該外航船等で販売するものとする。）については」を「限る。）又は当該旅客に小売するための同表に掲げる第一種の物品で政令で定めるもの（以下この条において「第一種の指定物品」という。）を当該外航船等に積み込み又は当該旅客に小売する場合には」に、「外航船等での販売」を「当該旅客への小売」に改め、「輸出」の下に「（保税地域から引き取られる指定飲料又は第二種の指定物品にあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条の外国の船舶若しくは航空機への積込み又は積みもどし）」を、「物品税法」の下に「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を加え、同条第二項後段を削る。

第八十九条の見出し中「製造場において」を削る。

第九十九条の二を削る。

（国税通則法の一部改正）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ中「計算上」の下に「順次」を加える。

第十五条第一項中「成立した場合」を「成立する場合」に改める。

第十六条第一項第一号中「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、同条第二項第一号中「成立した場合」を「成立する場合」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

4　保税地域からの引取りに係る消費税で申告納税方式によるもの（以下「輸入品に係る申告消費税」という。）についての納税申告書は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第二十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　輸入品に係る申告消費税についての更正の請求は、第一項の規定にかかわらず、その消費税の課税物件に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可があるまでの間に限り、税関長に対し、することができる。この場合においては、前三項の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第三十条に次の一項を加える。

4　輸入品に係る申告消費税についての更正又は決定は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長が行なう。この場合においては、第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）又は第二十八条（更正又は決定の手続）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第三十三条第三項中「その他政令で定める」を「で賦課課税方式によるものその他税関長が徴収すべき」に、「その保税地域（当該政令で定める消費税については、政令で定める場所）の所在地の所轄」を「当該消費税の納税地を所轄する」に改め、「前条」の下に「第一項各号列記以外の部分中「課税標準申告書を提出すべき期限（課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時）後に、次の」とあるのは「次の」と、同条」を加える。

第四十三条第一項中「その他政令で定める」を「その他税関長が課する」に、「その保税地域（当該政令で定める消費税については、政令で定める場所）の所在地」を「当該消費税の納税地」に改める。

第五十五条第一項中「納税の猶予又は滞納処分に

関する猶予を受けた者がその猶予に係る」を「納税者が次に掲げる」に改め、同項に次の三号を加える。

一　納税の猶予又は滞納処分に関する猶予に係る国税

二　納付の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する国税

三　前二号に掲げる国税のほか、滞納に係る国税で、その納付につき納税者が誠実な意思を有し、かつ、その納付の委託を受けることが国税の徴収上有利と認められるもの

第五十五条第四項中「同項の」を「同項第一号に掲げる」に改める。

第六十条第二項中「納付すべきこととなつた国税」の下に「、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第十一条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「（強制換価の場合の消費税の徴収の特例）」の下に「又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八条第一項第一号又は第四号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）」を加え、「又は販売」を「、販売又は公売若しくは売却」に改める。

第七十六条第一項第二号中「第四十一条第一項（個人の道府県民税の賦課徴収）又は」を削り、「（個人の市町村民税の特別徴収）」の下に「その他」を加え、同項第四号中「に、その百分の二十に相当する金額を加算した金額を下らない範囲で」を「を勘案して」に改める。

第百三十六条中「費用」の下に「（通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。）」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に係る諸法律の一部改正）

第十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は所轄税関長」を削り、「移出し、又は保税地域から引き取る」を「移出する」に改め、「第二条第一項」を削り、同条第二項中「又は所轄税関長」を削り、同項後段を削る。

第十条の二第二項後段を削る。

第十一条第一項中「又は所轄税関長」を削り、同条第二項中「又は税関長」を削る。

第十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「徴収する」を「課する」に改める。

第八条の見出し中「追徴」を「徴収」に改め、同条中「直ちに」を削り、「追徴」を「直ちに徴収」に改める。

第十一条第一項中「税関」を「税関長」に、「の検査」を「につき必要な検査」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項の規定の適用を受ける物品に対する関税額の確定は、関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式によるものとする。

第十二条第三項中「前項の場合において、同項の物品」を「第一項の規定により適用することとされる関税法第六十七条に規定する輸入の許可を受けないで同項に規定する物品の譲受け（同法第七十条第三項又は第七十一条第一項の規定により輸入を許可しない物品の譲受けを除く。）をした者（以下この条において「無許可譲受人」という。）があつた場合において、当該許可を受けないで譲受けをした物品（以下この条において「無許可譲受物品」という。）に、「同項の譲受人」を「当該無許可譲受人」に、「同項の物品」を「無許可譲受物品」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「又は前二項」を「又は無許可譲受人若しくは前項」に、「者がこれらの」を「者が無許可譲受物品若しくは前項の」に、「これらの物品のうち前二項」を「無許可譲受物品又は前項」に、「受けるもの」を「受ける物品」に、「税関職員」を「税関長」に改め、同条第五項中「税関職員」を「税関長」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項」に、「第二項及び内国消費税については第一項の規定又は第三項の規定により当該物品」を「無許可譲受物品」に、「、第一項」を「、同項」に改める。

第十二条の二第一項中「又は第二項」を削り、「次に掲げる時」を「関税法第四条の規定による課税物件確定の時」に改め、「費用」の下に「（通常の利潤を含む。）」を加え、第二号及び第三号を削る。

第十三条中「第三条但書の規定により徴収すると」ん税及び特別とん税、第八条本文又は」及び「第二項若しくは第三項の規定により徴収する関税並びに同条」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第四条第一項第三号及び第四号中「第一項」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十二条第一項」、「第十二条の二第一項」及び「第十九条第一項」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等に対する関税額の確定は、関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式によるものとする。

（自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第十五条　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（証券を以てする歳入納付に関する法律の一部改正）

第十六条　証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十七条　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第一号に規定する」を「に定める」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、関税法等の一

に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第十五条　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（証券を以てする歳入納付に関する法律の一部改正）

第十六条　証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十七条　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第一号に規定する」を「に定める」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、関税法等の一

部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十六号）附則第一項に規定する政令で定める日（以下「指定日」という。）から施行する。

一　酒税法第三十条の三から第三十条の六まで及び第五十六条の改正規定

二　砂糖消費税法第十一条から第十四条まで及び第三十六条の改正規定

三　物品税法第三十条から第三十二条まで、第三十四条及び第四十五条の改正規定

四　揮発油税法第十一条から第十三条まで及び第二十八条の改正規定

五　石油ガス税法第十七条の改正規定、同法第十八条に二項を加える改正規定中同条第二項に係る部分並びに同法第十九条、第二十条及び第二十九条の改正規定

六　トランプ類税法第十八条の三から第十八条の六まで及び第三十八条の改正規定

七　国税通則法第十六条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十三条第三項及び第六十条第二項の改正規定

八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第十二条の改正規定

九　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第四条に一項を加える改正規定

十　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第六条の改正規定

（内国消費税の一般的経過措置）

第二条　次に掲げる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税法（以下「内国消費税」という。）については、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、なお従前の例による。

一　昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであつた内国消費税

二　施行日前に改正前の酒税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又はトランプ類税法（以下「旧酒税法等」という。）の規定により、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する内国消費税の課される物品（以下「課税物品」という。）に課すべき内国消費税

三　施行日前に旧酒税法等又は改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、租税特別措置法若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条において準用する場合を含む。）の規定により内国消費税の免除に係る税関長の承認を受けた課税物品に係る内国消費税

四　施行日前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項又は第七条第一項の規定により内国消費税の免除を受けた課税物品に係る内国消費税

2　指定日以後における次に掲げる内国消費税（前項各号に掲げる内国消費税を除く。）については、なお従前の例（指定日の前日において適用される内国消費税に関する法令の例をいう。）による。

一　施行日から指定日の前日までの間に課した、又は課すべきであつた内国消費税

二　施行日から指定日の前日までの間に旧酒税法等の規定により保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する課税物品に課すべき内国消費税

三　施行日から指定日の前日までの間に関税法第六十七条の規定による輸入の申告をした課税物品で前二号の規定に該当しないものに係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三条又は第四条の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る関税法第四条に定める時の属する日又は同法第五条に定める日が指定日前である場合には、それぞれ、適用しない。

2　新法第六条第三項及び第四項、第七条第六項、第八条第一項第二号及び第四号、第二項並びに第三項、第九条、第十八条、第十九条並びに第二十条（関税法第百七条の規定を準用する部分を除く。）の規定は、指定日前に関税法第七十三条第一項の規定により引き取られる課税物品の当該引取りにより徴収すべき内国消費税については、適用しない。

3　指定日前に関税法第七十三条第一項の規定により引き取られる課税物品の当該引取りにより徴収すべき内国消費税については、改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第六条の規定の例による。

4　旧法第十条の二の規定は、指定日の前日までは、なおその効力を有する。

（砂糖消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に改正前の砂糖消費税法（以下この条において「旧法」という。）第五条第二項ただし書の承認を受けた砂糖類については、なお従前の例による。

2　旧法第十五条第一項の規定の適用を受けて砂糖類の製造場から移出された砂糖類で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後の砂糖消費税法（以下この条において「新法」という。）第十五条第六項の砂糖類とみなす。

3　旧法第十五条第一項の規定の適用を受けて砂糖類の製造場から移出された砂糖類が保税地域に移入された場合の施行日以後の手続については、新法第十五条第七項の規定を適用する。

4　輸出された旧法第十八条第一項第三号に掲げる物品のうち、旧法第十八条の二第一項の規定によりその物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもので、本邦にもどされたものを施行日以後に保税地域から引き取り、又は保税地域において消費した場合については、旧法第二十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5　施行日前に旧法第二十二条第一項の規定による税関長の承認を受けた課税済みの砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

6　旧法第二十九条第一項の規定による税関長の承認を受けた製造場が、新法第四条の規定により砂糖類の製造場とみなされることとなるときは、施行日に新法第二十九条第一項の規定により当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたものとみなす。

7　施行日に保税地域に該当する砂糖類の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する砂糖類を所持する者は、当該砂糖類

を貯蔵している当該製造場ごとに、当該製造場の位置、当該砂糖類の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

8　新法第四条の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する砂糖類を製造している者が、既に旧法第三十条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第三十条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（揮発油税法及び地方道路税法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　改正前の揮発油税法（以下この条において「旧法」という。）第十四条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から引き取られた揮発油で、施行日に保税地域から引き取られた揮発油又は旧法第十四条の二第一項の規定により揮発油税の免除を受けて保税地域から引き取られた揮発油で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後の揮発油税法（以下この条において「新法」という。）第十四条第六項又は第十四条の二第五項の揮発油とみなす。

2　旧法第十四条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出された揮発油が保税地域に移入された場合の施行日以後の手続については、新法第十四条第七項の規定を適用する。

3　施行日前に旧法第十七条第八項各号に掲げる場合に該当することとなつた揮発油が同日に当該各号に規定する揮発油の製造場に現存するときは、同日に当該揮発油が当該揮発油の製造場に移入されたものとみなして、新法及び改正後の地方道路税法の規定を適用する。

4　施行日に保税地域に該当する揮発油の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する揮発油を所持する者は、当該揮発油の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

5　新法第四条の規定により揮発油の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する揮発油を製造している者が、既に旧法第二十三条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第二十三条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（トランプ類税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　改正前のトランプ類税法（以下この条において「旧法」という。）第十五条第一項の規定の適用を受けてトランプ類の製造場から移出されたトランプ類で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後のトランプ類税法（以下この条において「新法」という。）第十五条第六項のトランプ類とみなす。

2　旧法第十五条第一項の規定の適用を受けてトランプ類の製造場から移出されたトランプ類が保税地域に移入された場合の施行日以後の手続については、新法第十五条第七項の規定を適用する。

3　施行日に保税地域に該当するトランプ類の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当するトランプ類を所持する者は、当該トランプ類を貯蔵している当該製造場ごとに、当該製造場の位置、当該トランプ類の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

4　新法第四条の規定によりトランプ類の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当するトランプ類を製造している者が、既に旧法第三十二条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第三十二条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　指定日の前日までの間における改正後の租税特別措置法第八十七条の規定の適用については、同条第二項中「関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される当該各号に掲げる酒類」とあるのは、「当該各号に掲げる酒類」とする。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　改正後の国税徴収法第百三十六条の規定は、施行日以後に生じた国税の滞納処分に関する費用について適用し、施行日前に生じた国税の滞納処分に関する費用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　関税法等の一部を改正する法律附則第一項から第六項まで、関税定率法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十七号）附則及び附則第一条から前条までに定めるもののほか、これらの法律及びこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる内国消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭四一・三・三一）

◎地方税法の一部を改正する法律

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　犯則取締（第百七条―第百十二条）」を「第五款　犯則取締（第百七条―第百十二条）　第六款　交付（第百十二条の二）」に改める。

第十一条の五第二号中「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「所得税法」という。）第六十七条」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百五十七条」に改める。

第十五条の九の見出しを「（納税の猶予の場合の延滞金の免除）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号（同項第二号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下本項において「災害等による徴収の猶予」という。）若しくは第十五条の七第一項の規定による

滞納処分の執行の停止をした場合又は第十条第五一項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下本条において「事業の廃止等による徴収の猶予」という。）若しくは第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の猶予若しくは換価の猶予をした期間（当該地方税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第十五条の四第一項、第十五条の六第一項又は前条第一項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

第十五条の九第二項中「第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合」を「事業の廃止等による徴収の猶予又は第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をした場合」に、「地方税に係る延滞金（前項の規定による免除に係る部分を除く。）」に改める。

第十九条第三号中「第五十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項」を「第五十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項」に、「第三百二十一条の十四第一項、第二項若しくは第三項」を「第三百二十一条の十四第一項、第二項、第三項若しくは第五項」に改め、「修正」の下に「又は決定」を加える。

第十九条の七第一項中「及び配当」を削る。

第十九条の八の見出し中「及び換価」を削り、同条中「又は換価」を削る。

第二十条の九の二の次に次の一条を加える。

（延滞金の免除）

第二十条の九の三　地方団体の長は、次の各号の一に該当する場合には、その地方税に係る延滞金（第十五条の九の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一　第十六条の二第三項の規定による有価証券の取立て及び地方団体の徴収金の納付又は納入の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該地方団体の徴収金に係る地方税の納付又は納入をした場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）　同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

二　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）第六条第一項の規定による地方税の納付又は納入の委託を受けた同法第二条第二項に規定する指定金融機関（地方税の収納をすることができるものを除く。）がその委託を受けた日後に当該地方税の納付又は納入をした場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）　同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

三　前各号の一に該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合　政令で定める期間

第二十三条第一項第四号中「及び第百条」を「、第七十条の二及び第百条並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の三から第四十二条の五まで」に改め、同項第五号中「第九条第一項第五号」を「第二十八条第一項」に、「同条第二項において給与所得とみなされるもの」を「同法第二十九条において給与等とみなされる年金に係る所得」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「所得税法第八条第五項に規定する老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び失明者その他の身体障害者」を「、失明者その他の精神又は身体に障害がある者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「と生計を一にする配偶者その他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）」を「の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）でその納税義務者と生計を一にするもののうち、前年」に改め、同号後段を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　控除対象配偶者　道府県民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二十三条第一項第十号中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　寡婦　次に掲げる者で、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。

イ　夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

ロ　夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二十三条第二項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2　道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3　二以上の道府県民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第二十四条の三第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条の四の見出し中「公社債」を「無記名公社債」に改め、同条本文中「公債、社債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「その所有者」を「その元本の所有者」に改め、「取益」の下に「（以下本条において「利子等」という。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第二十四条の五第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者

については、この限りでない。

第二十四条の五第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法第五十六条に規定する事業を経営している場合において、」を加え、「所得税法第十一条の二の規定の適用を受けるもの」を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第二十五条第一項第一号中「、普通水利組合及び普通水利組合連合」及び「、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削る。

第三十二条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額及び山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「(所得税法第十七条の規定を除く。)による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二条第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第二項に規定する」を「第五十七条第一項に規定する」に、「前項の規定にかかわらず、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一条の二第二項」を「同項」に、「及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において」を「の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。ただし」に、「同項の青色専従者給与額」を「同項の必要経費に算入される金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要な経費」を「必要経費」に、同条第四項中「第十一条の二第一項」を「第五十六条」に、「その者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者)を」を「その納税義務者の他の親族(年齢十五歳未満である者及びいずれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」に改め、「、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り」を削り、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「控除する」を「必要経費とみなす」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第三十二条中第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「よる控除額」を「より必要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定は、第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。第八項において同じ。)に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

第三十二条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額(同項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上生じた所得税法第二条第一項第二十五号の純損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)でたな卸をすべきものとして政令で定めるもの(不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害(震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本款において同じ。)による損失の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。)で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三十三条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族(当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族)のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもののほか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するもの

くは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」を「に係るもので政令で定めるもの」に、「をいう。)で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額」を「をいい、本項又は同条第一項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において」に改め、「連続してこれらの申告書」の下に「(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)」を加え、「場合に限り」を「ときに限り」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　第二項から前項までの規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二条第一項第二十五号の純損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書(以下本項において「青色申告書」という。)を提出することについて国の税務官署の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限までに(国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後)提出し、かつ、その後において第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三十二条第十項中「前八項」を「前八項」に、「まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10　前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産(事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く。)でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。)、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害(震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本款において同じ。)による損失の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。)で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三十三条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族(当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族)のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもののほか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するも

のとする。この場合においては、同法第九十六条、第九十七条第二項及び第三項、第九十九条並びに第百一条の規定を準用する。

一　夫と妻

二　父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がない者を含む。）

三　祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

第三十三条第二項中「第十一条の三第三項及び第四項」を「第九十八条第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三十六条及び第三十七条の二」を「並びに第三十七条の二」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」を「により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産」に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める」を「第三十二条第十項に規定する」に、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一」を「の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」に改め、同項第二号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた部分の金額を除く。）」を「（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供で政令で定めるものの対価をいう。）」を支払い、その支払つた医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）の合計額」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」に、「第八条第八項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」の下に「の合計額」を加え、「その年」を「同年」に改め、「生命共済に係る契約」の下に「（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者　八万円

六　扶養親族を有する所得割の納税義務者　各扶養親族につき四万円

第三十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2　道府県は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算出した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

3　第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納税義務者に控除対象配偶者がない場合には、七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円）とする。

第三十四条第七項中「、生命保険料控除額又は扶養控除額」を「又は生命保険料控除額」に、「若しくは第

三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）」を「又は第三項の規定による道府県民税に関する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）にこれらの控除に関する事項」に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第四十五条の二」を「ただし、同条」に、「申告書に控除」を「申告書にこれらの控除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前半の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三十四条第四項中「生命保険料控除額と」の下に「、同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額とを加え、「同項第五号及び前項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　二以上の所得割の納税義務者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は、適用しない。

一　これらの納税義務者のうちに控除対象配偶者を有する者がある場合　当該納税義務者の控除対象配偶者を有しない納税義務者の扶養親族

二　これらの納税義務者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの納税義務者のうち二以上のものが扶養親族を有する場合　政令で定めるところにより、当該二以上の納税義務者のうちの一人を除く他の納税義務者の扶養親族

5　所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三十二条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者又は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

第三十四条に次の一項を加える。

11　前各項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三十五条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三十六条第一項中「第十四条」を「第八十四条」に改める。

第三十七条第一項中「課税総所得金額（前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条」を「課税総

所得金額（前条第一項の規定による道府県民税に関する申告書の提出があつた場合には、同項の規定により所得税法第八十四条に、「所得税法別表第二」を「同法別表第二」に、「総所得金額（前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に、「によるものとする」を「とする」に改める。

第三十七条の二第一項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納税義務者の」の下に「控除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八条第七項の」を「第二条第一項第三十三号の」に、「所得税法第八条第七項第二号」を「同条第一項第三十三号ロ」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五条の九第一項の外国税控除限度額」を「第九十五条第一項の控除限度額」に改める。

第三十七条の二第一項中「減額した」を「減額した場合において、当該更正に係る法人税額に生ずべき」に、「減額した金額」を「減額」に改め、同条第二項中「減額した金額」を「減額」に改める。

第三十七条の三第三項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「徴収される所得税額」の下に「及び同法第八条の四第一項に規定する配当所得に係る所得税額」を加える。

第四十五条の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「を含む。）」の下に「及び第三百二十一条の六第一項」を加える。

第五十一条第一項中「百分の五・五」を「百分の五・八」に、「百分の六・六」を「百分の七」に改める。

第五十三条第一項中「以下本節において同じ。）、第八十八条」を「以下第十項を除き、本節において同じ。）、第八十八条」に改め、同条第四項中「総損金が総益金」を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十一条」の下に「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「損金に」を「損金の額に」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第八項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

10　法人税法第七十条の二に規定する更正が行なわれた場合において、当該更正に係る法人税額について道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第五十五条第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る。）から順次控除するものとする。

11　前二項の規定による法人税割額からの控除については、まず第九項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をするものとする。

第五十五条第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三条中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十三条」の下に「第一項、第二項又は第六項」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　道府県知事は、第一項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

第五十六条第一項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第一項中「前条第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

2　前項の道府県知事は、同項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書の提出があつた日から当該申告書に係る第十五条の三第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額」を削る。

3　第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

第五十九条第一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第六十四条第一項中「又は第五十三条第三項の規定による申告」の下に「（同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。）」を加え、「（第五十三条」を「（同条」に、「更正又は決定」を「更正若しくは決定」に、「因り第五十三条」を「より同条」に、「当該期間の末日の翌日から第五十三条第三項の規定による申告」を「同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告」に改め、「当該税額のうち第十五条の三第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額」を削る。

第七十二条の四に次の一項を加える。

3　道府県は、農事組合法人で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行なう農業に対しては、事業税を課することができない。

第七十二条の五第一項第四号中「、設備処理組合及び設備処理組合連合会」を削り、同項第五号中「、海外移住組合及び海外移住組合連合会並びに」を「及び」に改める。

第七十二条の十三第七項中「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等又は外国法人で清算中のもの」を「清算中の法人」に改め、同条第八項中「清算中の法人」の下に「（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。次条第三項、第七十二条の二十三の二及び第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同じ。）」を加える。

第七十二条の十四第一項中「総益金」を「益金の額」に、「総損金」を「損金の額」に改め、同条第三項中「法人が解散した場合において」を「清算中の法人が」に、「当該解散」を「解散」に改める。

第七十二条の十七第一項中「第九条第一項第三号及び第四号」を「第二十六条及び第二十七条（同法第百六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）」に改め、同条第三項中「金額は」を「金額については」に、「年に」を「年分につき」に改め、「第六項」の下に「、第七項」を加え、「をし、かつ」を「をしている場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。）で」に改め、「の申告」を削り、「当該申告」の下に「（当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、所得税法第二十六条に規定する不動産所得若しくは同法第二十七条に規定する事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本項において同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するもの

により補てんされた部分の金額を除く。）をいう。

第七十二条の十七第六項中「申告をした場合」を「申告をしている場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む。）」に改め、同条第七項中「、第四項」の下に「、第六項」を、「次に」の下に「第六項の控除、」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年間における所得の計算上生じた前項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額については、当該損失の生じた年分につき第七十二条の五十五の規定による申告をしている場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む。）で、かつ、その後の年分につき連続して当該申告（当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。）をしている場合には、これらの年分につき当該個人が、個人の青色申告書を提出することについて国の税務官署の承認を受けている者であるときに限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。第七十二条の十八第一項中「二十四万円」を「二十五万円」に改め、同条第二項中「年の中途において、当該親族の死亡又は当該事業の廃止があつた場合には、当該死亡又は廃止の時」に、「年令」を「年齢」に、「第七十二条の五十五の規定による申告をした場合に限り、政令の定めるところによつて、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人については八万円」を「個人の青色申告書を提出することについて国の税務官署の承認を受けている個人にあつては十万円」に、「その他の個人については五万円」を「その他の個人にあつては第七十二条の五十五の規定による申告（当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。）をしている場合（同条の規定により申告すべき事項のうち事業専従者控除に関する事項の申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認める場合を含む。）には六万円」に改め、後段を削り、同条第三項中「二十四万円、八万円又は五万円」を「二十五万円、十万円又は六万円」に改める。

第七十二条の二十二第四項第八号中「漁業会、」を削る。

第七十二条の二十三の二の次に次の一条を加える。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除）

第七十二条の二十三の三　事業を行なう法人が第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得又は収入金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、道府県知事が当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第七十二条の三十九第四項及び第七十二条

第七十八条まで及び第八十条（同法第百六十五条の規定により同法第十二条又は第十三条の規定による場合を含む。）を準用する。

第七十二条の五十四に次のように一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、当該家屋の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利について、これらの規定により課することができない場合には、適用しない。

第七十二条の五十五第一項中「最初の使用又は譲渡」を「行われた日」に、「譲渡の日」を「行われた日（最初の使用又は譲渡が同一年中に二回以上行われた場合には、それぞれの使用又は譲渡）」に改める。

第七十三条第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号に規定する建築物（建築基準法第八十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける仮設建築物を除く。）の譲渡又は当該建築物の敷地の用に供されている土地の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に、「最初の使用又は譲渡」を「行われた日」に改める。

第七十三条の二第一項中「譲渡」の次に「（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」を加える。

第七十三条の四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の三十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の四十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の五十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の六十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の七十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の八十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の九十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百二十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百三十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百四十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百五十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百六十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百七十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百八十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の百九十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百二十九第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十一第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十二第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十三第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十四第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十五第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十六第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十七第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規定する建築物の譲渡で政令で定めるものを除く。）」に改める。

第七十三条の二百三十八第一項中「譲渡」を「譲渡（建築基準法第二条第九号に規

第七十三条の二十七第一項中「第七十三条の二十四」の下に「第一項第一号」を加え、「同条第一項」を「同号」に改める。

第七十八条の二第二項中「四百円」を「六百円」に改める。

第二章第五節に次の一款を加える。

第六款　交付

（娯楽施設利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付）

第百十二条の二　道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該道府県に納入され、又は納付された当該市町村に所在するゴルフ場に係る娯楽施設利用税の額の六分の一に相当する額を交付するものとする。

第百十四条の三の見出し中「旅館における宿泊及びこれらに伴う飲食に係る」を「旅館及び飲食店等における」に改め、同条中「（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル及び旅館その他政令で定める場所に限る。以下第百十四条の五及び第百二十九条第三項において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　道府県は、旅館及び飲食店その他これに類する場所で政令で定める要件を備えるものとして道府県知事が指定するものにおける宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為（政令で定める旅館における飲食及びその他の利用行為並びに遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。）に対して課する料理飲食等消費税の課税標準の算定については、当該宿泊及びこれらに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金から控除する。

第百十四条の四第一項中「五百円」を「六百円」に改め、「利用行為」の下に「（遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。）」を加え、同条第二項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千円」を「千二百円」に、「利用行為で」を「利用行為（遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。）で」に、「五百円」を「六百円」に改める。

第百八十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する税率の三分の二とする。

第二百九十二条第一項第四号中「及び第百条」を「、第七十条の二及び第百条並びに租税特別措置法第四十二条の三から第四十二条の五まで」に改め、同項第五号中「第九条第一項第五号」を「第二十八条第一項」に、「同条第二項において給与所得とみなされるもの」を「同法第二十九条において給与等とみなされる年金に係る所得」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「所得税法第八条第五項に規定する老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び失明者その他の身体

障害者」を「、失明者その他の精神又は身体に障害がある者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「と生計を一にする配偶者その他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）」を「の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）でその納税義務者と生計を一にするもののうち、前年」に改め、同号後段を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　控除対象配偶者　市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二百九十二条第一項第十号中第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　寡婦　次に掲げる者で、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。

イ　夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

ロ　夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二百九十二条第二項中「引用する場合」の下に「（第三百十七条の六及び第三百二十一条の四において引用する場合を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2　市町村民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3　二以上の市町村民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第二百九十四条の三第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十四条の四の見出し中「公社債」を「無記名公社債」に改め、同条本文中「公債、社債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「その所有者」を「その元本の所有者」に改め、「収益」の下に「（以下本条において「利子等」という。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第二百九十五条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法第五十六条に規定する事業を経営している場合において、」を加え、「所得税法第十一条の二の規定の適用を受ける者」を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「、普通水利組合及び普通水利組合連合」及び「、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削る。

第三百十一条第一号中「義務がある」の下に「控除対象配偶者又は」を加える。

第三百十三条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額及び山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「（所得税法第十七条の規定を除く。）による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二条第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第二項に規定する」を「第五十七条第一項に規定する」に、「前項の規定にかかわらず、その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一条の二第二項」を「同項」に、「及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において」を「の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。ただし」に、「同項の青色専従者給与額」を「同項の必要経費に算入される金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要な経費」を「必要経費」に、「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同条第四項中「第十一条の二第二項」を「第五十六条」に、「その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者」を「その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいずれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」に改め、「、その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り」を削り、「不動産所得、事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年前において控除されたものを除く。）に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」を「に係るもので政令で定めるもの」に、「をいう。）で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額」を「をいい、本項又は同条第一項の規定により前年前において控除されたもの

定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。第八項において同じ。）に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

第三百十三条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」を「退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年前において控除されたものを除く。）に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」を「に係るもので政令で定めるもの」に、「をいう。）で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額」を「をいい、本項又は同条第一項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」に改め、「連続してこれらの申告書」の下に「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を加え、「場合に限り」を「ときに限り」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　第二項から前項までの規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二条第一項第二十五号の純損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本項において「青色申告書」という。）を提出することについて国の税務官署の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限までで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し、かつ、その後において第三百十七条の二第一項の規定による申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

9　第二項から前項までの「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10　前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するもののによりうめられた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三百十四条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもののほか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同法第九十六条、第九十七条第二項及び第三項、第九十九条並びに第百一条の規定を準用する。

一　夫と妻

二　父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつ

た者と親子の関係がない者を含む。）

三　祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

第三百十四条第二項中「第十一条の三第三項及び第四項」を「第九十八条第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「、第三百十四条の四及び第三百十四条の七」を「並びに第三百十四条の七」に改める。

第三百十四条の二第一項各号列記以外の部分中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」を「により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産」に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める」を「第三百十三条第十項に規定する」に、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一」を「の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」に改め、同項第二号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）を支出し、その支出した金額」を「（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供で政令で定めるものの対価をいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにによりうめられた部分の金額を除く。）の合計額」に、「退職所得の金額及び山林所得の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」に、第八条第八項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」を「又は生命保険料控除額」に、「若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によって記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項で政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者　八万円

六　扶養親族を有する所得割の納税義務者　各扶養親族につき四万円

第三百十四条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2　市町村は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

3　第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納税義務者に控除対象配偶者がない場合には、その扶養親族のうち一人については、七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、六万円）とする。

第三百十四条の二第七項中「、生命保険料控除額又は扶養控除額」を「又は生命保険料控除額」に、「若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によって記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事

項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）」を「又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）にこれらの控除に関する事項」に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三百十七条の二」を「ただし、同条」に、「申告書に控除」を「申告書にこれらの控除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかったこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第二項」の下に「及び第三項」を、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三百十四条の二第四項中「生命保険料控除額と」の下に「、同項第五号及び前項の規定によって控除すべき金額を配偶者控除額と」を加え、「同項第五号及び前二項」を「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　二以上の所得割の納税義務者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は適用しない。

一　これらの納税義務者のうちに控除対象配偶者を有する者がある場合　当該納税義務者のうち控除対象配偶者を有しない納税義務者の扶養親族

二　これらの納税義務者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの納税義務者のうち二以上の納税義務者が扶養親族を有する場合　政令で定めるところにより、当該二以上の納税義務者のうちの一人を除く他の納税義務者の扶養親族（前条の規定による申告書の提出があった場合には、同条の規定により所得税法第十四条」を「課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があった場合においては、同条の規定により所得税法第十四条」を「課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があった場合には、同条の規定により所得税法第八十四条」に、「所得税法別表第一及び別表第二」を「同法別表第二及び別表第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者又は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

第三百十四条の二に次の一項を加える。

11　前各項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三百十四条の三第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百十四条の四中「第十四条」を「第八十四条」に改める。

第三百十四条の五中「課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があった場合においては、同条の規定により所得税法第十四条」を「課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があった場合には、同条の規定により所得税法第八十四条」に、「所得税法別表第一及び別表第二」を「同法別表第二及び別表

れた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る。）から順次控除するものとする。

11　前二項の規定による法人税割額からの控除については、まず第九項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をするものとする。

第三百二十一条の十一第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の規定による」に、「第三百二十一条の八第一項後段」を「同条第一項後段」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同第三」に、「総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額）、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に、「によるものとする」を「こととする」に改める。

第三百十四条の六第一項中「百分の八・四」を「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に改める。

第三百十四条の七第一項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納税義務者の」の下に「控除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八条第七項の」を「第二条第一項第三十三号の」に、「所得税法第八条第七項第二号」を「同条第一項第三十三号ロ」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五条の九第一項の外国税控除限度額」を「第九十五条第一項の控除限度額」に改める。

第三百十四条の八第三項中「徴収される所得税額」の下に「及び同法第八条の四第一項に規定する配当所得に係る所得税額」を加える。

第三百十五条中「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改める。

第三百十七条中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百十七条の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「前年中において給与所得又は退職所得（所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得（同条第二項において退職所得とみなされるものを含む。）をいう。）の支払を受けたものに、所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る」を所得税法第三百二十六条の規定により前年の所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、「当該」に改める。

第三百十七条の三中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百二十一条の二第一項中「及び第三百二十八条第一項」を削る。

第三百二十一条の四第一項及び第六項中「第三十八条第一項」を「第百八十三条」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「以下本節において同じ。）、第十八条」を「以下第十項を除き、本節において同じ。）、第十八条」に改め、同条第四項中「総損金が総益金」を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十一条」の下に「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「損金に」を「損金の額に」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の十一第三項」を「第三百二十一条の十一第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

10　法人税法第七十条の二に規定する更正が行なわれた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る。）から順次控除するものとする。

11　前二項の規定による法人税割額からの控除については、まず第九項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をするものとする。

第三百二十一条の十一第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第三百二十一条の八第一項、第二項又は第六項の規定による」に、「第三百二十一条の八第一項後段」を「同条第一項後段」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　市町村長は、第一項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

第三百二十一条の十二第一項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による更正」の下に「（当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む。）」を加え、同条第三項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に改める。

第三百二十一条の十四の見出し中「修正」を「基準となる従業者数の修正又は決定」に改め、同条第四項中「又は前項」を「、第二項、第三項若しくは前項」に、「修正し、」を「修正し若しくは決定した場合」に、「これを」を「前項の規定によつて当該従業者数を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条」の下に「又は第一項、第二項若しくは第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条」の下に「又は前三項」を加え、「申告書に記載された」を「関係市町村ごとに分割された」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条の場合において、」を「前条第一項の法人が第三百二十一条の八の規定による申告書を提出した場合において、当該」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2　前項の市町村長は、同項の法人が第三百二十一条の八の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）には、関係市町村ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3　第一項の市町村長は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見した

ときは、これを修正するものとする。

第三百二十一条の十五第一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第三百二十七条第一項中「、第三百二十一条の八第三項の規定による申告」の下に「（同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。）」を加え、「当該期間の末日の翌日から第三百二十一条の八第三項の規定による申告」を「同項の規定による申告が同項の納期限内にされているときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告」に改め、「（当該税額のうち第十五条の三第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）」を削る。

第三百四十八条第二項第六号の二中「汚水処理施設」の下に「及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの」を加え、同項第六号の三中「防爆壁」の下に「並びに高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項又は第六条の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが公共の危害防止のため設置する障壁その他の構築物で自治省令で定めるもの」を加え、同項第十四号中「日本商工会議所」の下に「並びに商工会及び商工会連合会」を加え、同項に次の三号を加える。

二十五　農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林法による組合及び連合会並びに政令で定める民法第三十四条の法人が所有し、かつ、有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送の業務又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの

二十六　民法第三十四条の法人で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

二十七　日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産

第三百四十八条第四項中「及び商店街振興組合法」を「、商店街振興組合法及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）」に改め、「私立学校教職員共済組合」の下に「、農林漁業団体職員共済組合」を加える。

第三百四十九条の三第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条中第六項を削り、第七項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「（昭和三十九年法律第三号）」及び「及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産」を削り、「前二条」を「第三百四十九条」に、「当該固定資産」を「当該土地」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が、河川その他公共の用に供される政令で定める水域に係る事業で政令で定めるものの施行により必要を生じた地方鉄道又は軌道に係る橋りようの新設又は改良により敷設された

当該橋りように係る線路設備又は電路設備（第二項の規定の適用を受けるものを除き、以下本項において「線路設備等」という。）を取得して事業の用に供する場合には、当該線路設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該線路設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の三分の一の額とし、その後の五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の三分の二の額とする。

第三百五十一条中「二万円」を「八万円」に、「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「三十万円」に改める。

第四百八十九条第二項に次の一号を加える。

八　さく酸（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百八十九条中第十三項を第十五項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同項の次に次の一項を加える。

14　水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者のうち政令で定めるものが水道法第三条第七項に規定する水道施設において直接その業務の用に使用する電気並びに工業用水道事業者が工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設において直接その業務の用に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

第四百八十九条第七項中「当該氷」を「氷」に改め、同条第八項中「直接水産物の」を「直接」に改め、同項の次に次の一項を加える。

9　前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接氷の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵倉庫（もつぱら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。）において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

第七百二条第二項中「第十項、第十一項又は第十三項」を「第九項、第十項、第十二項又は第十六項」に改める。

第七百三条の三第五項中「第九条第一項第五号」を「第二十八条第二項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号」を「第二項」に改め、同条第六項中「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に改め、同条第七項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第八項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、「同項各号」の下に「及び同条第二項」を加える。

第七百三条の四中「当該年度分の道府県民税の所得割に係る第三十二条第一項」を「第三百十三条の二第一項」に、「同条第三項」を「第三百十三条第三項」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「第一項第六号に掲げる」を「第二項に規定する」に改める。

第七百六条の二第一項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改める。

第七百三十四条第三項中「百分の八・四」を「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に、「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に、「百分の十六・

七」を「百分の十七・七」に改める。

附則第五項各号列記以外の部分中「第九条第一項第二号」を「第二十四条」に改め、附則第六項及び第七項を削り、附則第八項中「とする」を「とし、租税特別措置法第六十六条の十の規定の適用を受ける法人で法人税法第八十一条の規定によつて法人税額の還付を受けたものに対する第五十三条第四項及び第三百二十一条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「八年」と、「法人税法第五十七条」とあるのは「法人税法第五十七条及び租税特別措置法第六十六条の十」とする」に改め、同項を附則第六項とし、附則第九項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、附則第十二項中「第九条第一項第二号」を「第二十四条」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第十三項を削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とし、第十六項を第十三項とし、附則第十七項中「附則第二十五項」を「附則第二十九項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十八項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十九項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に、「附則第二十五項」を「附則第二十九項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第二十項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、附則第二十五項中「附則第十九項」を「附則第二十三項」に、「附則第二十四項」を「附則第二十八項」に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十六項中「附則第二十項」を「附則第二十四項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第二十七項中「附則第二十一項」を「附則第二十五項」に、「附則第二十四項」を「附則第二十八項」に改め、同項を附則第二十九項とし、附則第二十八項中「附則第二十二項」を「附則第二十六項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第二十九項中「附則第二十三項」を「附則第二十七項」に、「附則第二十四項」を「附則第二十八項」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則第三十項中「附則第二十五項」を「附則第二十九項」に、「附則第二十六項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第三十一項中「附則第二十七項」を「附則第三十一項」に、「附則第二十八項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十三項とし、附則第三十二項から第四十一項までを二十五項ずつ繰り上げ、附則第四十二項中「附則第三十項」を「附則第五十五項」に、「附則第三十一項」を「附則第五十六項」に改め、同項を附則第四十三項とし、附則第四十三項中「附則第三十二項」を「附則第五十七項」に、「附則第三十三項」を「附則第五十八項」に改め、同項を附則第四十四項とし、附則第四十四項中「附則第三十四項」を「附則第五十九項」に、「附則第三十五項」を「附則第六十項」に改め、同項を附則第四十五項とし、附則第四十五項中「附則第三十六項」を「附則第六十一項」に、「附則第三十七項」を「附則第六十二項」に改め、同項を附則第四十六項とし、附則第四十六項中「附則第三十八項」を「附則第六十三項」に、「附則第三十九項」を「附則第六十四項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十七項中「附則第四十項」を「附則第六十五項」に、「附則第四十一項」を「附則第六十六項」に改め、同項を附則第四十八項とし、附則第四十八項中「附則第四十二項」を「附則第六十七項」に、「附則第四十三項」を「附則第六十八項」に改め、同項を附則第四十九項とし、附則第四十九項中「附則第四十四項」を「附則第六十九項」に、「附則第四十五項」を「附則第七十項」に改め、同項を附則第五十項とし、附則第五十項中「附則第四十六項」を「附則第七十一項」に、「附則第四十七項」を「附則第七十二項」に改め、同項を附則第五十一項とし、附則第五十一項中「附則第四十八項」を「附則第七十三項」に、「附則第四十九項」を「附則第七十四項」に改め、同項を附則第五十二項とし、附則第五十二項中「附則第五十項」を「附則第七十五項」に、「附則第五十一項」を「附則第七十六項」に改め、同項を附則第五十三項とし、附則第五十三項中「附則第五十二項」を「附則第七十七項」に、「附則第五十三項」を「附則第七十八項」に改め、同項を附則第五十四項とし、附則第五十四項中「附則第五十四項」を「附則第七十九項」に、「附則第五十五項」を「附則第八十項」に改め、同項を附則第五十五項とし、附則第五十五項中「附則第五十六項」を「附則第八十一項」に、「附則第五十七項」を「附則第八十二項」に改め、同項を附則第五十六項とし、附則第五十六項中「附則第五十八項」を「附則第八十三項」に、「附則第五十九項」を「附則第八十四項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第五十七項中「附則第六十項」を「附則第八十五項」に、「附則第六十一項」を「附則第八十六項」に改め、同項を附則第五十八項とし、附則第五十八項中「附則第六十二項」を「附則第八十七項」に、「附則第六十三項」を「附則第八十八項」に改め、同項を附則第五十九項とし、附則第五十九項中「附則第六十四項」を「附則第八十九項」に、「附則第六十五項」を「附則第九十項」に改め、同項を附則第六十項とし、附則第六十項中「附則第六十六項」を「附則第九十一項」に、「附則第六十七項」を「附則第九十二項」に改め、同項を附則第六十一項とし、附則第六十一項中「附則第六十八項」を「附則第九十三項」に、「附則第六十九項」を「附則第九十四項」に改め、同項を附則第六十二項とし、附則第六十二項中「附則第七十項」を「附則第九十五項」に、「附則第七十一項」を「附則第九十六項」に改め、同項を附則第六十三項とし、附則第六十三項中「附則第七十二項」を「附則第九十七項」に、「附則第七十三項」を「附則第九十八項」に改め、同項を附則第六十四項とし、附則第六十四項中「附則第七十四項」を「附則第九十九項」に、「附則第七十五項」を「附則第百項」に改め、同項を附則第六十五項とし、附則第六十五項中「附則第七十六項」を「附則第百一項」に、「附則第七十七項」を「附則第百二項」に改め、同項を附則第六十六項とし、附則第六十六項中「附則第七十八項」を「附則第百三項」に、「附則第七十九項」を「附則第百四項」に改め、同項を附則第六十七項とし、附則第六十七項中「附則第八十項」を「附則第百五項」に、「附則第八十一項」を「附則第百六項」に改め、同項を附則第六十八項とし、附則第六十八項中「附則第八十二項」を「附則第百七項」に、「附則第八十三項」を「附則第百八項」に改め、同項を附則第六十九項とし、附則第六十九項中「附則第八十四項」を「附則第百九項」に、「附則第八十五項」を「附則第百十項」に改め、同項を附則第七十項とし、附則第七十項中「附則第八十六項」を「附則第百十一項」に、「附則第八十七項」を「附則第百十二項」に改め、同項を附則第七十一項とし、附則第七十一項中「附則第八十八項」を「附則第百十三項」に、「附則第八十九項」を「附則第百十四項」に改め、同項を附則第七十二項とし、附則第七十二項中「附則第九十項」を「附則第百十五項」に、「附則第九十一項」を「附則第百十六項」に改め、同項を附則第七十三項とし、附則第七十三項中「附則第九十二項」を「附則第百十七項」に、「附則第九十三項」を「附則第百十八項」に改め、同項を附則第七十四項とし、附則第七十四項中「附則第九十四項」を「附則第百十九項」に、「附則第九十五項」を「附則第百二十項」に改め、同項を附則第七十五項とし、附則第七十五項中「附則第九十六項」を「附則第百二十一項」に、「附則第九十七項」を「附則第百二十二項」に改め、同項を附則第七十六項とし、附則第七十六項中「附則第九十八項」を「附則第百二十三項」に、「附則第九十九項」を「附則第百二十四項」に改め、同項を附則第七十七項とし、附則第七十七項中「附則第百項」を「附則第百二十五項」に、「附則第百一項」を「附則第百二十六項」に改め、同項を附則第七十八項とし、附則第七十八項中「附則第百二項」を「附則第百二十七項」に、「附則第百三項」を「附則第百二十八項」に改め、同項を附則第七十九項とし、附則第七十九項中「附則第百四項」を「附則第百二十九項」に、「附則第百五項」を「附則第百三十項」に改め、同項を附則第八十項とし、附則第八十項中「附則第百六項」を「附則第百三十一項」に、「附則第百七項」を「附則第百三十二項」に改め、同項を附則第八十一項とし、附則第八十一項中「附則第百八項」を「附則第百三十三項」に、「附則第百九項」を「附則第百三十四項」に改め、同項を附則第八十二項とし、附則第八十二項中「附則第百十項」を「附則第百三十五項」に、「附則第百十一項」を「附則第百三十六項」に改め、同項を附則第八十三項とし、附則第八十三項中「附則第百十二項」を「附則第百三十七項」に、「附則第百十三項」を「附則第百三十八項」に改め、同項を附則第八十四項とし、附則第八十四項中「附則第百十四項」を「附則第百三十九項」に、「附則第百十五項」を「附則第百四十項」に改め、同項を附則第八十五項とし、附則第八十五項中「附則第百十六項」を「附則第百四十一項」に、「附則第百十七項」を「附則第百四十二項」に改め、同項を附則第八十六項とし、附則第八十六項中「附則第百十八項」を「附則第百四十三項」に、「附則第百十九項」を「附則第百四十四項」に改め、同項を附則第八十七項とし、附則第八十七項中「附則第百二十項」を「附則第百四十五項」に、「附則第百二十一項」を「附則第百四十六項」に改め、同項を附則第八十八項とし、附則第八十八項中「附則第百二十二項」を「附則第百四十七項」に、「附則第百二十三項」を「附則第百四十八項」に改め、同項を附則第八十九項とし、附則第八十九項中「附則第百二十四項」を「附則第百四十九項」に、「附則第百二十五項」を「附則第百五十項」に改め、同項を附則第九十項とし、附則第九十項中「附則第百二十六項」を「附則第百五十一項」に、「附則第百二十七項」を「附則第百五十二項」に改め、同項を附則第九十一項とし、附則第九十一項中「附則第百二十八項」を「附則第百五十三項」に、「附則第百二十九項」を「附則第百五十四項」に改め、同項を附則第九十二項とし、附則第九十二項中「附則第百三十項」を「附則第百五十五項」に、「附則第百三十一項」を「附則第百五十六項」に改め、同項を附則第九十三項とし、附則第九十三項中「附則第百三十二項」を「附則第百五十七項」に、「附則第百三十三項」を「附則第百五十八項」に改め、同項を附則第九十四項とし、附則第九十四項中「附則第百三十四項」を「附則第百五十九項」に、「附則第百三十五項」を「附則第百六十項」に改め、同項を附則第九十五項とし、附則第九十五項中「附則第百三十六項」を「附則第百六十一項」に、「附則第百三十七項」を「附則第百六十二項」に改め、同項を附則第九十六項とし、附則第九十六項中「附則第百三十八項」を「附則第百六十三項」に、「附則第百三十九項」を「附則第百六十四項」に改め、同項を附則第九十七項とし、附則第九十七項中「附則第百四十項」を「附則第百六十五項」に、「附則第百四十一項」を「附則第百六十六項」に改め、同項を附則第九十八項とし、附則第九十八項中「附則第百四十二項」を「附則第百六十七項」に、「附則第百四十三項」を「附則第百六十八項」に改め、同項を附則第九十九項とし、附則第九十九項中「附則第百四十四項」を「附則第百六十九項」に、「附則第百四十五項」を「附則第百七十項」に改め、同項を附則第百項とし、附則第百項中「附則第百四十六項」を「附則第百七十一項」に、「附則第百四十七項」を「附則第百七十二項」に改め、同項を附則第百一項とし、附則第百一項中「附則第百四十八項」を「附則第百七十三項」に、「附則第百四十九項」を「附則第百七十四項」に改め、同項を附則第百二項とし、附則第百二項中「附則第百五十項」を「附則第百七十五項」に、「附則第百五十一項」を「附則第百七十六項」に改め、同項を附則第百三項とし、附則第百三項中「附則第百五十二項」を「附則第百七十七項」に、「附則第百五十三項」を「附則第百七十八項」に改め、同項を附則第百四項とし、附則第百四項中「附則第百五十四項」を「附則第百七十九項」に、「附則第百五十五項」を「附則第百八十項」に改め、同項を附則第百五項とし、附則第百五項中「附則第百五十六項」を「附則第百八十一項」に、「附則第百五十七項」を「附則第百八十二項」に改め、同項を附則第百六項とし、附則第百六項中「附則第百五十八項」を「附則第百八十三項」に、「附則第百五十九項」を「附則第百八十四項」に改め、同項を附則第百七項とし、附則第百七項中「附則第百六十項」を「附則第百八十五項」に、「附則第百六十一項」を「附則第百八十六項」に改め、同項を附則第百八項とし、附則第百八項中「附則第百六十二項」を「附則第百八十七項」に、「附則第百六十三項」を「附則第百八十八項」に改め、同項を附則第百九項とし、附則第百九項中「附則第百六十四項」を「附則第百八十九項」に、「附則第百六十五項」を「附則第百九十項」に改め、同項を附則第百十項とし、附則第百十項中「附則第百六十六項」を「附則第百九十一項」に、「附則第百六十七項」を「附則第百九十二項」に改め、同項を附則第百十一項とし、附則第百十一項中「附則第百六十八項」を「附則第百九十三項」に、「附則第百六十九項」を「附則第百九十四項」に改め、同項を附則第百十二項とし、附則第百十二項中「附則第百七十項」を「附則第百九十五項」に、「附則第百七十一項」を「附則第百九十六項」に改め、同項を附則第百十三項とし、附則第百十三項中「附則第百七十二項」を「附則第百九十七項」に、「附則第百七十三項」を「附則第百九十八項」に改め、同項を附則第百十四項とし、附則第百十四項中「附則第百七十四項」を「附則第百九十九項」に、「附則第百七十五項」を「附則第二百項」に改め、同項を附則第百十五項とし、附則第百十五項中「附則第百七十六項」を「附則第二百一項」に、「附則第百七十七項」を「附則第二百二項」に改め、同項を附則第百十六項とし、附則第百十六項中「附則第百七十八項」を「附則第二百三項」に、「附則第百七十九項」を「附則第二百四項」に改め、同項を附則第百十七項とし、附則第百十七項中「附則第百八十項」を「附則第二百五項」に、「附則第百八十一項」を「附則第二百六項」に改め、同項を附則第百十八項とし、附則第百十八項中「附則第百八十二項」を「附則第二百七項」に、「附則第百八十三項」を「附則第二百八項」に改め、同項を附則第百十九項とし、附則第百十九項中「附則第百八十四項」を「附則第二百九項」に、「附則第百八十五項」を「附則第二百十項」に改め、同項を附則第百二十項とし、附則第百二十項中「附則第百八十六項」を「附則第二百十一項」に、「附則第百八十七項」を「附則第二百十二項」に改め、同項を附則第百二十一項とし、附則第百二十一項中「附則第百八十八項」を「附則第二百十三項」に、「附則第百八十九項」を「附則第二百十四項」に改め、同項を附則第百二十二項とし、附則第百二十二項中「附則第百九十項」を「附則第二百十五項」に、「附則第百九十一項」を「附則第二百十六項」に改め、同項を附則第百二十三項とし、附則第百二十三項中「附則第百九十二項」を「附則第二百十七項」に、「附則第百九十三項」を「附則第二百十八項」に改め、同項を附則第百二十四項とし、附則第百二十四項中「附則第百九十四項」を「附則第二百十九項」に、「附則第百九十五項」を「附則第二百二十項」に改め、同項を附則第百二十五項とし、附則第百二十五項中「附則第百九十六項」を「附則第二百二十一項」に、「附則第百九十七項」を「附則第二百二十二項」に改め、同項を附則第百二十六項とし、附則第百二十六項中「附則第百九十八項」を「附則第二百二十三項」に、「附則第百九十九項」を「附則第二百二十四項」に改め、同項を附則第百二十七項とし、附則第百二十七項中「附則第二百項」を「附則第二百二十五項」に、「附則第二百一項」を「附則第二百二十六項」に改め、同項を附則第百二十八項とし、附則第百二十八項中「附則第二百二項」を「附則第二百二十七項」に、「附則第二百三項」を「附則第二百二十八項」に改め、同項を附則第百二十九項とし、附則第百二十九項中「附則第二百四項」を「附則第二百二十九項」に、「附則第二百五項」を「附則第二百三十項」に改め、同項を附則第百三十項とし、附則第百三十項中「附則第二百六項」を「附則第二百三十一項」に、「附則第二百七項」を「附則第二百三十二項」に改め、同項を附則第百三十一項とし、附則第百三十一項中「附則第二百八項」を「附則第二百三十三項」に、「附則第二百九項」を「附則第二百三十四項」に改め、同項を附則第百三十二項とし、附則第百三十二項中「附則第二百十項」を「附則第二百三十五項」に、「附則第二百十一項」を「附則第二百三十六項」に改め、同項を附則第百三十三項とし、附則第百三十三項中「附則第二百十二項」を「附則第二百三十七項」に、「附則第二百十三項」を「附則第二百三十八項」に改め、同項を附則第百三十四項とし、附則第百三十四項中「附則第二百十四項」を「附則第二百三十九項」に、「附則第二百十五項」を「附則第二百四十項」に改め、同項を附則第百三十五項とし、附則第百三十五項中「附則第二百十六項」を「附則第二百四十一項」に、「附則第二百十七項」を「附則第二百四十二項」に改め、同項を附則第百三十六項とし、附則第百三十六項中「附則第二百十八項」を「附則第二百四十三項」に、「附則第二百十九項」を「附則第二百四十四項」に改め、同項を附則第百三十七項とし、附則第百三十七項中「附則第二百二十項」を「附則第二百四十五項」に、「附則第二百二十一項」を「附則第二百四十六項」に改め、同項を附則第百三十八項とし、附則第百三十八項中「附則第二百二十二項」を「附則第二百四十七項」に、「附則第二百二十三項」を「附則第二百四十八項」に改め、同項を附則第百三十九項とし、附則第百三十九項中「附則第二百二十四項」を「附則第二百四十九項」に、「附則第二百二十五項」を「附則第二百五十項」に改め、同項を附則第百四十項とし、附則第百四十項中「附則第二百二十六項」を「附則第二百五十一項」に、「附則第二百二十七項」を「附則第二百五十二項」に改め、同項を附則第百四十一項とし、附則第百四十一項中「附則第二百二十八項」を「附則第二百五十三項」に、「附則第二百二十九項」を「附則第二百五十四項」に改め、同項を附則第百四十二項とし、附則第百四十二項中「附則第二百三十項」を「附則第二百五十五項」に、「附則第二百三十一項」を「附則第二百五十六項」に改め、同項を附則第百四十三項とし、附則第百四十三項中「附則第二百三十二項」を「附則第二百五十七項」に、「附則第二百三十三項」を「附則第二百五十八項」に改め、同項を附則第百四十四項とし、附則第百四十四項中「附則第二百三十四項」を「附則第二百五十九項」に、「附則第二百三十五項」を「附則第二百六十項」に改め、同項を附則第百四十五項とし、附則第百四十五項中「附則第二百三十六項」を「附則第二百六十一項」に、「附則第二百三十七項」を「附則第二百六十二項」に改め、同項を附則第百四十六項とし、附則第百四十六項中「附則第二百三十八項」を「附則第二百六十三項」に、「附則第二百三十九項」を「附則第二百六十四項」に改め、同項を附則第百四十七項とし、附則第百四十七項中「附則第二百四十項」を「附則第二百六十五項」に、「附則第二百四十一項」を「附則第二百六十六項」に改め、同項を附則第百四十八項とし、附則第百四十八項中「附則第二百四十二項」を「附則第二百六十七項」に、「附則第二百四十三項」を「附則第二百六十八項」に改め、同項を附則第百四十九項とし、附則第百四十九項中「附則第二百四十四項」を「附則第二百六十九項」に、「附則第二百四十五項」を「附則第二百七十項」に改め、同項を附則第百五十項とし、附則第百五十項中「附則第二百四十六項」を「附則第二百七十一項」に、「附則第二百四十七項」を「附則第二百七十二項」に改め、同項を附則第百五十一項とし、附則第百五十一項中「附則第二百四十八項」を「附則第二百七十三項」に、「附則第二百四十九項」を「附則第二百七十四項」に改め、同項を附則第百五十二項とし、附則第百五十二項中「附則第二百五十項」を「附則第二百七十五項」に、「附則第二百五十一項」を「附則第二百七十六項」に改め、同項を附則第百五十三項とし、附則第百五十三項中「附則第二百五十二項」を「附則第二百七十七項」に、「附則第二百五十三項」を「附則第二百七十八項」に改め、同項を附則第百五十四項とし、附則第百五十四項中「附則第二百五十四項」を「附則第二百七十九項」に、「附則第二百五十五項」を「附則第二百八十項」に改め、同項を附則第百五十五項とし、附則第百五十五項中「附則第二百五十六項」を「附則第二百八十一項」に、「附則第二百五十七項」を「附則第二百八十二項」に改め、同項を附則第百五十六項とし、附則第百五十六項中「附則第二百五十八項」を「附則第二百八十三項」に、「附則第二百五十九項」を「附則第二百八十四項」に改め、同項を附則第百五十七項とし、附則第百五十七項中「附則第二百六十項」を「附則第二百八十五項」に、「附則第二百六十一項」を「附則第二百八十六項」に改め、同項を附則第百五十八項とし、附則第百五十八項中「附則第二百六十二項」を「附則第二百八十七項」に、「附則第二百六十三項」を「附則第二百八十八項」に改め、同項を附則第百五十九項とし、附則第百五十九項中「附則第二百六十四項」を「附則第二百八十九項」に、「附則第二百六十五項」を「附則第二百九十項」に改め、同項を附則第百六十項とし、附則第百六十項中「附則第二百六十六項」を「附則第二百九十一項」に、「附則第二百六十七項」を「附則第二百九十二項」に改め、同項を附則第百六十一項とし、附則第百六十一項中「附則第二百六十八項」を「附則第二百九十三項」に、「附則第二百六十九項」を「附則第二百九十四項」に改め、同項を附則第百六十二項とし、附則第百六十二項中「附則第二百七十項」を「附則第二百九十五項」に、「附則第二百七十一項」を「附則第二百九十六項」に改め、同項を附則第百六十三項とし、附則第百六十三項中「附則第二百七十二項」を「附則第二百九十七項」に、「附則第二百七十三項」を「附則第二百九十八項」に改め、同項を附則第百六十四項とし、附則第百六十四項中「附則第二百七十四項」を「附則第二百九十九項」に、「附則第二百七十五項」を「附則第三百項」に改め、同項を附則第百六十五項とし、附則第百六十五項中「附則第二百七十六項」を「附則第三百一項」に、「附則第二百七十七項」を「附則第三百二項」に改め、同項を附則第百六十六項とし、附則第百六十六項中「附則第二百七十八項」を「附則第三百三項」に、「附則第二百七十九項」を「附則第三百四項」に改め、同項を附則第百六十七項とし、附則第百六十七項中「附則第二百八十項」を「附則第三百五項」に、「附則第二百八十一項」を「附則第三百六項」に改め、同項を附則第百六十八項とし、附則第百六十八項中「附則第二百八十二項」を「附則第三百七項」に、「附則第二百八十三項」を「附則第三百八項」に改め、同項を附則第百六十九項とし、附則第百六十九項中「附則第二百八十四項」を「附則第三百九項」に、「附則第二百八十五項」を「附則第三百十項」に改め、同項を附則第百七十項とし、附則第百七十項中「附則第二百八十六項」を「附則第三百十一項」に、「附則第二百八十七項」を「附則第三百十二項」に改め、同項を附則第百七十一項とし、附則第百七十一項中「附則第二百八十八項」を「附則第三百十三項」に、「附則第二百八十九項」を「附則第三百十四項」に改め、同項を附則第百七十二項とし、附則第百七十二項中「附則第二百九十項」を「附則第三百十五項」に、「附則第二百九十一項」を「附則第三百十六項」に改め、同項を附則第百七十三項とし、附則第百七十三項中「附則第二百九十二項」を「附則第三百十七項」に、「附則第二百九十三項」を「附則第三百十八項」に改め、同項を附則第百七十四項とし、附則第百七十四項中「附則第二百九十四項」を「附則第三百十九項」に、「附則第二百九十五項」を「附則第三百二十項」に改め、同項を附則第百七十五項とし、附則第百七十五項中「附則第二百九十六項」を「附則第三百二十一項」に、「附則第二百九十七項」を「附則第三百二十二項」に改め、同項を附則第百七十六項とし、附則第百七十六項中「附則第二百九十八項」を「附則第三百二十三項」に、「附則第二百九十九項」を「附則第三百二十四項」に改め、同項を附則第百七十七項とし、附則第百七十七項中「附則第三百項」を「附則第三百二十五項」に、「附則第三百一項」を「附則第三百二十六項」に改め、同項を附則第百七十八項とし、附則第百七十八項中「附則第三百二項」を「附則第三百二十七項」に、「附則第三百三項」を「附則第三百二十八項」に改め、同項を附則第百七十九項とし、附則第百七十九項中「附則第三百四項」を「附則第三百二十九項」に、「附則第三百五項」を「附則第三百三十項」に改め、同項を附則第百八十項とし、附則第百八十項中「附則第三百六項」を「附則第三百三十一項」に、「附則第三百七項」を「附則第三百三十二項」に改め、同項を附則第百八十一項とし、附則第百八十一項中「附則第三百八項」を「附則第三百三十三項」に、「附則第三百九項」を「附則第三百三十四項」に改め、同項を附則第百八十二項とし、附則第百八十二項中「附則第三百十項」を「附則第三百三十五項」に、「附則第三百十一項」を「附則第三百三十六項」に改め、同項を附則第百八十三項とし、附則第百八十三項中「附則第三百十二項」を「附則第三百三十七項」に、「附則第三百十三項」を「附則第三百三十八項」に改め、同項を附則第百八十四項とし、附則第百八十四項中「附則第三百十四項」を「附則第三百三十九項」に、「附則第三百十五項」を「附則第三百四十項」に改め、同項を附則第百八十五項とし、附則第百八十五項中「附則第三百十六項」を「附則第三百四十一項」に、「附則第三百十七項」を「附則第三百四十二項」に改め、同項を附則第百八十六項とし、附則第百八十六項中「附則第三百十八項」を「附則第三百四十三項」に、「附則第三百十九項」を「附則第三百四十四項」に改め、同項を附則第百八十七項とし、附則第百八十七項中「附則第三百二十項」を「附則第三百四十五項」に、「附則第三百二十一項」を「附則第三百四十六項」に改め、同項を附則第百八十八項とし、附則第百八十八項中「附則第三百二十二項」を「附則第三百四十七項」に、「附則第三百二十三項」を「附則第三百四十八項」に改め、同項を附則第百八十九項とし、附則第百八十九項中「附則第三百二十四項」を「附則第三百四十九項」に、「附則第三百二十五項」を「附則第三百五十項」に改め、同項を附則第百九十項とし、附則第百九十項中「附則第三百二十六項」を「附則第三百五十一項」に、「附則第三百二十七項」を「附則第三百五十二項」に改め、同項を附則第百九十一項とし、附則第百九十一項中「附則第三百二十八項」を「附則第三百五十三項」に、「附則第三百二十九項」を「附則第三百五十四項」に改め、同項を附則第百九十二項とし、附則第百九十二項中「附則第三百三十項」を「附則第三百五十五項」に、「附則第三百三十一項」を「附則第三百五十六項」に改め、同項を附則第百九十三項とし、附則第百九十三項中「附則第三百三十二項」を「附則第三百五十七項」に、「附則第三百三十三項」を「附則第三百五十八項」に改め、同項を附則第百九十四項とし、附則第百九十四項中「附則第三百三十四項」を「附則第三百五十九項」に、「附則第三百三十五項」を「附則第三百六十項」に改め、同項を附則第百九十五項とし、附則第百九十五項中「附則第三百三十六項」を「附則第三百六十一項」に、「附則第三百三十七項」を「附則第三百六十二項」に改め、同項を附則第百九十六項とし、附則第百九十六項中「附則第三百三十八項」を「附則第三百六十三項」に、「附則第三百三十九項」を「附則第三百六十四項」に改め、同項を附則第百九十七項とし、附則第百九十七項中「附則第三百四十項」を「附則第三百六十五項」に、「附則第三百四十一項」を「附則第三百六十六項」に改め、同項を附則第百九十八項とし、附則第百九十八項中「附則第三百四十二項」を「附則第三百六十七項」に、「附則第三百四十三項」を「附則第三百六十八項」に改め、同項を附則第百九十九項とし、附則第百九十九項中「附則第三百四十四項」を「附則第三百六十九項」に、「附則第三百四十五項」を「附則第三百七十項」に改め、同項を附則第二百項とし、附則第二百項中「附則第三百四十六項」を「附則第三百七十一項」に、「附則第三百四十七項」を「附則第三百七十二項」に改め、同項を附則第二百一項とし、附則第二百一項中「附則第三百四十八項」を「附則第三百七十三項」に、「附則第三百四十九項」を「附則第三百七十四項」に改め、同項を附則第二百二項とし、附則第二百二項中「附則第三百五十項」を「附則第三百七十五項」に、「附則第三百五十一項」を「附則第三百七十六項」に改め、同項を附則第二百三項とし、附則第二百三項中「附則第三百五十二項」を「附則第三百七十七項」に、「附則第三百五十三項」を「附則第三百七十八項」に改め、同項を附則第二百四項とし、附則第二百四項中「附則第三百五十四項」を「附則第三百七十九項」に、「附則第三百五十五項」を「附則第三百八十項」に改め、同項を附則第二百五項とし、附則第二百五項中「附則第三百五十六項」を「附則第三百八十一項」に、「附則第三百五十七項」を「附則第三百八十二項」に改め、同項を附則第二百六項とし、附則第二百六項中「附則第三百五十八項」を「附則第三百八十三項」に、「附則第三百五十九項」を「附則第三百八十四項」に改め、同項を附則第二百七項とし、附則第二百七項中「附則第三百六十項」を「附則第三百八十五項」に、「附則第三百六十一項」を「附則第三百八十六項」に改め、同項を附則第二百八項とし、附則第二百八項中「附則第三百六十二項」を「附則第三百八十七項」に、「附則第三百六十三項」を「附則第三百八十八項」に改め、同項を附則第二百九項とし、附則第二百九項中「附則第三百六十四項」を「附則第三百八十九項」に、「附則第三百六十五項」を「附則第三百九十項」に改め、同項を附則第二百十項とし、附則第二百十項中「附則第三百六十六項」を「附則第三百九十一項」に、「附則第三百六十七項」を「附則第三百九十二項」に改め、同項を附則第二百十一項とし、附則第二百十一項中「附則第三百六十八項」を「附則第三百九十三項」に、「附則第三百六十九項」を「附則第三百九十四項」に改め、同項を附則第二百十二項とし、附則第二百十二項中「附則第三百七十項」を「附則第三百九十五項」に、「附則第三百七十一項」を「附則第三百九十六項」に改め、同項を附則第二百十三項とし、附則第二百十三項中「附則第三百七十二項」を「附則第三百九十七項」に、「附則第三百七十三項」を「附則第三百九十八項」に改め、同項を附則第二百十四項とし、附則第二百十四項中「附則第三百七十四項」を「附則第三百九十九項」に、「附則第三百七十五項」を「附則第四百項」に改め、同項を附則第二百十五項とし、附則第二百十五項中「附則第三百七十六項」を「附則第四百一項」に、「附則第三百七十七項」を「附則第四百二項」に改め、同項を附則第二百十六項とし、附則第二百十六項中「附則第三百七十八項」を「附則第四百三項」に、「附則第三百七十九項」を「附則第四百四項」に改め、同項を附則第二百十七項とし、附則第二百十七項中「附則第三百八十項」を「附則第四百五項」に、「附則第三百八十一項」を「附則第四百六項」に改め、同項を附則第二百十八項とし、附則第二百十八項中「附則第三百八十二項」を「附則第四百七項」に、「附則第三百八十三項」を「附則第四百八項」に改め、同項を附則第二百十九項とし、附則第二百十九項中「附則第三百八十四項」を「附則第四百九項」に、「附則第三百八十五項」を「附則第四百十項」に改め、同項を附則第二百二十項とし、附則第二百二十項中「附則第三百八十六項」を「附則第四百十一項」に、「附則第三百八十七項」を「附則第四百十二項」に改め、同項を附則第二百二十一項とし、附則第二百二十一項中「附則第三百八十八項」を「附則第四百十三項」に、「附則第三百八十九項」を「附則第四百十四項」に改め、同項を附則第二百二十二項とし、附則第二百二十二項中「附則第三百九十項」を「附則第四百十五項」に、「附則第三百九十一項」を「附則第四百十六項」に改め、同項を附則第二百二十三項とし、附則第二百二十三項中「附則第三百九十二項」を「附則第四百十七項」に、「附則第三百九十三項」を「附則第四百十八項」に改め、同項を附則第二百二十四項とし、附則第二百二十四項中「附則第三百九十四項」を「附則第四百十九項」に、「附則第三百九十五項」を「附則第四百二十項」に改め、同項を附則第二百二十五項とし、附則第二百二十五項中「附則第三百九十六項」を「附則第四百二十一項」に、「附則第三百九十七項」を「附則第四百二十二項」に改め、同項を附則第二百二十六項とし、附則第二百二十六項中「附則第三百九十八項」を「附則第四百二十三項」に、「附則第三百九十九項」を「附則第四百二十四項」に改め、同項を附則第二百二十七項とし、附則第二百二十七項中「附則第四百項」を「附則第四百二十五項」に、「附則第四百一項」を「附則第四百二十六項」に改め、同項を附則第二百二十八項とし、附則第二百二十八項中「附則第四百二項」を「附則第四百二十七項」に、「附則第四百三項」を「附則第四百二十八項」に改め、同項を附則第二百二十九項とし、附則第二百二十九項中「附則第四百四項」を「附則第四百二十九項」に、「附則第四百五項」を「附則第四百三十項」に改め、同項を附則第二百三十項とし、附則第二百三十項中「附則第四百六項」を「附則第四百三十一項」に、「附則第四百七項」を「附則第四百三十二項」に改め、同項を附則第二百三十一項とし、附則第二百三十一項中「附則第四百八項」を「附則第四百三十三項」に、「附則第四百九項」を「附則第四百三十四項」に改め、同項を附則第二百三十二項とし、附則第二百三十二項中「附則第四百十項」を「附則第四百三十五項」に、「附則第四百十一項」を「附則第四百三十六項」に改め、同項を附則第二百三十三項とし、附則第二百三十三項中「附則第四百十二項」を「附則第四百三十七項」に、「附則第四百十三項」を「附則第四百三十八項」に改め、同項を附則第二百三十四項とし、附則第二百三十四項中「附則第四百十四項」を「附則第四百三十九項」に、「附則第四百十五項」を「附則第四百四十項」に改め、同項を附則第二百三十五項とし、附則第二百三十五項中「附則第四百十六項」を「附則第四百四十一項」に、「附則第四百十七項」を「附則第四百四十二項」に改め、同項を附則第二百三十六項とし、附則第二百三十六項中「附則第四百十八項」を「附則第四百四十三項」に、「附則第四百十九項」を「附則第四百四十四項」に改め、同項を附則第二百三十七項とし、附則第二百三十七項中「附則第四百二十項」を「附則第四百四十五項」に、「附則第四百二十一項」を「附則第四百四十六項」に改め、同項を附則第二百三十八項とし、附則第二百三十八項中「附則第四百二十二項」を「附則第四百四十七項」に、「附則第四百二十三項」を「附則第四百四十八項」に改め、同項を附則第二百三十九項とし、附則第二百三十九項中「附則第四百二十四項」を「附則第四百四十九項」に、「附則第四百二十五項」を「附則第四百五十項」に改め、同項を附則第二百四十項とし、附則第二百四十項中「附則第四百二十六項」を「附則第四百五十一項」に、「附則第四百二十七項」を「附則第四百五十二項」に改め、同項を附則第二百四十一項とし、附則第二百四十一項中「附則第四百二十八項」を「附則第四百五十三項」に、「附則第四百二十九項」を「附則第四百五十四項」に改め、同項を附則第二百四十二項とし、附則第二百四十二項中「附則第四百三十項」を「附則第四百五十五項」に、「附則第四百三十一項」を「附則第四百五十六項」に改め、同項を附則第二百四十三項とし、附則第二百四十三項中「附則第四百三十二項」を「附則第四百五十七項」に、「附則第四百三十三項」を「附則第四百五十八項」に改め、同項を附則第二百四十四項とし、附則第二百四十四項中「附則第四百三十四項」を「附則第四百五十九項」に、「附則第四百三十五項」を「附則第四百六十項」に改め、同項を附則第二百四十五項とし、附則第二百四十五項中「附則第四百三十六項」を「附則第四百六十一項」に、「附則第四百三十七項」を「附則第四百六十二項」に改め、同項を附則第二百四十六項とし、附則第二百四十六項中「附則第四百三十八項」を「附則第四百六十三項」に、「附則第四百三十九項」を「附則第四百六十四項」に改め、同項を附則第二百四十七項とし、附則第二百四十七項中「附則第四百四十項」を「附則第四百六十五項」に、「附則第四百四十一項」を「附則第四百六十六項」に改め、同項を附則第二百四十八項とし、附則第二百四十八項中「附則第四百四十二項」を「附則第四百六十七項」に、「附則第四百四十三項」を「附則第四百六十八項」に改め、同項を附則第二百四十九項とし、附則第二百四十九項中「附則第四百四十四項」を「附則第四百六十九項」に、「附則第四百四十五項」を「附則第四百七十項」に改め、同項を附則第二百五十項とし、附則第二百五十項中「附則第四百四十六項」を「附則第四百七十一項」に、「附則第四百四十七項」を「附則第四百七十二項」に改め、同項を附則第二百五十一項とし、附則第二百五十一項中「附則第四百四十八項」を「附則第四百七十三項」に、「附則第四百四十九項」を「附則第四百七十四項」に改め、同項を附則第二百五十二項とし、附則第二百五十二項中「附則第四

十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額を税額とする。

（前年度分の固定資産税の課税標準額）

32 昭和四十年度に係る賦課期日に所在する宅地等（附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十年度分の固定資産税に係る地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十号）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（当該宅地等が昭和四十年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第十項又は第十七項の規定の適用を受けるものであるときは、これらの規定に定める率を乗ずる前の額とする。附則第五十四項において同じ。）に一・二を乗じて得た額

二 昭和四十二年度 前号の額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 昭和四十三年度以降の各年度 第一号の額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

33 昭和四十一年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等（附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

二 昭和四十二年度 前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 昭和四十三年度以降の各年度 第一号の額を基礎として前項第三号の算定方法に準じて算定した額

34 昭和四十二年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等（附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十二年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等（当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。）に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

二 昭和四十三年度 前号の額に、昭和四十二年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 昭和四十四年度以降の各年度 第一号の額に、昭和四十二年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定

する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

35 昭和四十三年度以降の各年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等（次項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 新たに固定資産税を課することとなる年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等（当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。）に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

二 新たに固定資産税を課することとなる年度の翌年度 前号の額に、当該新たに固定資産税を課することとなる年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 新たに固定資産税を課することとなる年度の翌翌年度以降の各年度 第一号の額に、当該新たに固定資産税を課することとなる年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

36 当該年度の前年度において旧法附則第三十四項又は附則第三十項の規定の適用を受けなかつた宅地等で当該年度において同項の規定の適用を受けることとなるものにあつては、同項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

二 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度 前号の額を基礎として附則第三十二項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度の翌翌年度以降の各年度 第一号の額を基礎として附則第三十二項第三号の算定方法に準じて算定した額

37 昭和四十一年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（附則第三十三項から第三十五項までの規定の適用を受けるものについては、これらの規定の適用を受けることとなつた年度の翌年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものに限り、また、第二年度若しくは第三年度又は昭和四十二年度において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第四十一項第一号ただし書の規定の適用を受けるものに限る。以下本項において同じ。）の附則第三十項の前年度分の固定資産税の課税標準額は、附則第三十二項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準

価格に一・二を乗じて得た額

ロ　昭和四十二年度　イの額を基礎として附則第三十二項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ　昭和四十三年度以降の各年度　イの額を基礎として附則第三十二項第三号の算定方法に準じて算定した額

二　昭和四十二年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等　年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ　昭和四十二年度　当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額を基礎として附則第三十四項第一号の算定方法に準じて算定した額

ロ　昭和四十三年度　イの額を基礎として附則第三十四項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ　昭和四十四年度以降の各年度　イの額を基礎として附則第三十四項第三号の算定方法に準じて算定した額

（昭和四十二年度の土地の価格の特例）

41　昭和四十二年度に係る賦課期日に所在する土地（以下「昭和四十二年度の土地」という。）に対して課する昭和四十二年度分の固定資産税に限り、その課税標準は、第三百四十九条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　昭和四十一年度に係る賦課期日に所在する土地　当該土地の昭和三十九年度に係る賦課期日における価格（昭和四十年度において旧法第三百四十九条第二項ただし書若しくは第四項の規定の適用があつた土地又は昭和四十一年度において第三百四十九条第三項ただし書、第五項ただし書若しくは第六項の規定の適用があつた土地にあつては、当該土地に類似する土地の昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準する価格。以下「昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたもの。ただし、当該土地のうち、昭和四十二年度に係る賦課期日において次に掲げる事情があるため、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるものにあつては、当該土地に類似する土地の昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準する価格（以下「昭和三十九年度の比準価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

イ　地目の変換等

ロ　市町村の廃置分合又は境界変更

ハ　街路事業の施行により生じた土地の価格の著しい変動その他の政令で定める特別の事情

二　昭和四十二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地　当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格で土地課税台帳等に登録されたもの

（読替規定）

42　土地に対して課する昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書及び第六項中「基準年度の価格」とあるのは、「昭和三十九年度に係る賦課期日における価格」と読み替えるものとする。

43　土地に対して課する昭和四十二年度分、昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
昭和四十二年度の土地で附則第四十一項第一号ただし書又は第二号の規定の適用を受けることとなるもの	昭和四十二年度	当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格
昭和四十二年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	昭和四十三年度	当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格
昭和四十二年度の土地で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	昭和四十四年度	当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格
昭和四十三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下「昭和四十三年度の土地」という。）	昭和四十三年度	当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格

分に応ずる次に掲げる額

イ　地目の変換等がある年度　当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額を基礎として附則第三十五項第一号の算定方法に準じて算定した額

ロ　地目の変換等がある年度の翌年度　イの額を基礎として附則第三十五項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ　地目の変換等がある年度の翌翌年度以降の各年度　イの額を基礎として附則第三十五項第三号の算定方法に準じて算定した額

（昭和三十八年度分の課税標準額）

38　附則第三十一項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは、昭和三十八年度に係る賦課期日に所在する農地については昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をいい、昭和三十九年度以降の各年度において新たに固定資産税を課され、又は課することとなる農地については当該農地の農地比準価格をいう。

39　昭和三十九年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある農地（昭和三十九年度又は昭和四十年度において新たに固定資産税を課され、又は課することとなるものについては、新たに固定資産税を課され、又は課することとなる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものに限り、また、第二年度若しくは第三年度又は昭和四十二年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第四十一項第一号ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）の附則第三十一項の昭和三十八年度分の課税標準額は、前項の規定にかかわらず、当該農地の農地比準価格とする。

（課税標準の特例の適用）

40　附則第三十二項から前項までの場合において、当該土地が昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第九項又は第十六項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該土地の附則第三十項の前年度分の固定資産税の課税標準額及び附則第三十一項の昭和三十八年度分の課税標準額は、附則第三十二項から前項までの規定により定められる額に同条第九項又は第十六項に規定する率を乗じて得た額とする。

昭和四十三年度の土地で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	昭和四十四年度	当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格
昭和四十四年度において新たに固定資産税を課することとなる土地	昭和四十四年度	当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格

44　土地に対して課する昭和四十二年度分、昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百六十八条第一項	基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格（以下「比準価格」と総称する。）	昭和三十九年度に係る賦課期日における価格若しくは附則第四十一項第一号ただし書若しくは第二号の規定により当該価格に比準するものとされる価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により同年度に係る賦課期日における価格に比準するものとされる価格
第三百八十一条第一項、第二項及び第八項	基準年度の価格又は比準価格	昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格若しくは附則第四十一項第一号ただし書若しくは第二号の規定により昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準するものとされる価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により同年度に係る賦課期日における価格に比準するものとされる価格

45　附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第四百十七条中「価格等」とあるのは「価格、宅地等比準価格若しくは農地比準価格」と、「価格」とあるのは「価格、宅地等比準価格若しくは農地比準価格」と読み替えるものとする。

（免税点の適用及び納税通知書の記載に関する特例）

46　附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第三百五十一条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額及び第三百六十四条第二項に規定する土地の価額は、附則第三十項の規定の適用を受

第四百十一条第一項	基準年度の価格	昭和三十九年度に係る賦課期日における価格
第四百十一条第二項	基準年度の価格	昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格又は附則第四十一項第一号ただし書若しくは第二号の規定により昭和三十九年度に係る賦課期日における価格
	比準価格	第三百四十九条第二項ただし書又は第四項の規定により昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準するものとされる価格
第四百三十六条	基準年度の価格又は比準価格	附則第四十一項第一号ただし書若しくは第二号の規定により昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準するものとされる価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により同年度に係る賦課期日における価格に比準するものとされる価格

ける宅地等（以下「調整対象宅地等」という。）については、その前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額によるものとし、附則第三十一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）についてはその昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。

（固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例）

47　附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第四百二十条又は第四百三十五条第二項の規定は、調整対象宅地等又は調整対象農地については、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第一項の規定によつて土地課税台帳等に登録された価格等の修正が行なわれたことにより、当該調整対象宅地等若しくは調整対象農地が附則第三十項若しくは第三十一項の規定の適用を受けないこととなる場合又は当該調整対象宅地等に係る宅地等調整固定資産税額に変動がある場合を除き、適用しない。

（宅地等に対して課する昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度分の都市計画税の特例）

48　昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度分の都市計画税に限り、宅地等に係る当該年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税の課税標準額に当該宅地等に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）をこえる場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

上昇率	負担調整率
三倍未満	一・三
三倍以上八倍未満	一・六
八倍以上	一・九

49　農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の都市計画税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）をこえる場合には、当該農地調整都市計画税額とする。この場合においては、附則第三十八項及び第三十九項の規定を準用する。

（前年度分の都市計画税の課税標準額）

50　昭和四十年度に係る賦課期日に所在する宅地等（附則第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　昭和四十一年度　当該宅地等の昭和四十年度分の都市計画税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（当該宅地等が昭和四十年度分の都市計画税について旧法第三百四十九条の三第十項の規定の適用を

（農地に対して課する昭和四十一年度分の都市計画税の特例）

受けるものであるときは、同項に定める率を乗ずる前の額とする。）に一・二を乗じて得た額

二　昭和四十二年度　前号の額に、昭和四十一年度において附則第四十八項の規定により当該地等に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三　昭和四十三年度　前号の額に、昭和四十二年度において附則第四十八項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

51　昭和四十一年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等（附則第五十四項又は第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　昭和四十一年度　当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

二　昭和四十二年度　前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額

三　昭和四十三年度　前号の額を基礎として前項第三号の算定方法に準じて算定した額

52　昭和四十二年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等（附則第五十四項又は第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　昭和四十二年度　当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

二　昭和四十三年度　前号の額を基礎として前項第三号の算定方法に準じて算定した額

53　昭和四十三年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等（次項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、当該宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

に、昭和四十一年度及び昭和四十二年度において附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等（当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。）に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額をいう。

54　昭和四十年度の固定資産税の賦課期日に所在する宅地等で昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度において新たに都市計画税を課することとなるもの（次項の規定の適用を受けるものを除き、以下「都市計画税新設宅地等」という。）にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　昭和四十一年度において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等　年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ　昭和四十一年度　当該宅地等の昭和四十年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ロ　昭和四十二年度　イの額を基礎として附則

第五十項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ　昭和四十三年度　ロの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

二　昭和四十二年度において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等　年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ　昭和四十二年度　当該宅地等の昭和四十年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和四十一年度又は昭和三十八年度分の課税標準額（昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等で第三百四十九条第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものについては、当該宅地等の宅地等比準価格とする。）に一・二を乗じて得た額に、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において当該宅地等について都市計画税が課されていたものとみなして附則第四十八項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられる負担調整率を連乗して得た額

55　当該年度の前年度において旧法附則第四十項若しくは第四十一項又は附則第四十八項の規定の適用を受けなかつた宅地等で当該年度において同項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度　当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準の基礎となつた価格

二　附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度　年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ　昭和四十二年度　前号の額を基礎として附則第五十項第二号の算定方法に準じて算定した額

ロ　昭和四十三年度　前号の額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

三　附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度が昭和四十一年度である場合の昭和四十三年度　前号イの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

56　昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（附則第五十一項、第五十二項又は第五十四項の規定の適用を受けるものについては、これらの規定の適用を受けることとなる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものに限り、また、昭和四十一年度、昭和四十二年度又は昭和四十三年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三

百四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただし書、附則第四十一項第一号ただし書又は第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。以下本項において同じ）の附則第四十八項の前年度分の都市計画税の課税標準額は、附則第五十項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等　年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ　昭和四十一年度　当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額

ロ　昭和四十二年度　イの額を基礎として附則第五十項第二号の算定方法に準じて算定した額

ハ　昭和四十三年度　ロの額を基礎として附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額

二　昭和四十二年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等　年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ　昭和四十一年度　当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額を基礎として附則第五十三項の算定方法に準じて算定した額（課税標準の特例の適用）

57　附則第四十九項から前項までの場合において、当該土地が当該年度分の都市計画税については、第三百四十九条の三第九項又は第十六項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該土地の附則第四十八項の前年度分の都市計画税の課税標準額及び附則第四十九項の昭和三十八年度分の課税標準額は、同項から前項までの規定により定められる額に同条第九項又は第十六項に規定する率を乗じて得た額とする。

（土地課税台帳等の登録事項の特例）

58　附則第三十項若しくは第三十一項又は第四十八項若しくは第四十九項の規定の適用がある各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市町村長は、第三百八十一条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる額を土地課税台帳等に登録しなければならない。

土地	年度	額
調整対象宅地等	当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	宅地等比準価格
	基準年度	当該調整対象宅地等の当該基準年度の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象宅地等の附則第三十項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

調整対象農地	当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	農地比準価格
	基準年度	当該調整対象農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額
附則第四十八項の規定の適用を受ける宅地等	基準年度	当該宅地等の当該基準年度の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

59　附則第三十項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち調整対象宅地等については、土地課税台帳等に当該調整対象宅地等の同項の表の上欄に掲げる上昇率の区分を明らかにする表示をしなければならない。

60　附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、固定資産税の納税者は、附則第五十八項の規定により土地課移台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額（当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度分の固定資産税の課税標準の基準年度又は第三百八十一条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された附則第四十一項第一号本文に規定する昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格については、同号ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

61　土地に対して課する昭和四十二年度分の固定資産税に限り、固定資産税の納税者は、第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳等に登録された附則第四十一項第一号本文に規定する昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格については、同号ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

（土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の通知）

62　昭和四十一年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市町村長は、第三百六十四条第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合においては、土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。

（政令への委任）

63　附則第二十九項から前項までに定めるもののほか、調整対象宅地等又は調整対象農地とこれらの土地以外の土地とをあわせ所有する者に対して課する固定資産税額の算定その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則に次の九項を加える。

（林地の交換分合による土地の取得に対する不動産取得税の標準の特例）

77　国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて市町村又は森林組合が行なうあつせんによる林地の交換分合により土地を取得した場合において、当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換分合によ

つて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

（葉たばこ乾燥施設の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

78　葉たばこの乾燥のため共同利用に供される施設で政令で定めるものを日本専売公社の補助を受けて取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当分の間、当該補助を受けた額に相当する額を価格から控除するものとする。

（贈与により農地及び採草放牧地を取得した場合の不動産取得税の特例）

79　租税特別措置法第七十条の四第一項の規定によつて贈与税の納期限の延長を受ける者の同項に規定する農地及び採草放牧地の取得に対して課する不動産取得税については、政令で特別の定めをするものを除き、同条第一項から第三項までの規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

80　前項の規定により不動産取得税の納期限の延長をする場合には、租税特別措置法第七十条の四第五項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

80　附則第七十九項の規定による不動産取得税の納期限の延長があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地及び採草放牧地の贈与者又は受贈者が死亡したとき（その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書の規定の適用があつた場合、前項において準用する同条第六項又は第七項の規定の適用があつた場合及び第十三条の二の規定による繰上徴収があつた場合を除く。）は、道府県は、当該不動産取得税（附則第七十九項の規定によりその例によるものとされる同法第七十条の四第二項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。）の納税義務を免除するものとする。

81　前項に定めるもののほか、附則第七十九項の規定による不動産取得税の納期限の延長に関し必要な事項は、政令で定める。

（航空機に対して課する固定資産税に関する特例）

83　第三百四十九条の三第八項に規定する航空機のうち昭和四十年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新たに就航した航空機で政令で定める構造及び性能を有するものとして自治大臣が指定するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三第八項の規定にかかわらず、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

（営業用倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する特例）

84　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の規定による許可を受けて倉庫業を営む者（これらの者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人でこれらの者の共同の出資に係るものを含む。）で政令で定めるものが昭和四十年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設し、又は増設した倉庫（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とし、また、これらの倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものを含む。以下本項において同じ。）で政令で定める規模、構造その他の要件に該当するものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の三第四項若しくは第十四項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（一般電気事業者が農林漁業団体等から取得して事業の用に供する発電、変電、送電又は配電施設に対して課する固定資産税に関する特例）

85　市町村は、電気事業法第二条第二項の一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）が、農山漁村電気導入促進法、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）又は山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に基づく助成その他の措置で政令で定めるものにより農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体その他の政令で定める団体（以下「農林漁業団体等」という。）が建設し、又は改良した発電所、変電所、送電施設又は配電施設の用に供する家屋（もつぱら発電、変電、送電又は配電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産で当該農林漁業団体等の所有に係るものを、昭和四十一年四月一日から昭和四十六年一月一日までの間に、国の行政機関の作成した計画に基づき、当該農林漁業団体等から取得して引き続き事業の用に供する場合には、当該家屋及び償却資産に対しては、その取得の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、第三百四十二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。この場合において、当該家屋及び償却資産について前段の規定が適用された後最初に固定資産税が課されることとなる年度以降の各年度分の固定資産税については、当該家屋又は償却資産が第三百四十九条の三第一項に規定する家屋又は償却資産に該当することとなるときにおいても、同項の規定は、適用しない。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第二目　賦課徴収（第三十九条―第五十条）」を「第二目　賦課徴収（第三十九条―第五十条）　第三目　賦課徴収（第三十九条―第五十条の二）　退職所得の課税の特例（第五十条の二―第五十条の十）」に、「第四款　賦課及び徴収（第三百十八条―第三百二十八条）　第五款　督促及び滞納処分（第三百二十九条―第三百三十五条）　第六款　犯則取締（第三百三十六条―第三百四十条）」を「第四款　賦課及び徴収（第三百十八条―第三百二十八条の十六）　第五款　賦課及び退職所得の督促及び滞納処分（第三百二十九条―第三百三十五条）　第六款　犯則取締（第三百三十六条―第三百四十条）」に改める。

第十四条の九第二項第三号ロ中「特別徴収の方法」を「第三百二十一条の三の規定により特別徴収の方法」に改める。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第

六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　退職手当等　所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。）をいう。

第二十三条第四項中「引用する場合」の下に「（第一項第六号及び第二款第三目において引用する場合を除く。）」を加える。

第二十四条の五第一項中「、道府県民税」を「道府県民税（第五十条の二の規定によつて課する所得割（以下本款及び第二款において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割」に改め、同項第三号中「これらの者が前年中において二十四万円をこえる所得を有した場合」を「これらの者の前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が二十四万円をこえる場合」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　分離課税に係る所得割につき第一項第二号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

第三十三条第二項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第三十七条の二第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三十七条の三第一項中「当該年度分の市町村民税の所得割の額」を「市町村民税の所得割の額、前年分の道府県民税の分離課税に係る所得割の額及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額」に、「前年の所得税額」を「前年分の所得税額」に改め、「課税山林所得金額」の下に「並びに当該市町村民税の分離課税に係る所得割に係る退職所得の金額」を加え、「百分の八十をこえることとなるときは、当該」を「百分の八十に相当する金額をこえることとなるときは、当該納税義務者の」に、「当該道府県民税の所得割の額を当該道府県民税の所得割の額及び当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額並びに当該市町村民税の所得割の額及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の合計額」を「当該道府県民税の所得割の額及び当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額並びに当該市町村民税の所得割の額及び当該市町村民税の分離課税に係る所得割の額の合計額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、当該道府県民税の所得割の額から控除し切れない金額があるときは、第五十条の二に規定する道府県は、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて当該控除し切れない金額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第四十一条第一項中「本目」を「本款」に、「又は第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基づく延滞金」を「、第三百二十一条の二、第三百二十七条、第三百二十八条の十若しくは第三百二十八条の十三の規定に基づく延滞金、第三百二十八条の十一の規定に基づく過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百二十八条の十二の規定に基づく重加算金」に改め、同条第二項中「第三百二十四条」の下に「、第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第五項まで」を加え、「及び第三百三十三条」を「、並びに第三百三十三条」に改める。

第四十五条中「又は第三百二十七条第二項」を「、第三百二十七条第二項、第三百二十八条の十第三項又は第三百二十八条の十三第三項」に改める。

第四十五条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に、「及び第三百十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者」を「その他政令で定める者」に改め、同条第三項及び第四項中「三月二十日」を「三月十五日」に改める。

第四十七条第一項第一号中「並びに第三百二十一条の四」を「、第三百二十一条の四」に改め、「交付する」の下に「通知書並びに第三百二十八条の九の規定による更正又は決定の」を加え、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第三十七条の三第三項においてその例によることとされる第十七条又は第十七条の二の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る還付金に相当する金額

六　第十七条の四の規定によつて市町村が加算した前号の還付金に係る還付加算金に相当する金額

第二章第一節第二款に次の一目を加える。

第三目　退職所得の課税の特例

（退職所得の課税の特例）

第五十条の二　第二十四条第一項第一号の者が退職手当等（所得税法第百九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本目において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三十二条、第三十五条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本目に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の道府県において課する。

（分離課税に係る所得割の課税標準）

第五十条の三　分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2　前項の退職所得の金額は、次条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

（分離課税に係る所得割の税率）

第五十条の四　分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の四

（納入申告書の提出）

第五十条の五　分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第四十一条第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、第三百二十八条の五第二項の納入申告書とあわせて、市町村長に提出しなければならない。

（特別徴収税額）

第五十条の六　第四十一条第一項の規定によつて特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条及び次条

第二項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額

二　退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合　その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第四十一条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2　退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第四十一条第一項の規定によって特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額とする。

3　第一項各号又は前項の規定により第五十条の三の規定を適用する場合における所得税法第三十条第二項の退職所得控除額の計算については、前二項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況によるものとする。

4　所得税法第二百二条の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

（退職所得申告書）

第五十条の七　退職手当等の支払を受ける時までに、第三百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第五十条の九の規定により交付される特別徴収票を添附しなければならない。

一　その退職手当等の支払者の氏名又は名称

二　前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三　前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

四　その者が所得税法第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五　その他自治省令で定める事項

2　前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（分離課税に係る所得割の普通徴収税額）

第五十条の八　その年において退職手当等の支払を受けた者が第五十条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退

職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第四十一条第一項の規定によってその例によることとされる第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第四十一条第一項の規定によって市町村長が普通徴収の方法によって徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

（特別徴収票）

第五十条の九　分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、第三百二十八条の十四の特別徴収票とあわせて、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

（政令への委任）

第五十条の十　第五十条の二から前条までに定めるもののほか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の十八第二項中「認める場合」の下に「及び政令で定める場合」を加える。

第七十二条の五十五第一項中「事業税の納税義務者」の下に「（政令で定める者を除く。）」を加え、「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「前項の納税義務者」を「個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者」に改める。

第二百九十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　退職手当等　所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。）をいう。

第二百九十二条第四項中「引用する場合（」の下に「及び政令で定める場合」を加え、「及び第三百二十一条の四」を「、第三百二十一条の四及び第五款」に改める。

第二百九十五条第一項中「、市町村民税」を「市町村民税（第三百二十八条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割」に改め、同項第三号中「これらの者が前年中において二十四万円をこえる所得を有した場合」を「これらの者の前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が二十四万円をこえる場合」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　分離課税に係る所得割につき第一項第二号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

第二百九十九条第二項中「第三百二十四条第四項」の下に「、第三百二十八条の十六第四項」を加える。

第三百十四条第二項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第三百十四条の七第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三百十四条の八第一項中「当該年度分の道府県民税の所得割の額」を「道府県民税の所得割の額、前年分の市町村民税の分離課税に係る所得割の額及び道府県民税の分離課税に係る所得割の額」に、「前年

の所得税額」を、前年分の所得税額」に改め、「課税山林所得金額」の下に「並びに当該市町村民税の分離課税に係る所得割に係る退職所得の金額」を加え、「百分の八十をこえることとなるときは、当該」を「百分の八十に相当する金額をこえることとなるときは、当該納税義務者の」に、「当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額及び当該道府県民税の所得割の額との合計額」を「当該市町村民税の分離課税に係る所得割の額及び当該市町村民税の所得割の額並びに当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額及び当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額の合計額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、当該市町村民税の所得割の額から控除し切れない金額があるときは、第三百二十八条に規定する市町村の長は、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて当該控除し切れない金額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

第三百十七条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に、「及び所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの」を「その他政令で定める者」に改め、同条第三項及び第四項中「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第五項中「第二百二十六条」の下に「第一項」を加え、「前年の所得」を「前年の給与所得」に改める。

第三百十九条第一項中「第三百二十一条の三」の下に「又は第三百二十八条の四」を加える。

第三百二十七条第一項中「第三百二十一条の五第一項」の下は「若しくは第三百二十八条の五第一項」を加える。

第三章第一節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第三百二十八条を削り、第三百二十七条の次に次の一款を加える。

第五款　退職所得の課税の特例

（退職所得の課税の特例）

第三百二十八条　第二百九十四条第一項第一号の者が退職手当等（所得税法第百九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三条、第三百十四条の三、第三百十四条の五及び第三百十八条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。

（分離課税に係る所得割の課税標準）

第三百二十八条の二　分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2　前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

（分離課税に係る所得割の税率）

第三百二十八条の三　分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

十五万円以下の金額	百分の二
十五万円をこえる金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
七十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
千万円をこえる金額	百分の十一
二千万円をこえる金額	百分の十二
三千万円をこえる金額	百分の十三
五千万円をこえる金額	百分の十四

（分離課税に係る所得割の徴収）

第三百二十八条の四　市町村は、分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（特別徴収の手続）

第三百二十八条の五　市町村は、前条の規定によつて分離課税に係る所得割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（他の市町村において退職手当等の支払をする者を含む。）を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2　前項の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3　第三百二十一条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。

（特別徴収税額）

第三百二十八条の六　前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条、次条第二項、第三百二十八条の八及び第三百二十八条の十六において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額

二　退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合　その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2　退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金

額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額とする。

3　第一項各号又は前項の規定により第三百二十八条の二の規定を適用する場合における所得税法第三十条第二項の退職所得控除額の計算については、前二項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況によるものとする。

4　所得税法第二百二条の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

（退職所得申告書）

第三百二十八条の七　退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴収票を添附しなければならない。

一　その退職手当等の支払者の氏名又は名称

二　前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済み他の退職手当等があるときはその金額

三　前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

四　その者が所得税法第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五　その他自省令で定める事項

2　前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（退職所得申告書の不提出に関する過料）

第三百二十八条の八　市町村は、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（分離課税に係る所得割の更正又は決定）

第三百二十八条の九　市町村長は、第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書（以下本款において「納入申告書」という。）の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2　市町村町は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定するものとする。

3　市町村長は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正するものとする。

4　市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収）

第三百二十八条の十　市町村の徴税吏員は、前条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本条、次条、第三百二十八条の十二及び第三百二十九条第一項において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合には、その不足金額に第三百二十八条の五第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該不足金額百円について一日四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3　市町村長は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

（分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第三百二十八条の十一　納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後に納入申告書の提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告書に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

2　次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた場合

二　納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3　市町村長は、納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割の額について市

町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでなかつたときは、当該分離課税に係る所得割の額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金の額から減額する。

4　市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金の額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金の額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（分離課税に係る所得割の納入金の重加算金）

第三百二十八条の十二　前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金に代えてその計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金を徴収しなければならない。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項の不申告加算金に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金を徴収しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割の額を基礎として計算した重加算金の額を徴収しない。

4　市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金の額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（分離課税に係る所得割の普通徴収）

第三百二十八条の十三　市町村は、その年において退職手当等の支払を受けた者が第三百二十八条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三百二十八条の四の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。この場合には、第三百十九条の二から第三百二十一条の二までの規定は、適用しないものとする。

2　前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第三百二十八条の五第二項の納期限（納

期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3　市町村長は、納税者が第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

4　第一項の場合において、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（特別徴収票）

第三百二十八条の十四　第三百二十八条の五第一項に規定する特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

（政令への委任）

第三百二十八条の十五　第三百二十八条から前条までに定めるもののほか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

（脱税、虚偽記載等の罪）

第三百二十八条の十六　第三百二十八条の五第二項の規定によつて徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその提出期限までに市町村長に提出せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして市町村長に提出した者

二　第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその交付の期限までに同条に規定する退職手当等の支払を受ける者に交付せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

3　第一項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、これらの項の罰金刑を科する。

5　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の

定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百二十九条第一項中「第三百二十一条の十一」の下に「又は第三百二十八条の九」を、「不足税額」の下に「又は不足金額」を加える。

第七百三条の三第五項及び第七項中「、退職所得金額」を削り、同条第八項中「、退職所得金額」を削り、「市町村民税の所得割額」を「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額」に改める。

第七百三条の四中「、退職所得金額」を削る。

第七百六条の二第一項中「、退職所得金額」を削り、「市町村民税の所得割額」を「市町村民税の所得割の額」に改める。

附則に次の七項を加える。

88　第五十条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を除控して得た金額」とする。

89　第五十条の六第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、附則第八十八項の規定を適用して算定される第五十条の四の金額の範囲内で定める別表第一に掲げる税額」と、同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第一に掲げる税額」とする。

90　第五十条の八の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第一に掲げる税額」とする。

91　第三百二十八条の三の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

92　第三百二十八条の六第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、附則第九十一項の規定を適用して算定される第三百二十八条の三の金額の範囲内で定める別表第二に掲げる税額」と、同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その

の支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第二に掲げる税額を求め、その税額」とする。

93　附則第八十九項又は前項の退職所得控除額は、第五十条の六第一項又は第三百二十八条の五第一項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税法第三十条第三項及び第四項の規定の例によつて計算した額とする。

94　第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第二に掲げる税額」とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
160,000	162,000	1,440	340,000	344,000	3,060
162,000	164,000	1,450	344,000	348,000	3,090
164,000	166,000	1,470	348,000	352,000	3,130
166,000	168,000	1,490	352,000	356,000	3,160
168,000	170,000	1,510	356,000	360,000	3,200
170,000	172,000	1,530	360,000	364,000	3,240
172,000	174,000	1,540	364,000	368,000	3,270
174,000	176,000	1,560	368,000	372,000	3,310
176,000	178,000	1,580	372,000	376,000	3,340
178,000	180,000	1,600	376,000	380,000	3,380
180,000	184,000	1,620	380,000	384,000	3,420
184,000	188,000	1,650	384,000	388,000	3,450
188,000	192,000	1,690	388,000	392,000	3,490
192,000	196,000	1,720	392,000	396,000	3,520
196,000	200,000	1,760	396,000	400,000	3,560
200,000	204,000	1,800	400,000	404,000	3,600
204,000	208,000	1,830	404,000	408,000	3,630
208,000	212,000	1,870	408,000	412,000	3,670
212,000	216,000	1,900	412,000	416,000	3,700
216,000	220,000	1,940	416,000	420,000	3,740
220,000	224,000	1,980	420,000	426,000	3,780
224,000	228,000	2,010	426,000	432,000	3,830
228,000	232,000	2,050	432,000	438,000	3,880
232,000	236,000	2,080	438,000	444,000	3,940
236,000	240,000	2,120	444,000	450,000	3,990
240,000	244,000	2,160	450,000	456,000	4,050
244,000	248,000	2,190	456,000	462,000	4,100
248,000	252,000	2,230	462,000	468,000	4,150
252,000	256,000	2,260	468,000	474,000	4,210
256,000	260,000	2,300	474,000	480,000	4,260
260,000	264,000	2,340	480,000	486,000	4,320
264,000	268,000	2,370	486,000	492,000	4,370
268,000	272,000	2,410	492,000	498,000	4,420
272,000	276,000	2,440	498,000	504,000	4,480
276,000	280,000	2,480	504,000	510,000	4,530
280,000	284,000	2,520	510,000	516,000	4,590
284,000	288,000	2,550	516,000	522,000	4,640
288,000	292,000	2,590	522,000	528,000	4,690
292,000	296,000	2,620	528,000	534,000	4,750
296,000	300,000	2,660	534,000	540,000	4,800
300,000	304,000	2,700	540,000	546,000	4,860
304,000	308,000	2,730	546,000	552,000	4,910
308,000	312,000	2,770	552,000	558,000	4,960
312,000	316,000	2,800	558,000	564,000	5,020
316,000	320,000	2,840	564,000	570,000	5,070
320,000	324,000	2,880	570,000	576,000	5,130
324,000	328,000	2,910	576,000	582,000	5,180
328,000	332,000	2,950	582,000	588,000	5,230
332,000	336,000	2,980	588,000	594,000	5,290
336,000	340,000	3,020	594,000	600,000	5,340

別表第一　退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
6,000円未満		0	60,000	62,000	540
6,000	7,000	50	62,000	64,000	550
7,000	8,000	60	64,000	66,000	570
8,000	9,000	70	66,000	68,000	590
9,000	10,000	80	68,000	70,000	610
10,000	12,000	90	70,000	72,000	630
12,000	13,000	100	72,000	74,000	640
13,000	14,000	110	74,000	76,000	660
14,000	15,000	120	76,000	78,000	680
15,000	16,000	130	78,000	80,000	700
16,000	17,000	140	80,000	82,000	720
17,000	18,000	150	82,000	84,000	730
18,000	19,000	160	84,000	86,000	750
19,000	20,000	170	86,000	88,000	770
20,000	22,000	180	88,000	90,000	790
22,000	23,000	190	90,000	92,000	810
23,000	24,000	200	92,000	94,000	820
24,000	25,000	210	94,000	96,000	840
25,000	26,000	220	96,000	98,000	860
26,000	27,000	230	98,000	100,000	880
27,000	28,000	240	100,000	102,000	900
28,000	29,000	250	102,000	104,000	910
29,000	30,000	260	104,000	106,000	930
30,000	32,000	270	106,000	108,000	950
32,000	33,000	280	108,000	110,000	970
33,000	34,000	290	110,000	112,000	990
34,000	35,000	300	112,000	114,000	1,000
35,000	36,000	310	114,000	116,000	1,020
36,000	37,000	320	116,000	118,000	1,040
37,000	38,000	330	118,000	120,000	1,060
38,000	39,000	340	120,000	122,000	1,080
39,000	40,000	350	122,000	124,000	1,090
40,000	42,000	360	124,000	126,000	1,110
42,000	43,000	370	126,000	128,000	1,130
43,000	44,000	380	128,000	130,000	1,150
44,000	45,000	390	130,000	132,000	1,170
45,000	46,000	400	132,000	134,000	1,180
46,000	47,000	410	134,000	136,000	1,200
47,000	48,000	420	136,000	138,000	1,220
48,000	49,000	430	138,000	140,000	1,240
49,000	50,000	440	140,000	142,000	1,260
50,000	52,000	450	142,000	144,000	1,270
52,000	53,000	460	144,000	146,000	1,290
53,000	54,000	470	146,000	148,000	1,310
54,000	55,000	480	148,000	150,000	1,330
55,000	56,000	490	150,000	152,000	1,350
56,000	57,000	500	152,000	154,000	1,360
57,000	58,000	510	154,000	156,000	1,380
58,000	59,000	520	156,000	158,000	1,400
59,000	60,000	530	158,000	160,000	1,420

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
1,360,000	1,370,000	12,240	1,760,000	1,770,000	15,840
1,370,000	1,380,000	12,330	1,770,000	1,780,000	15,930
1,380,000	1,390,000	12,420	1,780,000	1,790,000	16,020
1,390,000	1,400,000	12,510	1,790,000	1,800,000	16,110
1,400,000	1,410,000	12,600	1,800,000	1,810,000	16,200
1,410,000	1,420,000	12,690	1,810,000	1,820,000	16,290
1,420,000	1,430,000	12,780	1,820,000	1,830,000	16,380
1,430,000	1,440,000	12,870	1,830,000	1,840,000	16,470
1,440,000	1,450,000	12,960	1,840,000	1,850,000	16,560
1,450,000	1,460,000	13,050	1,850,000	1,860,000	16,650
1,460,000	1,470,000	13,140	1,860,000	1,870,000	16,740
1,470,000	1,480,000	13,230	1,870,000	1,880,000	16,830
1,480,000	1,490,000	13,320	1,880,000	1,890,000	16,920
1,490,000	1,500,000	13,410	1,890,000	1,900,000	17,010
1,500,000	1,510,000	13,500	1,900,000	1,910,000	17,100
1,510,000	1,520,000	13,590	1,910,000	1,920,000	17,190
1,520,000	1,530,000	13,680	1,920,000	1,930,000	17,280
1,530,000	1,540,000	13,770	1,930,000	1,940,000	17,370
1,540,000	1,550,000	13,860	1,940,000	1,950,000	17,460
1,550,000	1,560,000	13,950	1,950,000	1,960,000	17,550
1,560,000	1,570,000	14,040	1,960,000	1,970,000	17,640
1,570,000	1,580,000	14,130	1,970,000	1,980,000	17,730
1,580,000	1,590,000	14,220	1,980,000	1,990,000	17,820
1,590,000	1,600,000	14,310	1,990,000	2,000,000	17,910
1,600,000	1,610,000	14,400	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に0.9％を乗じて算出した金額
1,610,000	1,620,000	14,490			
1,620,000	1,630,000	14,580			
1,630,000	1,640,000	14,670			
1,640,000	1,650,000	14,760			
1,650.000	1,660,000	14,850			
1,660,000	1,670,000	14,940	3,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8％を乗じて算出した金額から27,000円を控除した金額
1,670,000	1,680,000	15,030			
1,680,000	1,690,000	15,120			
1,690,000	1,700,000	15,210			
1,700,000	1,710,000	15,300			
1,710,000	1,720,000	15,390			
1,720,000	1,730,000	15,480			
1,730,000	1,740,000	15,570			
1,740,000	1,750,000	15,660			
1,750,000	1,760,000	15,750			

（注） この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考） 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
600,000	606,000	5,400	940,000	948,000	8,460
606,000	612,000	5,450	948,000	956,000	8,530
612,000	618,000	5,500	956,000	964,000	8,600
618,000	624,000	5,560	964,000	972,000	8,670
624,000	630,000	5,610	972,000	980,000	8,740
630,000	636,000	5,670	980,000	988,000	8,820
636,000	642,000	5,720	988,000	996,000	8,890
642,000	648,000	5,770	996,000	1,004,000	8,960
648,000	654,000	5,830	1,004,000	1,012,000	9,030
654,000	660,000	5,880	1,012,000	1,020,000	9,100
660,000	666,000	5,940	1,020,000	1,028,000	9,180
666,000	672,000	5,990	1,028,000	1,036,000	9,250
672,000	678,000	6,040	1,036,000	1,044,000	9,320
678,000	684,000	6,100	1,044,000	1,052,000	9,390
684,000	690,000	6,150	1,052,000	1,060,000	9,460
690,000	696,000	6,210	1,060,000	1,068,000	9,540
696,000	702,000	6,260	1,068,000	1,076,000	9,610
702,000	708,000	6,310	1,076,000	1,084,000	9,680
708,000	714,000	6,370	1,084,000	1,092,000	9,750
714,000	720,000	6,420	1,092,000	1,100,000	9,820
720,000	726,000	6,480	1,100,000	1,108,000	9,900
726,000	732,000	6,530	1,108,000	1,116,000	9,970
732,000	738,000	6,580	1,116,000	1,124,000	10,040
738,000	744,000	6,640	1,124,000	1,132,000	10,110
744,000	750,000	6,690	1,132,000	1,140,000	10,180
750,000	756,000	6,750	1,140,000	1,148,000	10,260
756,000	762,000	6,800	1,148,000	1,156,000	10,330
762,000	768,000	6,850	1,156,000	1,164,000	10,400
768,000	774,000	6,910	1,164,000	1,172,000	10,470
774,000	780,000	6,960	1,172,000	1,180,000	10,540
780,000	788,000	7,020	1,180,000	1,188,000	10,620
788,000	796,000	7,090	1,188,000	1,196,000	10,690
796,000	804,000	7,160	1,196,000	1,204,000	10,760
804,000	812,000	7,230	1,204,000	1,212,000	10,830
812,000	820,000	7,300	1,212,000	1,220,000	10,900
820,000	828,000	7,380	1,220,000	1,228,000	10,980
828,000	836,000	7,450	1,228,000	1,236,000	11,050
836,000	844,000	7,520	1,236,000	1,244,000	11,120
844,000	852,000	7,590	1,244,000	1,252,000	11,190
852,000	860,000	7,660	1,252,000	1,260,000	11,260
860,000	868,000	7,740	1,260,000	1,270,000	11,340
868,000	876,000	7,810	1,270,000	1,280,000	11,430
876,000	884,000	7,880	1,280,000	1,290,000	11,520
884,000	892,000	7,950	1,290,000	1,300,000	11,610
892,000	900,000	8,020	1,300,000	1,310,000	11,700
900,000	908,000	8,100	1,310,000	1,320,000	11,790
908,000	916,000	8,170	1,320,000	1,330,000	11,880
916,000	924,000	8,240	1,330,000	1,340,000	11,970
924,000	932,000	8,310	1,340,000	1,350,000	12,060
932,000	940,000	8,380	1,350,000	1,360,000	12,150

別表第二　退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	60,000	62,000	540
6,000	7,000	50	62,000	64,000	550
7,000	8,000	60	64,000	66,000	570
8,000	9,000	70	66,000	68,000	590
9,000	10,000	80	68,000	70,000	610
10,000	12,000	90	70,000	72,000	630
12,000	13,000	100	72,000	74,000	640
13,000	14,000	110	74,000	76,000	660
14,000	15,000	120	76,000	78,000	680
15,000	16,000	130	78,000	80,000	700
16,000	17,000	140	80,000	82,000	720
17,000	18,000	150	82,000	84,000	730
18,000	19,000	160	84,000	86,000	750
19,000	20,000	170	86,000	88,000	770
20,000	22,000	180	88,000	90,000	790
22,000	23,000	190	90,000	92,000	810
23,000	24,000	200	92,000	94,000	820
24,000	25,000	210	94,000	96,000	840
25,000	26,000	220	96,000	98,000	860
26,000	27,000	230	98,000	100,000	880
27,000	28,000	240	100,000	102,000	900
28,000	29,000	250	102,000	104,000	910
29,000	30,000	260	104,000	106,000	930
30,000	32,000	270	106,000	108,000	950
32,000	33,000	280	108,000	110,000	970
33,000	34,000	290	110,000	112,000	990
34,000	35,000	300	112,000	114,000	1,000
35,000	36,000	310	114,000	116,000	1,020
36,000	37,000	320	116,000	118,000	1,040
37,000	38,000	330	118,000	120,000	1,060
38,000	39,000	340	120,000	122,000	1,080
39,000	40,000	350	122,000	124,000	1,090
40,000	42,000	360	124,000	126,000	1,110
42,000	43,000	370	126,000	128,000	1,130
43,000	44,000	380	128,000	130,000	1,150
44,000	45,000	390	130,000	132,000	1,170
45,000	46,000	400	132,000	134,000	1,180
46,000	47,000	410	134,000	136,000	1,200
47,000	48,000	420	136,000	138,000	1,220
48,000	49,000	430	138,000	140,000	1,240
49,000	50,000	440	140,000	142,000	1,260
50,000	52,000	450	142,000	144,000	1,270
52,000	53,000	460	144,000	146,000	1,290
53,000	54,000	470	146,000	148,000	1,310
54,000	55,000	480	148,000	150,000	1,330
55,000	56,000	490	150,000	152,000	1,350
56,000	57,000	500	152,000	154,000	1,360
57,000	58,000	510	154,000	156,000	1,380
58,000	59,000	520	156,000	158,000	1,400
59,000	60,000	530	158,000	160,000	1,420

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
160,000	162,000	1,440	340,000	344,000	3,240
162,000	164,000	1,450	344,000	348,000	3,290
164,000	166,000	1,470	348,000	352,000	3,340
166,000	168,000	1,490	352,000	356,000	3,400
168,000	170,000	1,510	356,000	360,000	3,450
170,000	172,000	1,530	360,000	364,000	3,510
172,000	174,000	1,540	364,000	368,000	3,560
174,000	176,000	1,560	368,000	372,000	3,610
176,000	178,000	1,580	372,000	376,000	3,670
178,000	180,000	1,600	376,000	380,000	3,720
180,000	184,000	1,620	380,000	384,000	3,780
184,000	188,000	1,650	384,000	388,000	3,830
188,000	192,000	1,690	388,000	392,000	3,880
192,000	196,000	1,720	392,000	396,000	3,940
196,000	200,000	1,760	396,000	400,000	3,990
200,000	204,000	1,800	400,000	404,000	4,050
204,000	208,000	1,830	404,000	408,000	4,100
208,000	212,000	1,870	408,000	412,000	4,150
212,000	216,000	1,900	412,000	416,000	4,210
216,000	220,000	1,940	416,000	420,000	4,260
220,000	224,000	1,980	420,000	426,000	4,320
224,000	228,000	2,010	426,000	432,000	4,400
228,000	232,000	2,050	432,000	438,000	4,480
232,000	236,000	2,080	438,000	444,000	4,560
236,000	240,000	2,120	444,000	450,000	4,640
240,000	244,000	2,160	450,000	456,000	4,720
244,000	248,000	2,190	456,000	462,000	4,800
248,000	252,000	2,230	462,000	468,000	4,880
252,000	256,000	2,260	468,000	474,000	4,960
256,000	260,000	2,300	474,000	480,000	5,040
260,000	264,000	2,340	480,000	486,000	5,130
264,000	268,000	2,370	486,000	492,000	5,210
268,000	272,000	2,410	492,000	498,000	5,290
272,000	276,000	2,440	498,000	504,000	5,370
276,000	280,000	2,480	504,000	510,000	5,450
280,000	284,000	2,520	510,000	516,000	5,530
284,000	288,000	2,550	516,000	522,000	5,610
288,000	292,000	2,590	522,000	528,000	5,690
292,000	296,000	2,620	528,000	534,000	5,770
296,000	300,000	2,660	534,000	540,000	5,850
300,000	304,000	2,700	540,000	546,000	5,940
304,000	308,000	2,750	546,000	552,000	6,020
308,000	312,000	2,800	552,000	558,000	6,100
312,000	316,000	2,860	558,000	564,000	6,180
316,000	320,000	2,910	564,000	570,000	6,260
320,000	324,000	2,970	570,000	576,000	6,340
324,000	328,000	3,020	576,000	582,000	6,420
328,000	332,000	3,070	582,000	588,000	6,500
332,000	336,000	3,130	588,000	594,000	6,580
336,000	340,000	3,180	594,000	600,000	6,660

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
1,360,000	1,370,000	19,530	1,860,000	1,870,000	30,600
1,370,000	1,380,000	19,710	1,870,000	1,880,000	30,820
1,380,000	1,390,000	19,890	1,880,000	1,890,000	31,050
1,390,000	1,400,000	20,070	1,890,000	1,900,000	31,270
1,400,000	1,410,000	20,250	1,900,000	1,910,000	31,500
1,410,000	1,420,000	20,470	1,910,000	1,920,000	31,720
1,420,000	1,430,000	20,700	1,920,000	1,930,000	31,950
1,430,000	1,440,000	20,920	1,930,000	1,940,000	32,170
1,440,000	1,450,000	21,150	1,940,000	1,950,000	32,400
1,450,000	1,460,000	21,370	1,950,000	1,960,000	32,620
1,460,000	1,470,000	21,600	1,960,000	1,970,000	32,850
1,470,000	1,480,000	21,820	1,970,000	1,980,000	33,070
1,480,000	1,490,000	22,050	1,980,000	1,990,000	33,300
1,490,000	1,500,000	22,270	1,990,000	2,000,000	33,520
1,500,000	1,510,000	22,500			
1,510,000	1,520,000	22,720			
1,520,000	1,530,000	22,950	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に2.7％を乗じて算出した金額から20,250円を控除した金額
1,530,000	1,540,000	23,170			
1,540,000	1,550,000	23,400			
1,550,000	1,560,000	23,620			
1,560,000	1,570,000	23,850			
1,570,000	1,580,000	24,070			
1,580,000	1,590,000	24,300			
1,590,000	1,600,000	24,520	3,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.15％を乗じて算出した金額から33,750円を控除した金額
1,600,000	1,610,000	24,750			
1,610,000	1,620,000	24,970			
1,620,000	1,630,000	25,200			
1,630,000	1,640,000	25,420			
1,640,000	1,650,000	25,650			
1,650,000	1,660,000	25,870			
1,660,000	1,670,000	26,100	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6％を乗じて算出した金額から56,250円を控除した金額
1,670,000	1,680,000	26,320			
1,680,000	1,690,000	26,550			
1,690,000	1,700,000	26,770			
1,700,000	1,710,000	27,000			
1,710,000	1,720,000	27,220			
1,720,000	1,730,000	27,450			
1,730,000	1,740,000	27,670	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.05％を乗じて算出した金額から92,250円を控除した金額
1,740,000	1,750,000	27,900			
1,750,000	1,760,000	28,120			
1,760,000	1,770,000	28,350			
1,770,000	1,780,000	28,570			
1,780,000	1,790,000	28,800			
1,790,000	1,800,000	29,020			
1,800,000	1,810,000	29,250	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5％を乗じて算出した金額から146,250円を控除した金額
1,810,000	1,820,000	29,470			
1,820,000	1,830,000	29,700			
1,830,000	1,840,000	29,920			
1,840,000	1,850,000	30,150			
1,850,000	1,860,000	30,370			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
600,000	606,000	6,750	940,000	948,000	11,970
606,000	612,000	6,830	948,000	956,000	12,110
612,000	618,000	6,910	956,000	964,000	12,250
618,000	624,000	6,990	964,000	972,000	12,400
624,000	630,000	7,070	972,000	980,000	12,540
630,000	636,000	7,150	980,000	988,000	12,690
636,000	642,000	7,230	988,000	996,000	12,830
642,000	648,000	7,310	996,000	1,004,000	12,970
648,000	654,000	7,390	1,004,000	1,012,000	13,120
654,000	660,000	7,470	1,012,000	1,020,000	13,260
660,000	666,000	7,560	1,020,000	1,028,000	13,410
666,000	672,000	7,640	1,028,000	1,036,000	13,550
672,000	678,000	7,720	1,036,000	1,044,000	13,690
678,000	684,000	7,800	1,044,000	1,052,000	13,840
684,000	690,000	7,880	1,052,000	1,060,000	13,980
690,000	696,000	7,960	1,060,000	1,068,000	14,130
696,000	702,000	8,040	1,068,000	1,076,000	14,270
702,000	708,000	8,120	1,076,000	1,084,000	14,410
708,000	714,000	8,200	1,084,000	1,092,000	14,560
714,000	720,000	8,280	1,092,000	1,100,000	14,700
720,000	726,000	8,370	1,100,000	1,108,000	14,850
726,000	732,000	8,450	1,108,000	1,116,000	14,990
732,000	738,000	8,530	1,116,000	1,124,000	15,130
738,000	744,000	8,610	1,124,000	1,132,000	15,280
744,000	750,000	8,690	1,132,000	1,140,000	15,420
750,000	756,000	8,770	1,140,000	1,148,000	15,570
756,000	762,000	8,850	1,148,000	1,156,000	15,710
762,000	768,000	8,930	1,156,000	1,164,000	15,850
768,000	774,000	9,010	1,164,000	1,172,000	16,000
774,000	780,000	9,090	1,172,000	1,180,000	16,140
780,000	788,000	9,180	1,180,000	1,188,000	16,290
788,000	796,000	9,280	1,188,000	1,196,000	16,430
796,000	804,000	9,390	1,196,000	1,204,000	16,570
804,000	812,000	9,520	1,204,000	1,212,000	16,720
812,000	820,000	9,660	1,212,000	1,220,000	16,860
820,000	828,000	9,810	1,220,000	1,228,000	17,010
828,000	836,000	9,950	1,228,000	1,236,000	17,150
836,000	844,000	10,090	1,236,000	1,244,000	17,290
844,000	852,000	10,240	1,244,000	1,252,000	17,440
852,000	860,000	10,380	1,252,000	1,260,000	17,580
860,000	868,000	10,530	1,260,000	1,270,000	17,730
868,000	876,000	10,670	1,270,000	1,280,000	17,910
876,000	884,000	10,810	1,280,000	1,290,000	18,090
884,000	892,000	10,960	1,290,000	1,300,000	18,270
892,000	900,000	11,100	1,300,000	1,310,000	18,450
900,000	908,000	11,250	1,310,000	1,320,000	18,630
908,000	916,000	11,390	1,320,000	1,330,000	18,810
916,000	924,000	11,530	1,330,000	1,340,000	18,990
924,000	932,000	11,680	1,340,000	1,350,000	19,170
932,000	940,000	11,820	1,350,000	1,360,000	19,350

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額じ4.95％を乗じた金額から236,250円を控除した金額	60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額じ5.85％を乗じた金額から686,250円を控除した金額
40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額じ5.4％を乗じた金額から416,250円を控除した金額	100,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額じ6.3％を乗じた金額から1,136,250円を控除した金額

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中娯楽施設利用税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和四十一年六月一日から、料理飲食等消費税に関する改正規定は昭和四十一年八月一日から、第二条の規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

（延滞金の免除に関する規定の適用）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の九及び第二十条の九の三の規定は、昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）

第三条　新法第五十一条第一項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係るものに限る。以下同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3　法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係るものに限る。）の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4　新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）の規定によつて対する法人税額に係る道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る道府県民税を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の道府県民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税については、なお従前の例による。

てした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6　新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうちに旧法第三十二条第七項又は第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7　昭和四十一年度分から昭和四十三年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「旧所得税法」という。）第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（純損失の金額が生じた年分に係るものに限る。）で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8　昭和四十二年度分から昭和四十四年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項に規定する純損失の金額で昭和四十年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第四条　第二条の規定による改正後の地方税法（以下「四十二年法」という。）の規定中第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2　四十二年法の規定中個人の道府県民税に関する部分（四十二年法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。）は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条　新法第七十二条の四第三項の規定は、法人の事業税に関する規定の適用）

施行日の属する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）から適用し、法人の同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の二十六第六項の規定は、施行日以後に同条第一項本文に規定する申告期限が到来する法人の事業税から適用し、同日前に同項本文に規定する申告期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。

3　新法第七十二条の三十三の二第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

4　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十年度分までの個人の

事業税については、なお従前の例による。

5　新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6　新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額のうちに旧法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定により各年における個人の事業の所得の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額とみなす。

7　新法第七十二条の十七第七項の規定は、昭和四十一年一月一日以後に発生した同条第六項の損失の金額から適用する。

第六条　四十二年法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第七条　新法第七十三条の二十四第一項第一号の規定は、昭和四十年四月一日以後に土地を取得した場合について適用する。

2　新法附則第七十九項から第八十二項までの規定は、施行日以後にされる新法附則第七十九項に規定する農地及び採草放牧地の取得について適用する。

（娯楽施設利用税の交付に関する規定の適用）

第八条　新法第百十二条の二の規定は、昭和四十一年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税で道府県に納入され、又は納付された分から適用する。

（料理飲食等消費税の課税標準の特例に関する規定の適用）

第九条　新法第百十四条の三第二項に規定する旅館及び飲食店その他これに類する場所の指定は、昭和四十一年八月一日前においても行なうことができる。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十条　新法第三百十四条の六第一項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の市町村民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税（清算所得に対する法人税額に係る市町村民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の市町村民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る市町村民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の八・九」とあるのは「百分の八・六五」と、「百分の十・七」とあるのは「百分の十・四」とする。

2　法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第三百二十一条の八第一項の市町村民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項に

おいて準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。以下同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

3　法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の市町村民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係るものに限る。）の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税に対する新法第三百十四条の六第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4　新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　新法第三百十三条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6　新法第三百十三条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうちに旧法第三百十三条第七項又は第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7　昭和四十一年度分から昭和四十三年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（純損失の金額が生じた年分に係るものに限る。）で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8　昭和四十二年度分から昭和四十四年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額で昭和四十年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第十一条　四十二年法の規定中第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十一年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2　四十二年法の規定中個人の市町村民税に関する部分（四十二年法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。）は、昭和四十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十二条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　旧法第三百四十九条の三第六項の規定は、同項に規定する機械設備等で昭和四十一年三月三十一日までの間において取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十四年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

3　新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和四十年一月二日以後において取得された同項に規定する線路設備等について、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

4　新法附則第五十八項から第六十項までの規定は、昭和四十二年度分の固定資産税から適用する。

5　旧法附則第三十八項及び第三十九項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税に係る土地課税台帳又は土地補充課税台帳への登録及び第四百三十二条第一項の規定に基づく審査の申出については、なおその効力を有する。

6　昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地又は同年度において新たに固定資産税を課することとなる土地について、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（当該土地が昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第十項又は第十七項の規定の適用を受けるものであるときは、これらの規定に定める率を乗ずる前の額とする。以下この項において同じ。）又は同項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された宅地等に係る昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を一・二で除して得た額は、それぞれ、当該農地又は宅地等の新法附則第二十九項第三号又は第四号に規定する農地比準価格又は宅地等比準価格で昭和四十一年度分の固定資産税に係るものとみなす。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十三条　新法第四百八十九条第七項から第九項まで及び第十四項の規定は、昭和四十一年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同日前の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

2　昭和四十一年度分及び昭和四十二年度分の国民健康保険税については、第二条の規定による改正前の地方税法の規定を適用するものとする。

（都の特例に関する規定の適用）

第十四条　新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十五条　四十二年法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用する。

2　昭和四十一年度分及び昭和四十二年度分の国民健康保険税については、第二条の規定による改正前の地方税法の規定を適用するものとする。

（都の特例に関する規定の適用）

第十六条　新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の都民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る

法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る都民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十四・七」とあるのは「百分の十四・三」と、「百分の十七・七」とあるのは「百分の十七・二」とする。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い）

第十七条　改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第十八条　この法律の施行前にした違反行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の地方税法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　前十八条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「軽油引取税の収入見込額（「の下に「ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の娯楽施設利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の娯楽施設利用税の収入見込額から地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百十二条の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされる娯楽施設利用税に係る交付金（以下「娯楽施設利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、」を加え、「収入見込額については、基準税率」を「収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の娯楽施設利用税交付金―地方税法第百十二条の二の規定によつて算定した額―地方税法第七百条の四十九の規定によつて算定した額―」に改める。

2　前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二十一条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「政令で定めるもの」の下に「及び

日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項本文の規定により日本鉄道建設公団から有償で借り受けている鉄道施設の用に供する固定資産」を加え、「償却資産」を「固定資産」に、「当該償却資産」を「当該固定資産」に改める。

附則第十五項を次のように改める。

15　昭和四十二年度から地方税法附則第三十一項又は第三十二項の規定の適用がある年度の翌年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金に限り、第八条及び第九条第一項（これらの規定を第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格（土地のうち、地方税法附則第三十項の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同法附則第三十二項から第三十七項までに規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に同法附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額とし、同法附則第三十一項の規定の適用を受ける農地については当該農地に係る同法附則第三十八項及び第三十九項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額とする。）」とする。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交付金法」という。）第二条第六項の規定は、昭和四十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金（以下「市町村納付金等」という。）から適用し、昭和四十年度分までの市町村納付金等については、なお従前の例による。

第二十三条　新交納付金法第二条第六項の日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から有償で借り受けている鉄道施設の用に供する固定資産に係る市町村納付金等については、昭和四十一年度分の市町村納付金等に限り、同法第七条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十一年七月三十一日」と、同法第十一条第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十一年八月三十一日」と、同法第十三条第二項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十一年十一月三十日」と、同法第十四条第二項中「毎年五月三十一日及び十月三十一日」とあるのは「昭和四十一年十二月三十一日」と、「それぞれ当該納付金納額告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額」とあるのは「当該納付金納額告知書に記載された納付金額」と、同法第十六条第四項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和四十一年八月三十一日」とする。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十四条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項二号中「百分の十三・一」を「百分の十三」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の五・五」を「百分の五・八」に改め、同項第二号中「百分の八・四」を「百分の八・九」に改め、同項第三号中「百分の十三・九」を

「百分の十四・七」に改め、同条第三項中「二以上の都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十五条　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の十三・一」を「百分の十三」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の五・五」を「百分の五・八」に改め、同項第二号中「百分の八・四」を「百分の八・九」に改め、同項第三号中「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に改め、同条第三項中「二以上の都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

（日本・スウェーデン租税条約実施新法及び日本・フランス租税条約実施新法の適用）

第二十六条　附則第二十四条の規定による改正後の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「日本・スウェーデン租税条約実施新法」という。）第五条及び第六条の規定は、昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度において支払を受けるべき日本・スウェーデン租税条約実施新法第五条第一項各号及び日本・フランス租税条約実施新法第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度において支払を受けるべきこれらの所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。この場合において、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度において支払を受けるべきこれらの所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税については、これらの規定中「百分の十三・一」とあるのは「百分の十三」と、「百分の五・八」、「百分の八・九」又は「百分の十四・七」とあるのは、それぞれ、「百分の五・六五」、「百分の八・六五」又は「百分の十四・三」とする。

（農地管理事業団法の一部改正）

第二十七条　農地管理事業団法（昭和四十一年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条のうち地方税法附則第五十四項の次に二項を加える改正規定中「附則第五十四項」を「附則第八十五項」に改め、当該改正規定により加えられる地方税法附則の規定を、それぞれ第八十六項及び第八十七項とする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭四一・三・三一）

◎土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律

（登録税法の一部改正）

第一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号、第二号、第三号ノ二及び第三号ノ三中「二里」を「八キロメートル」に、「十万坪」を「三十三万平方メートル」に改める

（関税定率法の一部改正）

第二条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項中「延坪数」を「延べ面積」に改める。

（地代家賃統制令の一部改正）

第三条　地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項ただし書及び同項第三号中「三十坪」を「九十九平方メートル」に改める。

（たばこ専売法の一部改正）

第四条　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「坪数」を「面積」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「一反歩」を「十アール」に、「三反歩」を「三十アール」に改める。

（計量法施行法の一部改正）

第六条　計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和四十一年三月三十一日」の下に「（農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和四十年法律第百二十一号）に係る土地に関する計量については、昭和四十三年三月三十一日）」を加える。

（国有林野法の一部改正）

第七条　国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「五町歩」を「五（ヘクタール）」に改める。

（森林法の一部改正）

第八条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「三千町歩」を「三千（ヘクタール）」に改める。

（農地法の一部改正）

第九条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「二町歩」を「二（ヘクタール）」に「三反歩」を「三十アール」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「五千坪」を「二（ヘクタール）」に改める。

第九条第二項中「一反歩」を「十アール」に改める。

別表中「町」を「（ヘクタール）」に改める。

（公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正）

第十条　公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「坪数」を「面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「基準坪数」を「基準面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第八条第一項中「坪数」を「面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第二項中「保有坪数」を「保有面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「坪数」を「面積」に改める。

（関税法の一部改正）

第十一条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百条第三号中「延坪数」を「延べ面積」に改める。

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正）

第十二条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「十町歩」を「十ヘクタール」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十三条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「坪数」を「面積」に改める。

附則第五項中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「二・五五坪」を「八・四三平方メートル」に、「〇・二〇坪」を「〇・六七平方メートル」に改める。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「必要坪数」を「必要面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第五条の二中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第六条の見出し中「必要坪数」を「必要面積」に改め、同条第一項中「必要坪数」を「必要面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「基準坪数」を「基準面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第八条第一項中「保有坪数」を「保有面積」に、「必要坪数」を「必要面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「基準坪数」を「基準面積」に、「二・五五坪」を「八・四三平方メートル」に、「〇・二〇坪」を「〇・六七平方メートル」に改める。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「必要坪数」を「必要面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第五条の二中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第六条の見出し中「必要坪数」を「必要面積」に改め、同条第一項中「必要坪数」を「必要面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「基準坪数」を「基準面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第八条第一項中「保有坪数」を「保有面積」に、「必要坪数」を「必要面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「基準坪数」を「基準面積」に、「二・五五坪」を「八・四三平方メートル」に、「〇・二〇坪」を「〇・六七平方メートル」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその期日が告示されている農業委員会の委員の選挙及びその手続が開始されている農業委員会の委員の解任の請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に在任する選挙された農業委員会の委員及び前項の選挙により選挙された農業委員会の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在任するものとする。

4 昭和四十年度以前の予算に係る公立高等学校危険

建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定による国庫補助金又は公立養護学校整備特別措置法第二条第一項若しくは義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項の規定による国庫負担金については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・文部・農林・通商産業・建設・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭四一・四・一）

◎機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律

機械類賦払信用保険臨時措置法（昭和三十六年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機械類賦払信用保険法

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 機械類賦払信用保険特別会計法（昭和三十六年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類賦払信用保険臨時措置法」を「機械類賦払信用保険法」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭四一・四・一）

◎中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律

中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「六億円」を「七億五千万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

2 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「六億円」を「七億五千万円」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十四号（昭四一・四・一）

◎日本住宅公団法の一部を改正する法律

日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号を次のように改める。

一　政府職員（非常勤の者を除く。）

第十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十条中「副総裁一人」を「副総裁二人」に改める。

第二十四条及び第二十五条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

第三十一条中「行う」を「行なう」に改め、同条第九号中「前八号」を「前各号」に、「並びに」を「、」に改め、「施設の建設及び賃貸その他の管理」の下に「並びに住宅の建設又は宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備」を加え、同号を同条第二十号とし、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号中「土地区画整理事業」を「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業を施行すること。

十　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業を施行すること。

第三十一条第六号中「前五号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　公団が賃貸し、又は譲渡する住宅の建設及び公団が賃貸し、又は譲渡する宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十二条第一項中「（新住宅市街地開発事業による宅地の造成及び譲渡を除く。）」を削り、「（新住宅市街地開発事業による施設の建設及び譲渡を除く。）を行なうときは」を「を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「前項の基準」を「前項の建設省令で定める基準」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十八号）附則第一項ただし書の政令で定める日までの間は、改正後の日本住宅公団法第三十一条第十号中「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」とあるのは、「首都圏市街地開発区域整備法」とする。

（地方税法の一部改正）

3　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第九号を次のように改める。

九　日本住宅公団が日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十一条第二号に規定する業務（同条第九号に規定するものを含む。）の用に供する宅地に関するもの

又は同条第二号の宅地とあわせて造成する土地若しくは住宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地の造成とあわせて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの

（内閣総理・建設・自治大臣署名）

法律第四十五号（昭四一・四・一）

◎交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2　この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣）をいう。

3　この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、次条の規定により指定された道路について、この法律で定めるところに従つて行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、道路の改築（第二号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行なわれるものを除く。

一　都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が同法の規定に基づいて行なう信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

二　道路管理者が道路法の規定に基づいて行なう次に掲げる事業

イ　横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行なう歩道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ　道路標識、さく、街燈その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

（交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定）

第三条　国家公安委員会及び建設大臣は、道路におけ

る交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令・建設省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、昭和四十一年度以降の三箇年間において交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

2　国家公安委員会及び建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見をきかなければならない。

3　国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、総理府令・建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（交通安全施設等整備事業三箇年計画）

第四条　国家公安委員会及び建設大臣は、協議により昭和四十一年度以降の三箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。）の案を作成しなければならない。

2　内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3　交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　三箇年間に行なうべき交通安全施設等整備事業の実施の目標

二　三箇年間に行なうべき交通安全施設等整備事業の量

4　国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5　前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（交通安全施設等整備事業の実施計画）

第五条　都道府県公安委員会及び道路管理者は、交通安全施設等整備事業三箇年計画に即して、総理府令・建設省令で定めるところにより、協議により交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。この場合も、同様とする。

2　前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

3　国家公安委員会又は建設大臣は、第一項の実施計画が交通安全施設等整備事業三箇年計画に照らして適当でないと認めるときは、それぞれ都道府県公安委員会又は道路管理者にその変更を指示することができる。この場合においては、国家公安委員会及び建設大臣は、あらかじめ、相互に調整を図らなければならない。

（交通安全施設等整備事業の実施）

第六条　都道府県公安委員会又は道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

（費用の負担又は補助の特例）

第七条　道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

2　道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3　国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4　道路法第八十八条第一項の規定により国が道路に関する費用の全額を負担する道路については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5　第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第一項本文及び第二項本文、第五十六条並びに第八十五条第三項の規定は、適用しない。

（権限の委任）

第八条　第五条第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（道路整備特別会計法の一部改正）

2　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第八十一号）第二十二条第一項」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第七条第一項」に改める。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第四十六号（昭四一・四・五）

◎漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の十一第二項を次のように改める。

2　満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に対応する部分の率については、最初の保険料期間（組合が満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間をいう。以下同じ。）に係るものは、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とし、最初の保険料期間以外の保険料期間に係るものは、当該純保険料率に、危険区分に係るトン数区分（以下「トン数区分」という。）その他農林大臣が定める区分ごとに既経過の保険料期間の数に応じて組合が定款で定める割合を乗じて得た率とする。

第百十三条の十一第三項中「毎年」を「保険料期間ごとに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により組合が定める割合は、トン数区分その他同項の農林大臣が定める区分及び既経過の保険料期間の数の区分ごとに、第百十七条第二項の農林大臣が定める割合を下つてはならない。

第百十三条の十六第二項を同条第三項とし、同条第一項中「未払積立保険料を含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により全損した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の普通損害保険事故により委付した場合には、組合の定款の定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払つた積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として危険区分に係る船齢の区分ごとに省令で定める割合を保険金額に乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額をこえない額の払いもどし金を請求することができる。ただし、第百三条又は第百四条の規定により、組合が当該普通損害保険事故に係る損害をてん補する責めを負わない場合については、この限りでない。

第百十七条第一項第一号中「（以下この条において「トン数区分」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　満期保険の再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率については、最初の保険料期間に係るものは、組合の普通損害保険の再保険料率と同率とし、最初の保険料期間以外の保険料期間に係るものは、当該再保険料率に、トン数区分その他第百十三条の十一第二項の農林大臣が定める区分ごとに既経過の保険料期間の数に応じて農林大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

第百十八条中「第九十八条、第百十三条の七又は第百十三条の十六第二項、第九十八条、第百十三条の七（第百十三条の十六第三項において準用する場合を含む。）又は第百十三条の十六第一項若しくは第二項」に改める。

第百三十二条第二号及び第六号中「及び指導」を「、指導及び助成」に改める。

第百三十七条の次に次の一条を加える。

（漁船保険振興勘定）

第百三十七条の二　中央会は、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項の規定により交付を受けた交付金（当該交付金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該交付金の運用又は使用に伴い生ずる収入を含む。以下「交付金等」という。）に係る経理については、特別の勘定（以下「漁船保険振興勘定」という。）を設け、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　交付金等に係る収入

二　交付金等に係る支出

三　交付金等に係る財産の状況

2　中央会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、漁船保険振興勘定の収支予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　中央会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、漁船保険振興勘定の収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第百四十五条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第百三十二条の改正規定、第百三十七条の次に一条を加える改正規定及び第百四十五条の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に満期保険に付されている漁船（以下「施行時付保漁船」という。）に係るこの法律の施行の日を含む保険料期間（改正後の漁船損害補償法第百十三条の十一第二項の保険料期間をいう。以下同じ。）についての満期保険の保険料率のうち損害保険料（同条第一項の損害保険料をいう。）中の純保険料に対応する部分の率については、なお従前の例による。

3　施行時付保漁船については、改正後の漁船損害補償法第百十三条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日を含む保険料期間の次の保険料期間から適用する。

4　施行時付保漁船に係るこの法律の施行の日を含む保険料期間についての再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故（漁船損害補償法第三条第三項の普通損害保険事故をいう。）による支払に係る部分の率については、なお従前の例による。

5　政府は、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船保険中央会に対し、その行なう改正後の漁船損害補償法第百三十二条第二号、第四号及び第六号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に必要な経費の財源の一部として、昭和四十一年度において、漁船再保険特別会計から、十二億円を限り、交付金を交付する。

6　漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

（法務・大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭四一・四・五）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

第七条中第十五号を第二十一号とし、第十四号の二の次に次の六号を加える。

十五　基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

十六　文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行ない、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

十七　文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

十八　外国の教育事情について、調査研究を行ない、及びその結果を利用に供すること。

十九　文部省の所掌事務に関する年次報告、要覧、時報等を編集し、及び頒布すること。

二十　国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

第十条第一号中「、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立社会教育研修所及び日本芸術院」を「及び国立社会教育研修所」に改め、同条第二号中「（国民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第八号から第十一号までを削る。

第十一条を次のように改める。

（文化局の事務）

第十一条　文化局においては、次の事務をつかさどる。

一　文化（文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条において同じ。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二　国語の改良及びその普及に関すること。

三　著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行なうこと。

四　教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な文化及び運動競技に関する会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

五　教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

六　国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

七　日本ユネスコ国内委員会、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国語研究所及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

八　文化の振興及び普及のための補助に関すること。

九　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十　文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

十一　宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二　宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

第十三条第一項第二号中「関する」を「関し、国内における国際協力に関する事務を行ない、及び」に改める。

第三十一条の表中「九三、六〇九人」を「九七、五一七人」に、「九一、二七六人」を「九五、一八三人」に、「五三九人」を「五四六人」に、「九四、一四八人」を「九八、〇六三人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同条の規定は、同年四月一日から適用する。

2　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「調査局」を「文化局」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道学芸大学の項中「北海道学芸大学」を「北海道教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表中

畜産学部	帯広畜産大学

を

帯広畜産大学	畜産学部
北見工業大学	工学部

に改め、同表岩手大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表宇都宮大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表群馬大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表東京学芸大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表横浜国立大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表山梨大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福井大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表信州大学の項中「文理学部　教育学部」を「人文部学　教育学部　理学部」に改め、同表岐阜大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表愛知学芸大学の項中「愛知学芸大学」を「愛知教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表三重大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表滋賀大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表京都学芸大学の項中「京都学芸大学」を「京都教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表奈良学芸大学の項中「奈良学芸大学」を「奈良教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表和歌山大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表鳥取大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表徳島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表香川大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福岡学芸大学の項中「福岡学芸大学」を「福岡教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表佐賀大学の項中「文理学部　教育学部」を「教育学部　経済学部　理工学部」に改め、同表長崎大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表宮崎大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第一項中「山形大学」を「山形大学　宇都宮大学」に、「東京医科歯科大学」を「東京　東京」に、「東京外国語大学　学芸大学」を「信州大学　岐阜大学」に、「名古屋工業大学」を「名古屋工業大学　三重大学」に、「奈良女子大学」を「奈良女子大学　和歌山大学」に、「広島大学」を「広島大学　山口大学」に改める。

第三条の三第一項の表中長岡工業短期大学の項、宇部工業短期大学の項及び久留米工業短期大学の項を削り、同条第二項の表中

室蘭工業大学短期大学部	室蘭工業大学
小樽商科大学短期大学部	小樽商科大学

を

北海道	北海道

に改め、同表小樽商科大学短期大学部の項中「小樽商科大学」を「小樽商科大学　歯科材料研究所」に改める。

第四条第一項の表東京医科歯科大学の項中

歯科材料研究所	歯科材料に関する学理及びその応用の研究
東京都	医用器材に関する学理及びその応用の研究

を

医用器材研究所	東京都

に改め、同表大阪大学の項中

「

微生物病研究所	微生物病に関する学理及びその応用の研究
大阪府産業科学研究所	自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なもの基礎的学理及びその応用の研究

」を

「

微生物病研究所	微生物病に関する学理及びその応用の研究
大阪府産業科学研究所	自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なもの基礎的学理及びその応用の研究
大阪府社会経済研究所	社会経済に関する総合研究

」に改める。

附　則

1　この法律は公布の日から施行する。ただし、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項第三条の第一項及び第四条第一項中大阪大学に係る部分並びにこの法律による改正後の国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）第二条第二項中北海道教育大学養護教諭養成所に係る部分の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

2　信州大学及び佐賀大学の各文理学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　国立養護教諭養成所設置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「北海道学芸大学養護教諭養成所」を「北海道教育大学養護教諭養成所」に、「北海道学芸大学」を「北海道教育大学」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭四一・四・一三）

◎災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百二十万円」を「二百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第三条第二項及び第三項中「百二十万円」を「二百万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条及び第三条の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭四一・四・一八）

◎都市開発資金融通特別会計法

（設置）

第一条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第四条　建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条　この会計の歳入歳出予算は、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（損益の処理）

第七条　この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

（剰余金の繰入れ）

第八条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第九条　建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十一条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十二条　この会計において、貸付金を支弁するため

必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（一時借入金）

第十三条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十四条　第十二条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

第十五条　第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（実施規定）

第十六条　この法律の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　都市開発資金融通特別会計の管理に関すること。

第四条第四項中「第七号の二まで」を「第七号の三まで」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭四一・四・一八）

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「六人以内」を「七人以内」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十二号（昭四一・四・一八）

◎最高裁判所裁判官退職手当特例法

（趣旨）

第一条　この法律は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当に関して、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下「退職手当法」という。）の特例を定めるものとする。

（最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例）

第二条　最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の六百五十を乗じて得た額とする。

2　前項の規定により計算した退職手当の額が、最高裁判所の裁判官の退職の日における報酬月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第三条　前条の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、退職手当法第七条第一項の規定にかかわらず、最高裁判所の裁判官としての引き続いた在職期間による。

2　退職手当法第七条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定は、前項の規定による在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第六項ただし書中「六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条又は第五条第一項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）」とあるのは、「一年未満」と読み替えるものとする。

第四条　第二条の退職手当は、退職手当法第八条第一項、第十条第三項及び第十二条第一項の規定の適用については、同法第八条第一項に規定する一般の退職手当とみなす。

（最高裁判所の裁判官が退職した場合における一般職員等となつた場合の取扱い）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に在職する最高裁判所の裁判官のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、同法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。

2　最高裁判所の裁判官が引き続いて一般職員又は地方公務員となつた場合には、退職手当に関する法令の規定の適用については、一般職員又は地方公務員となつた日の前日に最高裁判所の裁判官を退職したものとみなす。

（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）

第六条　一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。

2　一般職員又は地方公務員が引き続いて最高裁判所の裁判官となつた場合には、退職手当に関する法令の規定の適用については、最高裁判所の裁判官となつた日の前日に一般職員又は地方公務員を退職したものとみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に在職する最高裁判所の裁判官のうち、この法律の施行前に一般職員から引き

続いて最高裁判所の裁判官となつた者に対しては、第六条の規定の例により退職手当を支給する。ただし、その退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者が退職したとみなされる日に占めていた官職と同一の官職につきこの法律の施行の日に支給されるべき俸給月額とする。

3　前項に規定する者が最高裁判所の裁判官を退職した場合において、同項の退職手当及び第二条の退職手当の合計額が、この法律の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなるべき退職手当の額に達しないときは、その差額に相当する金額を同条の退職手当の額に加算するものとする。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第五十三号（昭四一・四・一八）

◎義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「校舎」の下に「及び屋内運動場」を加え、同条第一項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「規定する校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加え、同条第二項中「規定する校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を、「伴つて校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第三項中「校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加える。

第五条の二の見出し中「屋内運動場及び」を削り、同条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に、「又は生徒の数」を「及び生徒の数」に改め、「盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、」及び「とする。以下同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「校舎を除く」を「寄宿舎並びに盲学校及び聾学校の」に改め、同項第一号中「生徒の数」の下に「（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。）」を加え、同項を同条第二項とする。

第六条第一項中「ごとに」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加え、同条第二項中「生徒の数」の下に「（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。）」を加え、「平均収容児童数若しくは平均収容生徒数」を「児童及び生徒の平均収容数」に改める。

第八条第一項中「増築後の校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第二項中「改築後の校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第三項中「又は第二項」を削り、「又は生徒の数」を「及び生徒の数」に改め、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条、第五条の二、第六条及び第八条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

2　昭和四十年度以前の予算に係る国庫負担金については、なお従前の例による。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第五十四号（昭四一・四・二二）

◎核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律

核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「地下資源開発審議会」を「鉱業審議会」に改める。

第四十八条第一項中「前条」を「第四十七条」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2　この法律は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則第三項中「廃止」を「失効」に、「この法律は」を「第三十八条の規定は」に改め、附則第四項を次のように改める。

4　附則第二項の規定によるこの法律の失効の日までにした行為に対する罰則の適用については、第四十八条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・通商業大臣署名）

法律第五十五号（昭四一・四・二五）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「軽工業局　繊維局」を「化学工業局　繊維雑貨局」に改め、同条第二項中「軽工業局」を「化学工業局」に改める。

第六条第三項中「、重工業局及び公益事業局」を「及び重工業局」に改める。

第十一条の見出し及び同条第一項中「軽工業局」を「化学工業局」に改め、同項第一号中「、雑貨工業品」を削り、「図ること。」の下に「（繊維雑貨局の所掌に係ることを除く。）」を加え、「、皮革（原皮及び原毛皮を除く。）、皮革製品」、「陶磁器」、「木竹製品、金属製日用品及び包装材料」及び「及び雑貨工業品」を削る。

第十二条（見出しを含む。）中「繊維局」を「繊維雑貨局」に改め、同条第一号中「左に掲げる繊維工業品」の下に「、雑貨工業品等」を加え、「右に掲げるもの以外の繊維工業品」を「皮革（原皮及び原毛皮を除く。）及び皮革製品
陶磁器、木竹製品、金属製日用品及び包装材料
右に掲げるもの以外の繊維工業品及び雑貨工業品」に改める。

第二十五条第一項の表中

高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。

を

高圧ガス及び火薬類保安審議会	高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第五十条第一項の表中「一一、二七二人」を「一一、一一五人」に、「一、四一四人」を「一、五五八人」に、「一六七人」を「一七七人」に、「一二、八五三人」を「一二、八五〇人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第五十条第一項及び附則第二項の規定は、昭和四十一年四年一日から適用する。

2　通商産業本省の定員は、改正後の第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年二月二十八日までの間は、一万千百十七人とする。

3　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の前の見出しを削り、同条から第七十二条までを次のように改める。

第六十七条から第七十二条まで　削除

（通商産業・内閣総理大臣署名）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表中「八五人」を「八八人」に、「二、五二三人」を「二、六〇六人」に、「二、六〇八人」を「二、六九四人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

2　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、七九五人」を「四五、七九四人」に、「四七、八二〇人」を「四七、八一九人」に改める。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表中「一六、三五九人」を「一六、三五七人」に、「六七、五一〇人」を「六七、五〇八人」に改める。

4　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表中「二五、〇九六人」を「二五、〇九五人」に、「二五、三一三人」を「二五、三一二人」に改める。

5　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「七千七百九十五人」を「七千七百九十三人」に、「千三十九人」を「千三十七人」に改める。

（内閣総理・法務・外務・大蔵・労働大臣署名）

法律第五十七号（昭四一・四・二六）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国日本国大使館　大韓民国　京城」に、「在パキスタン日本国大使館」を「在パキスタン日本国大使館　パキスタン　カラチ」に、「在ザンビア日本国大使館」を「在ザンビア日本国大使館　ザンビア　ルサカ」に改め、「在シンガポール日本国大使館　在ガンビア日本国大使館　シンガポール　シンガポール　ガンビア　バサースト」を削り、「在シンガポール日本国総領事館」を「在ラス・パルマス日本国総領事館　スペイン　ラス・パルマス」を「在ポートランド日本国総領事館　在釜山日本国総領事館　在高雄日本国総領事館　在ナホトカ日本国総領事館　在パース日本国総領事館　アメリカ合衆国　ポートランド　大韓民国　釜山　中華民国　高雄　ソヴィエト連邦　ナホトカ　オーストラリア　パース」に改め、「在ポートランド日本国領事館　在釜山日本国領事館　在ブリスベン日本国領事館　在ブリスベン日本国領事館　在エドモントン日本国領事館　アメリカ合衆国　ポートランド　大韓民国　釜山　オーストラリア　ブリスベン　オーストラリア　ブリスベン　カナダ　エドモントン」を削り、「在ブリスベン日本国領事館　在エドモントン日本国領事館」を削り、「在ブリスベン日本国領事館　在エドモントン日本国領事館」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、在パキスタン及び在ガンビアの各日本国大使館、在高雄、在パース及び在ナホトカの各日本国総領事館並びに在エドモントン日本国領事館に関する部分は、それぞれ、同日以後において政令で定める日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭四一・四・二六）

◎在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

在外公館の種類 ＼ 所在国又は所在地 ＼ 号別	大使	公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
アメリカ合衆国	一九、二〇〇	一六、七一六	一四、二三二	一一、七四八	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
カナダ	一五、〇〇〇	一三、四七六	一一、九五二	一〇、四一六	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八
メキシコ	一四、四〇〇	一三、〇四四	一一、七〇〇	一〇、三四四	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三二	五、〇七六	四、六〇八	四、一五二	三、六八四
ブラジル	一五、〇〇〇	一三、三八〇	一一、七六〇	一〇、一四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
アルゼンティン	一五、〇〇〇	一三、五二四	一二、〇三六	一〇、五六〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
大韓民国	一五、〇〇〇	一三、六〇八	一二、二二八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
フィリピン	一五、〇〇〇	一三、六〇八	一二、二二八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
オーストラリア	一五、〇〇〇	一三、三八〇	一一、七六〇	一〇、一四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
インドネシア	一五、〇〇〇	一三、四二八	一一、八五六	一〇、二八四	八、七一二	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
タイ	一五、〇〇〇	一三、六〇八	一二、二二八	一〇、八三六	九、四五六	七、九九二	七、〇三二	六、三〇〇	五、八二〇	五、三二八	四、八四八	四、三六八	三、八七六
ビルマ	一五、〇〇〇	一三、六五六	一二、三二四	一〇、九八〇	九、六三六	八、一六〇	七、一六四	六、四二〇	五、九二八	五、四三六	四、九四四	四、四五二	三、九四八
インド	一六、八〇〇	一四、九八八	一三、一七六	一一、三六四	九、五四〇	八、〇七六	七、〇九二	六、三六〇	五、八六八	五、三八八	四、八九六	四、四〇四	三、九一二

ソヴィエト連邦	二四六〇〇	二一一三三	一四六五六	一四一〇〇	一三三三六	一二六〇〇	一〇五二一	九〇六六	七九二一	六八〇四	五七〇〇	五六〇八	四九六六	四四四四	四〇三一	三七一六	三四〇四
アフガニスタン	一五六〇〇	一四一〇〇	一三二〇〇	一二一四〇〇	一一一三三	一〇一二六	九四一八	八四七三	七五六六	七〇〇八	六四三一	五八四四	五二六六	四七〇三	四二五六	三八〇四	三三七〇
イラン	一五六〇〇	一三七四四	一二四〇八	一一一三三	九八六八	八三二六	七三〇八	六五二三	六〇〇〇	五五四四	五〇八四	四六一八	四一五三	三七一〇			
イスラエル	一五六〇〇	一三五四四	一二〇五六	一〇五六〇	九〇八四	七六六〇	六五六六	六〇五〇	五六四一	五一二四	四六五六	四一八八	三七一〇				
セイロン	一五六〇〇	一三五七三	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七九六八	六八八八	六一八〇	五七〇〇	五二三三	四七五三	四二七三	三八〇四				
カンボディア	一五六〇〇	一三八〇〇	一二〇六〇〇	一一四〇〇	一〇一八八	八六六八	七五六四	六七九三	六二三六	五七四八	五二三三	四七〇四	四一七六				
ラオス	一五六〇〇	一三八六六	一二七〇	一一六五六	一〇五六〇	八九四〇	七八六〇	七〇四四	六五〇四	五九六四	五四二二	四八六三	四三三三				
ヴィエトナム	一五六〇〇	一三八〇〇	一二六〇〇	一一四〇〇	一〇一八八	八六六八	七五六四	六七九三	六二三六	五七四八	五二三三	四七〇四	四一七六				
アラブ連合共和国	一五六〇〇	一三三三三	一二六四四	一〇〇〇八	八三四〇	七〇六六	六五四四	六〇二四	五五六六	五一三六	四六七四	四二三三	三八〇四				
中華民国	一五六〇〇	一三五四四	一二〇三六	一〇五六〇	九〇八四	七六六〇	六五四六	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
連合王国	一八六〇〇	一六七三三	一三九三三	一二六四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
スペイン	一四四〇〇	一二八八八	一一三六六	九八五三	八三四〇	七〇六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
イタリア	一五六〇〇	一三五四三	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
フランス	一八六〇〇	一六四〇四	一三一〇八	一一四〇〇	九六二八	八三二六	七三〇八	六五二三	六〇四八	五五四四	五〇八四	四五六六	四〇三一				
ベルギー	一四四〇〇	一二一二六	一〇一五四八	九三六四	七八六六	六八八八	六一八〇	五七〇〇	五二三三	四七五三	四二七三	三八〇四					
オランダ	一四四〇〇	一二一九六	一〇一七八	九九六六	八五三〇	七三二二	六三四六	五八〇八	五三四四	四八九八	四四四四	四〇一〇	三五六六				
ドイツ連邦	一五六〇〇	一三四八三	一二一八六六	一〇一三四四	八七七三	七三六八	六四〇〇	五八〇八	五三四四	四八九八	四四四四	四〇一〇	三五六六				
ベルギー	一四四〇〇	一二一二六	一〇一五四八	九三六四	七八六六	六八八八	六一八〇	五七〇〇	五二三三	四七五三	四二七三	三八〇四					
スイス	一五六〇〇	一三五四四	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
ポーランド	二〇四〇〇	一七七六六	一五六一〇四	一二六〇〇	一〇〇〇八	八四七三	七四二六	六五八八	六〇四八	五五四四	五〇八四	四五六六	四〇三一				
ハンガリー	一五六〇〇	一三五四四	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
ルーマニア	一五六〇〇	一三五四四	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
ブルガリア	一五六〇〇	一三五四四	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
ユーゴースラヴィア	一四四〇〇	一二一二六	一〇五四八	九二五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四					
オーストリア	一四四〇〇	一二一九〇	一〇五六八	八六六六	七二三六	六四〇八	五八四八	五三四四	四八〇四	四四一六	三九二四	三五〇四					
スウェーデン	一四四〇〇	一三〇六八	一一七三六	一〇四六六	九〇四四	七六六〇	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
マレイシア	一五六〇〇	一三五七三	一二一三三	一〇七四四	九三五四	七八六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
アチェコスロヴァキア	二〇四〇〇	一七七〇	一五六一〇	一二四六六	九八六八	八三二六	七三〇八	六五二三	六〇四八	五五四四	五〇八四	四五六六	四〇三一				
ポーランド	二〇四〇〇	一七七六六	一五六一〇四	一二六〇〇	一〇〇〇八	八四七三	七四二六	六五八八	六〇四八	五五四四	五〇八四	四五六六	四〇三一				
コロンビア	一三八〇〇	一二一六〇〇	一一四〇〇	一〇一八八	八九八八	七六〇八	六六六四	五九八八	五四二三	四八九八	四四四四	四〇一一	三六六四				
ヴェネズエラ	一四四〇〇	一二一八六四	一一七六六	一〇一九四〇	九一一四	八〇三八	七四六六	六七〇〇	六二三八	五七四八	五二六六	四七五三	四二七三				
キューバ	一四四〇〇	一二一八六四	一一七六六	一〇一四〇	九〇九三	八〇三八	七四六六	六七〇〇	六二三八	五七四八	五二六六	四七五三	四二七三				
チリ	一四四〇〇	一二一八六四	一一七六六	一〇一四六	九〇八四	七八六〇	六七四六	六二〇〇	五七四八	五二六六	四八〇四	四三三六	三九〇四				
ペルー	一三八〇〇	一二一八六四	一一七六六	一〇一四六	八九八八	七八六〇	六七四六	六二〇〇	五七四八	五二六六	四八〇四	四三三六	三九〇四				
ドミニカ共和国	一三八〇〇	一二一八六四	一一七六六	一〇一九四〇	八四七三	七四〇〇	六三四八	五八一六	五二六六	四七五三	四二七三	三八〇四					
パキスタン	一五六〇〇	一三八〇〇	一二一八〇〇	一一四〇〇	一〇一八八	八六六八	七五六四	六七九三	六二三六	五七四八	五二三三	四七〇四	四一七六				
ネパール	一五六〇〇	一三八六六	一二七〇	一一六五六	一〇五六〇	八九四〇	七八六〇	七〇四四	六五〇四	五九六四	五四二二	四八六三	四三三三				
大使館																	
エティオピア	一五六〇〇	一三八四六	一二六四四	一〇五六三	八七六四	七〇六六	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四				
ガーナ	一五六〇〇	一四八六六	一三三六六	一二〇〇	一〇六六六	九三四三	八〇四〇	七〇五三	六五四四	六〇二〇	五六七〇	五一三三	四七〇四	四二七三	三八〇四	三四一〇	二九七三

ニジェール	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三〇〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
ガボン	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三〇〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
(ボランザヴィル)一	一五六〇〇	一四八四〇	一四一〇〇	一三六三五	一三〇〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
カメルーン	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三〇〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
中央アフリカ共和国	一五六〇〇	一四八五九	一四一五六	一三六四八	一三一七三	一二六〇四	一二一〇二	一一六一五	一一一三四	一〇六六三	一〇二二六	九七八〇	九三五四
チャード	一五六〇〇	一四八五九	一四一五六	一三六四八	一三一七三	一二六〇四	一二一〇二	一一六一五	一一一三四	一〇六六三	一〇二二六	九七八〇	九三五四
スーダン	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三一〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
ソマリア	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三一〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
ウルグアイ	一三六〇〇	一三一四五六	一二六一三	一二一一三	一一六七〇	一一一四六	一〇七一四	一〇二七六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
パラグアイ	一三六〇〇	一三一四八	一二六一四	一二一四四	一一六三三	一一一九四	一〇七四四	一〇二八六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
ボリビア	一三六〇〇	一三一八五	一二六一九	一二一九四	一一六五九	一一一九四	一〇七四四	一〇二八六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
エクアドル	一三六〇〇	一三一四八	一二六一四	一二一四四	一一六三三	一一一九四	一〇七四四	一〇二八六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
(レオポルドヴィル)一	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三一〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
ナイジェリア連邦	一五六〇〇	一四七三六	一三八〇二	一三一一四	一二六四六	一二一八四	一一六五六	一一一二六	一〇七四六	一〇二八五	一〇二三六	九七八〇	九三五四
ギリシャ	一三六〇〇	一三一四八〇	一二六一三	一二一七〇	一一六三〇	一一一六四	一〇七一三	一〇二六六	一〇二二五	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
ポルトガル	一三六〇〇	一三一四八〇	一二六一三	一二一七〇	一一六三〇	一一一六四	一〇七一三	一〇二六六	一〇二二五	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
レバノン	一四四〇〇	一三七九三	一三二五四	一二七五六	一二二三四	一一七一八	一一二〇二	一〇七〇六	一〇二〇一	九七〇四	九二〇八	八七〇四	八二〇一
イラク	一五六〇〇	一四八〇〇	一三七〇〇	一三二〇〇	一二七〇〇	一二二〇〇	一一七〇〇	一一二〇〇	一〇七〇〇	一〇二〇〇	九七〇〇	九二〇〇	八七〇〇
ニュー・ジーランド	一三六〇〇	一三一四八〇	一二六一三	一二一七〇	一一六三〇	一一一六四	一〇七一三	一〇二六六	一〇二二五	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八

マロッコ	一五六〇〇	一四九〇	一四二五	一三六三三	一三一七三	一二六九〇	一二一八四	一一六八〇	一一一三四	一〇七一〇	一〇二〇六	九六四八	九一〇二
モーリタニア	一五六〇〇	一四三五	一三七四	一三二〇八	一二七四四	一二二〇四	一一七〇五	一一二〇二	一〇七〇〇	一〇二〇三	九七〇六	九二〇九	八七〇一
セネガル	一五六〇〇	一四八〇八	一四一〇〇	一三六三三	一三一四四	一二六四四	一二一〇五	一一六一〇	一一一三四	一〇七一〇	一〇二〇六	九六四八	九一〇二
上ヴォルタ	一五六〇〇	一四八九〇	一四一三五	一三六三三	一三一七三	一二六九〇	一二一八四	一一六八〇	一一一三四	一〇七一〇	一〇二〇六	九六四八	九一〇二
ダホメー	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三一〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
トーゴ	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三一〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
象牙海岸共和国	一五六〇〇	一四八九〇	一四一三五	一三六三三	一三一七三	一二六九〇	一二一八四	一一六八〇	一一一三四	一〇七一〇	一〇二〇六	九六四八	九一〇二
ギニア	一五六〇〇	一四八九〇	一四一三五	一三六三三	一三一七三	一二六九〇	一二一八四	一一六八〇	一一一三四	一〇七一〇	一〇二〇六	九六四八	九一〇二
リベリア	一五六〇〇	一四八五六	一四一〇〇	一三六三五	一三一〇〇	一二六五三	一二一〇五	一一六一八	一一一三一	一〇六六四	一〇二二七	九七八〇	九三五四
南アフリカ共和国	一三六〇〇	一三一五〇四	一二六一〇八	一二一一〇八	一一六九三	一一一八六	一〇七三六	一〇二七四	一〇二二〇八	九七九三	九三七〇	八八四一	八三一四
マダガスカル	一五六〇〇	一四八四四	一三九二五	一三四三四	一二九四〇	一二四一四	一一九四八	一一四三六	一〇九四〇	一〇四四六	一〇〇〇五	九五三六	九〇六〇
ニカラグア	一三六〇〇	一三一七五六	一二七一四	一二二〇〇	一一七五〇	一一二九六	一〇八四六	一〇三九四	一〇四四三	九九八四	九四八八	九〇一二	八五六六
ハイティ	一三六〇〇	一三一九〇〇	一二七〇〇〇	一二一〇〇	一一六一八	一一一六四	一〇七一三	一〇二六六	一〇二二五	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
エル・サルヴァドル	一三六〇〇	一三一四三四	一二六一四四	一二一四三六	一一六三〇〇	一一一九〇四	一〇七四〇	一〇二八六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
パナマ	一三六〇〇	一三一四八〇	一二六一四四	一二一四〇〇	一一六一八	一一一九八	一〇七四八	一〇二八六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
フィンランド	一三六〇〇	一三一四三五	一二六一三三	一二一四〇四	一一六一六	一一一九六	一〇七四八	一〇二八六	一〇二二七	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
ルクセンブルグ	一四四〇〇	一三一〇一〇	一二六一三五	一二一三五	一一六一三五	一一一七四	一〇七一四	一〇二六六	一〇二二一	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八
シリア	一四四〇〇	一三一〇一〇	一二六一三五	一二一三五	一一六一三五	一一一七四	一〇七一四	一〇二六六	一〇二二一	九七八〇	九三五四	九〇一四	八八六八

ジョルダン	一五、〇〇〇	一三、六三二	一三、二七六	一〇、九〇八	九、五四〇	八、〇七六	七、〇九二	六、三六〇	五、八六八	五、三八八	四、八九六	四、四〇四	三、九一二
クウェイト	一五、六〇〇	一四、九四〇	一四、二九二	一三、六三二	一二、九七二	一〇、九八〇	九、六四八	八、六五二	七、九八〇	七、三二〇	六、六四八	五、九八八	五、三三八
イエメン	一三、八〇〇	一三、三四四	一三、八七六	一三、四二〇	一一、九五二	一〇、一一六	八、八九二	七、九六八	七、三五六	六、七四四	六、一三二	五、五二〇	四、九〇八
サイプラス	一三、八〇〇	一三、四八〇	一二、一六〇	九、八四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
リビア	一三、八〇〇	一三、九〇〇	一三、〇〇〇	一二、一〇〇	一〇、一八八	八、六二八	七、五八四	六、七九二	六、二七六	五、七四八	五、二三二	四、七〇四	四、一七六
テュニジア	一三、八〇〇	一三、六二四	一二、四三六	一〇、二六〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
シエラ・レオーネ	一五、六〇〇	一四、六一六	一三、六三三	一三、六六〇	一一、六七六	九、八七六	八、六七六	七、七八八	七、一八八	六、五八八	五、九八八	五、三八八	四、七八八
タンザニア	一五、〇〇〇	一三、八九六	一三、七八〇	一一、六七六	一〇、五六〇	八、九四〇	七、八六〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四一二	四、八七二	四、三三二
グァテマラ	一三、八〇〇	一三、六二四	一二、四三六	一〇、二六〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
ジャマイカ	一三、八〇〇	一三、八五二	一二、九〇四	一〇、九五六	一〇、〇〇八	八、四七二	七、四四〇	六、六七二	六、一五六	五、六四〇	五、一三六	四、六二〇	四、一〇四
トリニダッド・トバゴ	一三、八〇〇	一三、八〇四	一二、八〇八	一〇、八一三	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
アイルランド	一三、八〇〇	一三、四八〇	一二、一六〇	九、八四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
イスラエル	一三、八〇〇	一三、五二八	一二、二五六	九、九八四	八、七一三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、三六四	四、九〇八	四、四六四	四、〇二〇	三、五七六
アルジェリア	一五、〇〇〇	一三、八〇〇	一三、六〇〇	一二、四〇〇	一〇、一八八	八、六二八	七、五八四	六、七九二	六、二七六	五、七四八	五、二三二	四、七〇四	四、一七六
ウガンダ	一五、〇〇〇	一三、五二四	一三、〇三六	一〇、五六〇	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
ルワンダ	一五、六〇〇	一四、六一六	一三、六三三	一三、六六〇	一一、六七六	九、八七六	八、六七六	七、七八八	七、一八八	六、五八八	五、九八八	五、三八八	四、七八八
ブルンディ	一五、六〇〇	一四、六一六	一三、六三三	一三、六六〇	一一、六七六	九、八七六	八、六七六	七、七八八	七、一八八	六、五八八	五、九八八	五、三八八	四、七八八
ハンガリー	一七、四〇〇	一五、五〇四	一三、六〇八	一一、七一三	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
ルーマニア	一七、四〇〇	一五、六〇〇	一三、八〇〇	一三、〇〇〇	一〇、一八八	八、六二八	七、五八四	六、七九二	六、二七六	五、七四八	五、二三二	四、七〇四	四、一七六

	ブルガリア	一七、四〇〇	一五、六〇〇	一三、八〇〇	一三、〇〇〇	一〇、一八八	八、六二八	七、五八四	六、七九二	六、二七六	五、七四八	五、二三二	四、七〇四	四、一七六
	ケニア	一五、〇〇〇	一三、五〇〇	一三、〇〇〇	一〇、四八八	八、九八八	七、六〇八	六、六八四	五、九八八	五、五三二	五、〇七六	四、六〇八	四、一五二	三、六八四
	コスタ・リカ	一三、八〇〇	一三、四八〇	一二、一六〇	九、八四〇	八、五二〇	七、二一二	六、三三六	五、六八八	五、二四四	四、八一二	四、三六八	三、九三六	三、四九二
	マルタ	一三、八〇〇	一三、六七二	一二、五三三	一〇、四〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
	マラウイ	一五、〇〇〇	一三、八九六	一三、七八〇	一一、六七六	一〇、五六〇	八、九四〇	七、八六〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四一二	四、八七二	四、三三二
	ザンビア	一五、〇〇〇	一三、八九六	一三、七八〇	一一、六七六	一〇、五六〇	八、九四〇	七、八六〇	七、〇四四	六、五〇四	五、九六四	五、四一二	四、八七二	四、三三二
	シンガポール	一五、〇〇〇	一三、五七二	一三、一三三	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
	ガンビア	一五、六〇〇	一四、八〇八	一四、〇〇四	一三、二一三	一二、四二〇	一〇、五一三	九、二二八	八、二八〇	七、六四四	七、〇〇八	六、三七二	五、七三六	五、一〇〇
公使館	ホンデュラス		一三、八〇〇	一二、五三三	一〇、四〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
公使館	アイスランド		一三、八〇〇	一二、三五二	一〇、一一六	八、八九二	七、五二四	六、六一二	五、九二八	五、四七二	五、〇一六	四、五六〇	四、一〇四	三、六四八
	ニュー・ヨーク			一四、五〇八	一三、一六八	九、八二八	八、三一六	七、三〇八	六、五五二	六、〇四八	五、五四四	五、〇四〇	四、五三六	四、〇三二
	シカゴ			一三、九四四	一一、五〇八	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
	サン・フランシスコ			一三、九四四	一一、五〇八	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
	ロス・アンゼルス			一三、九四四	一一、五〇八	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
	ホノルル			一三、九四四	一一、五〇八	九、〇八四	七、六八〇	六、七五六	六、〇六〇	五、五九二	五、一二四	四、六五六	四、一八八	三、七二〇
	サン・パウロ			一二、四九六	九、九一三	八、三四〇	七、〇五六	六、二〇四	五、五五六	五、一三六	四、七〇四	四、二七二	三、八五二	三、四二〇
	香港			一四、二三三	一一、七四八	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
	カルカタ			一三、一七六	一一、三六四	九、五四〇	八、〇七六	七、〇九二	六、三六〇	五、八六八	五、三八八	四、八九六	四、四〇四	三、九一二
	ボンベイ			一三、九一二	一一、一三六	九、三六〇	七、九二〇	六、九六〇	六、二四〇	五、七六〇	五、二八〇	四、八〇〇	四、三二〇	三、八四〇